

令和5年第4回

市議会定例会資料

目 次

議案第 94 号關係	-----	5
議案第 95 号關係	-----	6
議案第 96 号關係	-----	26
議案第 97 号關係	-----	32
議案第 99 号關係	-----	33
議案第 100 号關係	-----	34
議案第 101 号關係	-----	35
議案第 105 号關係	-----	36
議案第 106 号關係	-----	46
議案第 107 号關係	-----	69
議案第 108 号關係	-----	80
議案第 109 号關係	-----	87
議案第 110 号關係	-----	91
報告第 28 号關係	-----	98
報告第 29 号關係	-----	99

令和5年第4回定例会補正予算（専決処分）の主な事業の概要

一般会計(令和5年度 補正第8号)
(歳出)

(単位：千円)

項番	(款 項 目) 事 業 名 (主 管 課)	補 正 額	説 明				
			国庫支出金	県支出金	地方債	その他	一般財源
1	(款) 総務費 (項) 徴税費 (目) 賦課徴収費	23,361					23,361
	過年度市税還付金及び還付加算金 (収納課)		市税の還付について、確定申告の修正により過年度市税還付金等に不足が見込まれるため、償還金利子及び割引料を増額するもの。 *決定過程 理事者調整(令和5年10月11日)				

令和5年第4回定例会補正予算の主な事業の概要

一般会計(令和5年度 補正第9号)
(歳出)

(単位:千円)

項番	(款 項 目) 事業名 (主 管 課)	補 正 額	明 明				
			国庫支出金	県支出金	地方債	その他	一般財源
1	(款) 議会費 (項) 議会費 (目) 議会費	1,158					1,158
	職員給与費 (職員課)		人事院による国家公務員の給与に関する勧告に鑑み、職員の給料月額並びに期末手当及び勤勉手当の額を改定することに伴い、給料、地域手当、期末勤勉手当、時間外勤務手当、共済費を増額するもの。 *決定過程 理事者調整(令和5年11月13日)				
2	(款) 議会費 (項) 議会費 (目) 議会費	772					772
	議員報酬及び手当等 (議会事務局)		議員の期末手当の支給月数を一般職に準じて、引き上げることに伴い、議員期末手当を増額するもの。 *決定過程 理事者調整(令和5年11月13日)				
3	(款) 議会費 (項) 議会費 (目) 議会費	2					2
	その他事務局費 (議会事務局)		職員の期末手当の額を改定することに伴い、会計年度任用職員期末手当を増額するもの。 *決定過程 理事者調整(令和5年11月13日)				
4	(款) 総務費 (項) 総務管理費 (目) 一般管理費	23,914					23,914
	職員給与費 (職員課)		人事院による国家公務員の給与に関する勧告に鑑み、職員の給料月額並びに期末手当及び勤勉手当の額を改定するほか、特別職の期末手当の支給月数を一般職に準じて、引き上げることに伴い、給料、地域手当、期末勤勉手当、時間外勤務手当、共済費を増額するもの。 *決定過程 理事者調整(令和5年11月13日)				
5	(款) 総務費 (項) 総務管理費 (目) 一般管理費	6					6
	一般管理経費 (行政総務課)		職員の期末手当の額を改定することに伴い、会計年度任用職員期末手当を増額するもの。 *決定過程 理事者調整(令和5年11月13日)				
6	(款) 総務費 (項) 総務管理費 (目) 一般管理費	2,862	12	1			2,849
	一般管理経費 (職員課)		職員の期末手当の額を改定することに伴い、会計年度任用職員期末手当、共済費を増額するもの。 *決定過程 理事者調整(令和5年11月13日)				
7	(款) 総務費 (項) 総務管理費 (目) 一般管理費	13					13
	健康管理費 (職員課)		職員の期末手当の額を改定することに伴い、会計年度任用職員期末手当を増額するもの。 *決定過程 理事者調整(令和5年11月13日)				

令和5年第4回定例会補正予算の主な事業の概要

一般会計(令和5年度 補正第9号)
(歳出)

(単位:千円)

項番	(款 項 目) (事 業 名) (主 管 課)	補 正 額	明 細				
			国庫支出金	県支出金	地方債	その他	一般財源
8	(款) 総務費 (項) 総務管理費 (目) 文書管理費	8	国庫支出金	県支出金	地方債	その他	一般財源
						8	
	文書管理経費 (文書法務課)		職員の期末手当の額を改定することに伴い、会計年度任用職員期末手当を増額するもの。 *決定過程 理事者調整(令和5年11月13日)				
9	(款) 総務費 (項) 総務管理費 (目) 広報広聴費	19	国庫支出金	県支出金	地方債	その他	一般財源
						19	
	広報活動一般管理経費 (広報シティプロモーション課)		職員の期末手当の額を改定することに伴い、会計年度任用職員期末手当を増額するもの。 *決定過程 理事者調整(令和5年11月13日)				
10	(款) 総務費 (項) 総務管理費 (目) 広報広聴費	46	国庫支出金	県支出金	地方債	その他	一般財源
						46	
	広聴活動事業費 (市民相談課)		職員の期末手当の額を改定することに伴い、会計年度任用職員期末手当を増額するもの。 *決定過程 理事者調整(令和5年11月13日)				
11	(款) 総務費 (項) 総務管理費 (目) 広報広聴費	27	国庫支出金	県支出金	地方債	その他	一般財源
						27	
	消費生活センター運営事業費 (市民相談課)		職員の期末手当の額を改定することに伴い、会計年度任用職員期末手当を増額するもの。 *決定過程 理事者調整(令和5年11月13日)				
12	(款) 総務費 (項) 総務管理費 (目) 財産管理費	29	国庫支出金	県支出金	地方債	その他	一般財源
						29	
	庁舎維持管理経費 (資産経営課)		職員の期末手当の額を改定することに伴い、会計年度任用職員期末手当を増額するもの。 *決定過程 理事者調整(令和5年11月13日)				
13	(款) 総務費 (項) 総務管理費 (目) 企画費	2	国庫支出金	県支出金	地方債	その他	一般財源
						2	
	企画管理経費 (総合政策課)		職員の期末手当の額を改定することに伴い、会計年度任用職員期末手当を増額するもの。 *決定過程 理事者調整(令和5年11月13日)				
14	(款) 総務費 (項) 総務管理費 (目) 支所及び出張所費	19	国庫支出金	県支出金	地方債	その他	一般財源
						19	
	辻堂駅前出張所 (市民課)		職員の期末手当の額を改定することに伴い、会計年度任用職員期末手当を増額するもの。 *決定過程 理事者調整(令和5年11月13日)				

令和5年第4回定例会補正予算の主な事業の概要

一般会計(令和5年度 補正第9号)
(歳出)

(単位:千円)

項番	(款 項 目) (事 業 名) (主 管 課)	補 正 額	説 明				
			国庫支出金	県支出金	地方債	その他	一般財源
15	(款) 総務費 (項) 総務管理費 (目) 支所及び出張所費 香川駅前出張所 (市民課)	10	国庫支出金	県支出金	地方債	その他	一般財源
						10	
			職員の期末手当の額を改定することに伴い、会計年度任用職員期末手当を増額するもの。 *決定過程 理事者調整(令和5年11月13日)				
16	(款) 総務費 (項) 総務管理費 (目) 支所及び出張所費 ハマミーナ出張所 (市民課)	18	国庫支出金	県支出金	地方債	その他	一般財源
						18	
			職員の期末手当の額を改定することに伴い、会計年度任用職員期末手当を増額するもの。 *決定過程 理事者調整(令和5年11月13日)				
17	(款) 総務費 (項) 総務管理費 (目) 文化行政費 市民ギャラリー管理経費 (文化推進課)	17	国庫支出金	県支出金	地方債	その他	一般財源
						17	
			職員の期末手当の額を改定することに伴い、会計年度任用職員期末手当を増額するもの。 *決定過程 理事者調整(令和5年11月13日)				
18	(款) 総務費 (項) 総務管理費 (目) 文化行政費 生涯学習推進事業費 (文化推進課)	21	国庫支出金	県支出金	地方債	その他	一般財源
						21	
			職員の期末手当の額を改定することに伴い、会計年度任用職員期末手当を増額するもの。 *決定過程 理事者調整(令和5年11月13日)				
19	(款) 総務費 (項) 総務管理費 (目) 文化行政費 ハマミーナまなびプラザ管理運営経費 (文化推進課)	33	国庫支出金	県支出金	地方債	その他	一般財源
						33	
			職員の期末手当の額を改定することに伴い、会計年度任用職員期末手当を増額するもの。 *決定過程 理事者調整(令和5年11月13日)				
20	(款) 総務費 (項) 総務管理費 (目) スポーツ振興費 市民スポーツ推進事業費 (スポーツ推進課)	10	国庫支出金	県支出金	地方債	その他	一般財源
						10	
			職員の期末手当の額を改定することに伴い、会計年度任用職員期末手当を増額するもの。 *決定過程 理事者調整(令和5年11月13日)				
21	(款) 総務費 (項) 総務管理費 (目) スポーツ振興費 体育館管理運営経費 (スポーツ推進課) (繰越明許費)	14,263	国庫支出金	県支出金	地方債	その他	一般財源
					14,200	63	
			総合体育館を災害対策基本法に基づく指定福祉避難所として指定し活用するため、老朽化した非常用発電設備の更新に向けた設計を行うことに伴い、委託料を増額するもの。 *決定過程 理事者調整(令和5年11月13日)				

令和5年第4回定例会補正予算の主な事業の概要

一般会計(令和5年度 補正第9号)
(歳出)

(単位:千円)

項番	(款 項 目) 事業名 (主 管 課)	補 正 額	説 明				
			国庫支出金	県支出金	地方債	その他	一般財源
22	(款) 総務費 (項) 総務管理費 (目) 多様性社会推進費 相談事業費 (多様性社会推進課)	25	国庫支出金	県支出金	地方債	その他	一般財源
						25	
			職員の手当の額を改定することに伴い、会計年度任用職員期末手当を増額するもの。 *決定過程 理事者調整(令和5年11月13日)				
23	(款) 総務費 (項) 徴税費 (目) 税務総務費 職員給与費 (職員課)	7,023	国庫支出金	県支出金	地方債	その他	一般財源
						7,023	
			人事院による国家公務員の給与に関する勧告に鑑み、職員の給料月額並びに期末手当及び勤勉手当の額を改定することに伴い、給料、地域手当、期末勤勉手当、時間外勤務手当、共済費を増額するもの。 *決定過程 理事者調整(令和5年11月13日)				
24	(款) 総務費 (項) 徴税費 (目) 税務総務費 税務総務管理経費 (収納課)	30	国庫支出金	県支出金	地方債	その他	一般財源
						30	
			職員の手当の額を改定することに伴い、会計年度任用職員期末手当を増額するもの。 *決定過程 理事者調整(令和5年11月13日)				
25	(款) 総務費 (項) 徴税費 (目) 税務総務費 税務総務管理経費 (資産税課)	8	国庫支出金	県支出金	地方債	その他	一般財源
						8	
			職員の手当の額を改定することに伴い、会計年度任用職員期末手当を増額するもの。 *決定過程 理事者調整(令和5年11月13日)				
26	(款) 総務費 (項) 徴税費 (目) 賦課徴収費 賦課徴収管理経費 (収納課)	7	国庫支出金	県支出金	地方債	その他	一般財源
						7	
			職員の手当の額を改定することに伴い、会計年度任用職員期末手当を増額するもの。 *決定過程 理事者調整(令和5年11月13日)				
27	(款) 総務費 (項) 徴税費 (目) 賦課徴収費 賦課徴収管理経費 (市民税課)	21	国庫支出金	県支出金	地方債	その他	一般財源
						21	
			職員の手当の額を改定することに伴い、会計年度任用職員期末手当を増額するもの。 *決定過程 理事者調整(令和5年11月13日)				
28	(款) 総務費 (項) 戸籍住民基本台帳費 (目) 戸籍住民基本台帳費 職員給与費 (職員課)	6,968	国庫支出金	県支出金	地方債	その他	一般財源
						6,968	
			人事院による国家公務員の給与に関する勧告に鑑み、職員の給料月額並びに期末手当及び勤勉手当の額を改定することに伴い、給料、地域手当、期末勤勉手当、時間外勤務手当、共済費を増額するもの。 *決定過程 理事者調整(令和5年11月13日)				

令和5年第4回定例会補正予算の主な事業の概要

一般会計(令和5年度 補正第9号)
(歳出)

(単位:千円)

項番	(款 項 目) 事 業 名 (主 管 課)	補 正 額	明 説				
			国庫支出金	県支出金	地方債	その他	一般財源
29	(款) 総務費 (項) 戸籍住民基本台帳費 (目) 戸籍住民基本台帳費 戸籍住民基本台帳管理経費 (市民課)	84	国庫支出金	県支出金	地方債	その他	一般財源
							84
			職員の期末手当の額を改定することに伴い、会計年度任用職員期末手当を増額するもの。 *決定過程 理事者調整(令和5年11月13日)				
30	(款) 総務費 (項) 戸籍住民基本台帳費 (目) 戸籍住民基本台帳費 市民窓口センター業務管理経費 (市民課)	18	国庫支出金	県支出金	地方債	その他	一般財源
							18
			職員の期末手当の額を改定することに伴い、会計年度任用職員期末手当を増額するもの。 *決定過程 理事者調整(令和5年11月13日)				
31	(款) 総務費 (項) 戸籍住民基本台帳費 (目) 戸籍住民基本台帳費 個人番号カード等交付事務管理経費 (市民課)	138	国庫支出金	県支出金	地方債	その他	一般財源
				138			
			職員の期末手当の額を改定することに伴い、会計年度任用職員期末手当を増額するもの。 *決定過程 理事者調整(令和5年11月13日)				
32	(款) 総務費 (項) 選挙費 (目) 選挙管理委員会費 職員給与費 (職員課)	540	国庫支出金	県支出金	地方債	その他	一般財源
							540
			人事院による国家公務員の給与に関する勧告に鑑み、職員の給料月額並びに期末手当及び勤勉手当の額を改定することに伴い、給料、地域手当、期末勤勉手当、時間外勤務手当、共済費を増額するもの。 *決定過程 理事者調整(令和5年11月13日)				
33	(款) 総務費 (項) 選挙費 (目) 県議会議員及び県知事選挙費 職員給与費 (職員課)	174	国庫支出金	県支出金	地方債	その他	一般財源
				174			
			人事院による国家公務員の給与に関する勧告に鑑み、職員の給料月額並びに期末手当及び勤勉手当の額を改定することに伴い、時間外勤務手当を増額するもの。 *決定過程 理事者調整(令和5年11月13日)				
34	(款) 総務費 (項) 選挙費 (目) 市議会議員選挙費 職員給与費 (職員課)	173	国庫支出金	県支出金	地方債	その他	一般財源
							173
			人事院による国家公務員の給与に関する勧告に鑑み、職員の給料月額並びに期末手当及び勤勉手当の額を改定することに伴い、時間外勤務手当を増額するもの。 *決定過程 理事者調整(令和5年11月13日)				
35	(款) 総務費 (項) 統計調査費 (目) 統計調査総務費 職員給与費 (職員課)	158	国庫支出金	県支出金	地方債	その他	一般財源
							158
			人事院による国家公務員の給与に関する勧告に鑑み、職員の給料月額並びに期末手当及び勤勉手当の額を改定することに伴い、給料、地域手当、期末勤勉手当、時間外勤務手当、共済費を増額するもの。 *決定過程 理事者調整(令和5年11月13日)				

令和5年第4回定例会補正予算の主な事業の概要

一般会計(令和5年度 補正第9号)
(歳出)

(単位:千円)

項番	(款 項 目) 事業名 (主 管 課)	補 正 額	説 明				
			国庫支出金	県支出金	地方債	その他	一般財源
36	(款) 総務費 (項) 統計調査費 (目) 統計調査費	1					1
	職員給与費 (職員課)		人事院による国家公務員の給与に関する勧告に鑑み、職員の給料月額並びに期末手当及び勤勉手当の額を改定することに伴い、時間外勤務手当を増額するもの。 *決定過程 理事者調整(令和5年11月13日)				
37	(款) 総務費 (項) 監査委員費 (目) 監査委員費	586					586
	職員給与費 (職員課)		人事院による国家公務員の給与に関する勧告に鑑み、職員の給料月額並びに期末手当及び勤勉手当の額を改定することに伴い、給料、地域手当、期末勤勉手当、時間外勤務手当、共済費を増額するもの。 *決定過程 理事者調整(令和5年11月13日)				
38	(款) 民生費 (項) 社会福祉費 (目) 社会福祉総務費	11,065	1,525				9,540
	職員給与費 (職員課)		人事院による国家公務員の給与に関する勧告に鑑み、職員の給料月額並びに期末手当及び勤勉手当の額を改定するほか、電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金の追加給付事務に係る時間外勤務の増加に伴い、給料、地域手当、期末勤勉手当、時間外勤務手当、共済費を増額するもの。 *決定過程 理事者調整(令和5年11月13日)				
39	(款) 民生費 (項) 社会福祉費 (目) 社会福祉総務費	3,062					3,062
	国民健康保険事業特別会計繰出金 (保険年金課)		人事院による国家公務員の給与に関する勧告に鑑み、職員の給料月額並びに期末手当及び勤勉手当の額を改定し、国民健康保険事業特別会計において職員給与費等を増額することに伴い、繰出金を増額するもの。 *決定過程 理事者調整(令和5年11月13日)				
40	(款) 民生費 (項) 社会福祉費 (目) 社会福祉総務費	3,770					3,770
	介護保険事業特別会計繰出金 (介護保険課)		人事院による国家公務員の給与に関する勧告に鑑み、職員の給料月額並びに期末手当及び勤勉手当の額を改定し、介護保険事業特別会計において職員給与費等を増額することに伴い、繰出金を増額するもの。 *決定過程 理事者調整(令和5年11月13日)				
41	(款) 民生費 (項) 社会福祉費 (目) 社会福祉総務費	134	4				130
	重層的支援体制整備事業費 (地域福祉課)		職員の期末手当の額を改定することに伴い、会計年度任用職員期末手当を増額するもの。 *決定過程 理事者調整(令和5年11月13日)				
42	(款) 民生費 (項) 社会福祉費 (目) 社会福祉総務費	20	11				9
	生活困窮者自立支援事業費 (地域福祉課)		職員の期末手当の額を改定することに伴い、会計年度任用職員期末手当を増額するもの。 *決定過程 理事者調整(令和5年11月13日)				

令和5年第4回定例会補正予算の主な事業の概要

一般会計(令和5年度 補正第9号)
(歳出)

(単位:千円)

項番	(款 項 目) 事業名 (主 管 課)	補 正 額	説 明				
			国庫支出金	県支出金	地方債	その他	一般財源
43	(款) 民生費 (項) 社会福祉費 (目) 社会福祉総務費	18	国庫支出金	県支出金	地方債	その他	一般財源
	18						
電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金給付事務費 (生活支援課)			職員の期末手当の額を改定することに伴い、会計年度任用職員期末手当を増額するもの。 *決定過程 理事者調整(令和5年11月13日)				
44	(款) 民生費 (項) 社会福祉費 (目) 社会福祉総務費	2,040,000	国庫支出金	県支出金	地方債	その他	一般財源
	2,040,000						
電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金(追加) (生活支援課)			物価高騰への生活者支援として、住民税非課税世帯に対する電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金を追加支給することに伴い、負担金補助及び交付金を増額するもの。 *決定過程 理事者調整(令和5年11月13日)				
45	(款) 民生費 (項) 社会福祉費 (目) 社会福祉総務費	51,027	国庫支出金	県支出金	地方債	その他	一般財源
	51,027						
電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金給付事務費(追加) (生活支援課)			物価高騰への生活者支援として、住民税非課税世帯に対する電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金を追加支給することに伴い、報酬、共済費、費用弁償、消耗品費、印刷製本費、通信運搬費、手数料、委託料、使用料及び賃借料を増額するもの。 *決定過程 理事者調整(令和5年11月13日)				
46	(款) 民生費 (項) 社会福祉費 (目) 障がい者福祉費	21	国庫支出金	県支出金	地方債	その他	一般財源
						21	
障がい者福祉管理経費 (障がい福祉課)			職員の期末手当の額を改定することに伴い、会計年度任用職員期末手当を増額するもの。 *決定過程 理事者調整(令和5年11月13日)				
47	(款) 民生費 (項) 社会福祉費 (目) 障がい者福祉費	8	国庫支出金	県支出金	地方債	その他	一般財源
						8	
医療費助成費 (障がい福祉課)			職員の期末手当の額を改定することに伴い、会計年度任用職員期末手当を増額するもの。 *決定過程 理事者調整(令和5年11月13日)				
48	(款) 民生費 (項) 社会福祉費 (目) 障がい者福祉費	15	国庫支出金	県支出金	地方債	その他	一般財源
						15	
就労支援事業費 (障がい福祉課)			職員の期末手当の額を改定することに伴い、会計年度任用職員期末手当を増額するもの。 *決定過程 理事者調整(令和5年11月13日)				
49	(款) 民生費 (項) 社会福祉費 (目) 障がい者福祉費	41	国庫支出金	県支出金	地方債	その他	一般財源
						41	
避難行動要支援者支援事業費 (障がい福祉課)			職員の期末手当の額を改定することに伴い、会計年度任用職員期末手当を増額するもの。 *決定過程 理事者調整(令和5年11月13日)				

令和5年第4回定例会補正予算の主な事業の概要

一般会計(令和5年度 補正第9号)
(歳出)

(単位:千円)

項番	(款 項 目) 事業名 (主 管 課)	補 正 額	説 明				
			国庫支出金	県支出金	地方債	その他	一般財源
50	(款) 民生費 (項) 社会福祉費 (目) 障がい者福祉費	7	国庫支出金	県支出金	地方債	その他	一般財源
	3		1			3	
	地域生活支援事業費 (障がい福祉課)		職員の期末手当の額を改定することに伴い、会計年度任用職員期末手当を増額するもの。 *決定過程 理事者調整(令和5年11月13日)				
51	(款) 民生費 (項) 社会福祉費 (目) 障がい者福祉費	8	国庫支出金	県支出金	地方債	その他	一般財源
	3		1			4	
	重層的支援体制整備事業費 (障がい福祉課)		職員の期末手当の額を改定することに伴い、会計年度任用職員期末手当を増額するもの。 *決定過程 理事者調整(令和5年11月13日)				
52	(款) 民生費 (項) 社会福祉費 (目) 老人福祉費	22	国庫支出金	県支出金	地方債	その他	一般財源
						22	
	避難行動要支援者支援事業費 (高齢福祉課)		職員の期末手当の額を改定することに伴い、会計年度任用職員期末手当を増額するもの。 *決定過程 理事者調整(令和5年11月13日)				
53	(款) 民生費 (項) 社会福祉費 (目) 老人福祉費	1,144	国庫支出金	県支出金	地方債	その他	一般財源
						1,144	
	後期高齢者医療事業特別会計繰出金 (保険年金課)		人事院による国家公務員の給与に関する勧告に鑑み、職員の給料月額並びに期末手当及び勤勉手当の額を改定し、後期高齢者医療事業特別会計において職員給与費等を増額することに伴い、繰出金を増額するもの。 *決定過程 理事者調整(令和5年11月13日)				
54	(款) 民生費 (項) 社会福祉費 (目) 国民年金事務費	22	国庫支出金	県支出金	地方債	その他	一般財源
	22						
	国民年金事務費 (保険年金課)		職員の期末手当の額を改定することに伴い、会計年度任用職員期末手当を増額するもの。 *決定過程 理事者調整(令和5年11月13日)				
55	(款) 民生費 (項) 社会福祉費 (目) 交通安全推進費	30,033	国庫支出金	県支出金	地方債	その他	一般財源
						30,033	
	自転車駐車場管理経費 (安全対策課)		自転車駐車場の指定管理について、令和4年度分の利用料金収入等の減収分を補償するため、補償補填及び賠償金を増額するほか、令和5年度分については管理運営に要する費用の高騰や利用状況等を踏まえた指定管理料の見直しに伴い、委託料を増額するもの。 *決定過程 理事者調整(令和5年11月13日)				
56	(款) 民生費 (項) 社会福祉費 (目) 交通安全推進費	2,643	国庫支出金	県支出金	地方債	その他	一般財源
						2,643	
	自動車駐車場管理経費 (安全対策課)		自動車駐車場の指定管理について、令和4年度分の利用料金収入等の減収分を補償するため、補償補填及び賠償金を増額するほか、令和5年度分については管理運営に要する費用の高騰や利用状況等を踏まえた指定管理料の見直しに伴い、委託料を増額するもの。 *決定過程 理事者調整(令和5年11月13日)				

令和5年第4回定例会補正予算の主な事業の概要

一般会計(令和5年度 補正第9号)
(歳出)

(単位:千円)

項番	(款 項 目) 事業名 (主 管 課)	補 正 額	明 説				
			国庫支出金	県支出金	地方債	その他	一般財源
57	(款) 民生費 (項) 児童福祉費 (目) 児童福祉総務費 職員給与費 (職員課)	18,834					18,834
	人事院による国家公務員の給与に関する勧告に鑑み、職員の給料月額並びに期末手当及び勤勉手当の額を改定することに伴い、給料、地域手当、期末勤勉手当、時間外勤務手当、共済費を増額するもの。 *決定過程 理事者調整(令和5年11月13日)						
58	(款) 民生費 (項) 児童福祉費 (目) 児童福祉総務費 児童福祉総務管理経費 (こども政策課)	18					18
	職員の期末手当の額を改定することに伴い、会計年度任用職員期末手当を増額するもの。 *決定過程 理事者調整(令和5年11月13日)						
59	(款) 民生費 (項) 児童福祉費 (目) 児童福祉総務費 児童福祉総務管理経費 (保育課)	585					585
	職員の期末手当の額を改定することに伴い、会計年度任用職員期末手当を増額するもの。 *決定過程 理事者調整(令和5年11月13日)						
60	(款) 民生費 (項) 児童福祉費 (目) 児童福祉総務費 家庭児童相談事業費 (こども育成相談課)	73	36				37
	職員の期末手当の額を改定することに伴い、会計年度任用職員期末手当を増額するもの。 *決定過程 理事者調整(令和5年11月13日)						
61	(款) 民生費 (項) 児童福祉費 (目) 児童福祉総務費 新型コロナウイルス感染症対策事業費 (こども政策課)	38					38
	職員の期末手当の額を改定することに伴い、会計年度任用職員期末手当を増額するもの。 *決定過程 理事者調整(令和5年11月13日)						
62	(款) 民生費 (項) 児童福祉費 (目) 児童福祉総務費 療育相談事業費 (こども育成相談課)	64	21	11			32
	職員の期末手当の額を改定することに伴い、会計年度任用職員期末手当を増額するもの。 *決定過程 理事者調整(令和5年11月13日)						
63	(款) 民生費 (項) 児童福祉費 (目) 児童福祉総務費 重層的支援体制整備事業費 (保育課)	10	6	1			3
	職員の期末手当の額を改定することに伴い、会計年度任用職員期末手当を増額するもの。 *決定過程 理事者調整(令和5年11月13日)						

令和5年第4回定例会補正予算の主な事業の概要

一般会計(令和5年度 補正第9号)
(歳出)

(単位:千円)

項番	(款 項 目) 事業名 (主 管 課)	補 正 額	説 明				
			国庫支出金	県支出金	地方債	その他	一般財源
64	(款) 民生費 (項) 児童福祉費 (目) 児童保育費 児童手当費 (こども政策課)	5					5
	職員の期末手当の額を改定することに伴い、会計年度任用職員期末手当を増額するもの。 *決定過程 理事者調整(令和5年11月13日)						
65	(款) 民生費 (項) 児童福祉費 (目) 母子福祉費 ひとり親家庭等福祉管理経費 (こども政策課)	14					14
	職員の期末手当の額を改定することに伴い、会計年度任用職員期末手当を増額するもの。 *決定過程 理事者調整(令和5年11月13日)						
66	(款) 民生費 (項) 生活保護費 (目) 生活保護総務費 職員給与費 (職員課)	2,901					2,901
	人事院による国家公務員の給与に関する勧告に鑑み、職員の給料月額並びに期末手当及び勤勉手当の額を改定することに伴い、給料、地域手当、期末勤勉手当、時間外勤務手当、共済費を増額するもの。 *決定過程 理事者調整(令和5年11月13日)						
67	(款) 民生費 (項) 生活保護費 (目) 生活保護総務費 生活保護総務管理経費 (生活支援課)	8	5				3
	職員の期末手当の額を改定することに伴い、会計年度任用職員期末手当を増額するもの。 *決定過程 理事者調整(令和5年11月13日)						
68	(款) 衛生費 (項) 保健衛生費 (目) 保健衛生総務費 職員給与費 (職員課)	13,897				1,008	12,889
	人事院による国家公務員の給与に関する勧告に鑑み、職員の給料月額並びに期末手当及び勤勉手当の額を改定することに伴い、給料、地域手当、期末勤勉手当、時間外勤務手当、共済費を増額するもの。 *決定過程 理事者調整(令和5年11月13日)						
69	(款) 衛生費 (項) 保健衛生費 (目) 保健衛生総務費 予防接種健康被害救済事業費 (健康増進課)	44,756	44,756				
	予防接種法に基づく予防接種を受けたことによる健康被害について、厚生労働大臣より認定されたことに伴い、負担金補助及び交付金を増額するもの。 *決定過程 理事者調整(令和5年11月13日)						
70	(款) 衛生費 (項) 保健衛生費 (目) 保健衛生総務費 病院事業会計負担金 (財政課)	10,265					10,265
	人事院による国家公務員の給与に関する勧告に鑑み、職員の給料月額並びに期末手当及び勤勉手当の額を改定するほか、特別職の期末手当の支給月数を一般職に準じて、引き上げ、病院事業会計において職員給与費等を増額することに伴い、負担金補助及び交付金を増額するもの。 *決定過程 理事者調整(令和5年11月13日)						

令和5年第4回定例会補正予算の主な事業の概要

一般会計(令和5年度 補正第9号)
(歳出)

(単位:千円)

項番	(款 項 目) 事 業 名 (主 管 課)	補 正 額	説 明				
	(款) 衛生費 (項) 保健衛生費 (目) 保健衛生総務費		国庫支出金	県支出金	地方債	その他	一般財源
71	地域保健対策事業費 (地域保健課)	23	国庫支出金	県支出金	地方債	その他	一般財源
						23	
			職員の期末手当の額を改定することに伴い、会計年度任用職員期末手当を増額するもの。 *決定過程 理事者調整(令和5年11月13日)				
72	(款) 衛生費 (項) 保健衛生費 (目) 予防費	6	国庫支出金	県支出金	地方債	その他	一般財源
	感染症発生動向調査事業費 (保健予防課)						6
			職員の期末手当の額を改定することに伴い、会計年度任用職員期末手当を増額するもの。 *決定過程 理事者調整(令和5年11月13日)				
73	(款) 衛生費 (項) 保健衛生費 (目) 予防費	7	国庫支出金	県支出金	地方債	その他	一般財源
	風しん抗体検査事業費 (保健予防課)						7
			職員の期末手当の額を改定することに伴い、会計年度任用職員期末手当を増額するもの。 *決定過程 理事者調整(令和5年11月13日)				
74	(款) 衛生費 (項) 保健衛生費 (目) 予防費	3	国庫支出金	県支出金	地方債	その他	一般財源
	新型コロナウイルス感染症対策事業費 (保健予防課)						3
			職員の期末手当の額を改定することに伴い、会計年度任用職員期末手当を増額するもの。 *決定過程 理事者調整(令和5年11月13日)				
75	(款) 衛生費 (項) 保健衛生費 (目) 母子衛生費	5	国庫支出金	県支出金	地方債	その他	一般財源
	母子保健支援事業費 (こども育成相談課)						5
			職員の期末手当の額を改定することに伴い、会計年度任用職員期末手当を増額するもの。 *決定過程 理事者調整(令和5年11月13日)				
76	(款) 衛生費 (項) 保健衛生費 (目) 母子衛生費	14	国庫支出金	県支出金	地方債	その他	一般財源
	母子訪問指導事業費 (こども育成相談課)		4	4			6
			職員の期末手当の額を改定することに伴い、会計年度任用職員期末手当を増額するもの。 *決定過程 理事者調整(令和5年11月13日)				
77	(款) 衛生費 (項) 保健衛生費 (目) 母子衛生費	9	国庫支出金	県支出金	地方債	その他	一般財源
	母子相談事業費 (こども育成相談課)						9
			職員の期末手当の額を改定することに伴い、会計年度任用職員期末手当を増額するもの。 *決定過程 理事者調整(令和5年11月13日)				

令和5年第4回定例会補正予算の主な事業の概要

一般会計(令和5年度 補正第9号)
(歳出)

(単位:千円)

項番	(款 項 目) 事業名 (主 管 課)	補 正 額	説 明				
			国庫支出金	県支出金	地方債	その他	一般財源
78	(款) 衛生費 (項) 保健衛生費 (目) 母子衛生費	14	国庫支出金	県支出金	地方債	その他	一般財源
						14	
	こども予防接種事業費 (健康増進課)		職員の期末手当の額を改定することに伴い、会計年度任用職員期末手当を増額するもの。 *決定過程 理事者調整(令和5年11月13日)				
79	(款) 衛生費 (項) 保健衛生費 (目) 母子衛生費	26	国庫支出金	県支出金	地方債	その他	一般財源
	17		4			5	
	重層的支援体制整備事業費 (こども育成相談課)		職員の期末手当の額を改定することに伴い、会計年度任用職員期末手当を増額するもの。 *決定過程 理事者調整(令和5年11月13日)				
80	(款) 衛生費 (項) 保健衛生費 (目) 母子衛生費	10	国庫支出金	県支出金	地方債	その他	一般財源
	4		2			4	
	いとしのベビー出産・子育て応援事業費 (こども育成相談課)		職員の期末手当の額を改定することに伴い、会計年度任用職員期末手当を増額するもの。 *決定過程 理事者調整(令和5年11月13日)				
81	(款) 衛生費 (項) 保健衛生費 (目) 環境衛生費	6	国庫支出金	県支出金	地方債	その他	一般財源
					1	5	
	斎場施設管理運営経費 (小出支所)		職員の期末手当の額を改定することに伴い、会計年度任用職員期末手当を増額するもの。 *決定過程 理事者調整(令和5年11月13日)				
82	(款) 衛生費 (項) 清掃費 (目) 清掃総務費	10,415	国庫支出金	県支出金	地方債	その他	一般財源
					318	10,097	
	職員給与費 (職員課)		人事院による国家公務員の給与に関する勧告に鑑み、職員の給料月額並びに期末手当及び勤勉手当の額を改定することに伴い、給料、地域手当、期末勤勉手当、時間外勤務手当、共済費を増額するもの。 *決定過程 理事者調整(令和5年11月13日)				
83	(款) 衛生費 (項) 清掃費 (目) じんかい処理費	113	国庫支出金	県支出金	地方債	その他	一般財源
					4	109	
	環境事業センター管理経費 (環境事業センター)		職員の期末手当の額を改定することに伴い、会計年度任用職員期末手当、共済費を増額するもの。 *決定過程 理事者調整(令和5年11月13日)				
84	(款) 労働費 (項) 労働諸費 (目) 労働諸費	269	国庫支出金	県支出金	地方債	その他	一般財源
						269	
	職員給与費 (職員課)		人事院による国家公務員の給与に関する勧告に鑑み、職員の給料月額並びに期末手当及び勤勉手当の額を改定することに伴い、給料、地域手当、期末勤勉手当、時間外勤務手当、共済費を増額するもの。 *決定過程 理事者調整(令和5年11月13日)				

令和5年第4回定例会補正予算の主な事業の概要

一般会計(令和5年度 補正第9号)
(歳出)

(単位:千円)

項番	(款 項 目) 事業名 (主 管 課)	補 正 額	説 明				
			国庫支出金	県支出金	地方債	その他	一般財源
85	(款) 農林水産業費 (項) 農業費 (目) 農業委員会費 農業委員会管理経費 (農業水産課)	12	国庫支出金	県支出金	地方債	その他	一般財源
						12	
			職員の期末手当の額を改定することに伴い、会計年度任用職員期末手当を増額するもの。 *決定過程 理事者調整(令和5年11月13日)				
86	(款) 農林水産業費 (項) 農業費 (目) 農業総務費 職員給与費 (職員課)	1,079	国庫支出金	県支出金	地方債	その他	一般財源
						1,079	
			人事院による国家公務員の給与に関する勧告に鑑み、職員の給料月額並びに期末手当及び勤勉手当の額を改定することに伴い、給料、地域手当、期末勤勉手当、時間外勤務手当、共済費を増額するもの。 *決定過程 理事者調整(令和5年11月13日)				
87	(款) 農林水産業費 (項) 水産業費 (目) 水産業振興費 職員給与費 (職員課)	286	国庫支出金	県支出金	地方債	その他	一般財源
						286	
			人事院による国家公務員の給与に関する勧告に鑑み、職員の給料月額並びに期末手当及び勤勉手当の額を改定することに伴い、給料、地域手当、期末勤勉手当、時間外勤務手当、共済費を増額するもの。 *決定過程 理事者調整(令和5年11月13日)				
88	(款) 商工費 (項) 商工費 (目) 商工振興費 職員給与費 (職員課)	1,863	国庫支出金	県支出金	地方債	その他	一般財源
						1,863	
			人事院による国家公務員の給与に関する勧告に鑑み、職員の給料月額並びに期末手当及び勤勉手当の額を改定することに伴い、給料、地域手当、期末勤勉手当、時間外勤務手当、共済費を増額するもの。 *決定過程 理事者調整(令和5年11月13日)				
89	(款) 商工費 (項) 商工費 (目) 商工振興費 商工総務管理経費 (産業観光課)	5	国庫支出金	県支出金	地方債	その他	一般財源
						5	
			職員の期末手当の額を改定することに伴い、会計年度任用職員期末手当を増額するもの。 *決定過程 理事者調整(令和5年11月13日)				
90	(款) 土木費 (項) 土木管理費 (目) 土木総務費 職員給与費 (職員課)	4,597	国庫支出金	県支出金	地方債	その他	一般財源
						4,597	
			人事院による国家公務員の給与に関する勧告に鑑み、職員の給料月額並びに期末手当及び勤勉手当の額を改定することに伴い、給料、地域手当、期末勤勉手当、時間外勤務手当、共済費を増額するもの。 *決定過程 理事者調整(令和5年11月13日)				
91	(款) 土木費 (項) 土木管理費 (目) 土木総務費 道水路境界確定事業費 (建設総務課)	9	国庫支出金	県支出金	地方債	その他	一般財源
						9	
			職員の期末手当の額を改定することに伴い、会計年度任用職員期末手当を増額するもの。 *決定過程 理事者調整(令和5年11月13日)				

令和5年第4回定例会補正予算の主な事業の概要

一般会計(令和5年度 補正第9号)
(歳出)

(単位:千円)

項番	(款 項 目) (事 業 名) (主 管 課)	補 正 額	明 説				
			国庫支出金	県支出金	地方債	その他	一般財源
92	(款) 土木費 (項) 土木管理費 (目) 建築指導費 建築指導経費 (建築指導課)	41	国庫支出金	県支出金	地方債	その他	一般財源
						41	
			職員の期末手当の額を改定することに伴い、会計年度任用職員期末手当を増額するもの。 *決定過程 理事者調整(令和5年11月13日)				
93	(款) 土木費 (項) 土木管理費 (目) 建築指導費 耐震改修促進計画事業費 (建築指導課)	44	国庫支出金	県支出金	地方債	その他	一般財源
						44	
			職員の期末手当の額を改定することに伴い、会計年度任用職員期末手当を増額するもの。 *決定過程 理事者調整(令和5年11月13日)				
94	(款) 土木費 (項) 道路橋りょう費 (目) 道路橋りょう総務費 職員給与費 (職員課)	1,930	国庫支出金	県支出金	地方債	その他	一般財源
						1,930	
			人事院による国家公務員の給与に関する勧告に鑑み、職員の給料月額並びに期末手当及び勤勉手当の額を改定することに伴い、給料、地域手当、期末勤勉手当、時間外勤務手当、共済費を増額するもの。 *決定過程 理事者調整(令和5年11月13日)				
95	(款) 土木費 (項) 道路橋りょう費 (目) 道路橋りょう総務費 道路橋りょう総務管理経費 (道路管理課)	12	国庫支出金	県支出金	地方債	その他	一般財源
						12	
			職員の期末手当の額を改定することに伴い、会計年度任用職員期末手当を増額するもの。 *決定過程 理事者調整(令和5年11月13日)				
96	(款) 土木費 (項) 道路橋りょう費 (目) 道路新設改良費 職員給与費 (職員課)	85	国庫支出金	県支出金	地方債	その他	一般財源
						85	
			人事院による国家公務員の給与に関する勧告に鑑み、職員の給料月額並びに期末手当及び勤勉手当の額を改定することに伴い、給料、地域手当、期末勤勉手当、共済費を増額するもの。 *決定過程 理事者調整(令和5年11月13日)				
97	(款) 土木費 (項) 道路橋りょう費 (目) 道路新設改良費 市道7449号線道路改良 (道路建設課)	23	国庫支出金	県支出金	地方債	その他	一般財源
						23	
			職員の期末手当の額を改定することに伴い、会計年度任用職員期末手当を増額するもの。 *決定過程 理事者調整(令和5年11月13日)				
98	(款) 土木費 (項) 河川費 (目) 河川総務費 職員給与費 (職員課)	1,529	国庫支出金	県支出金	地方債	その他	一般財源
						1,529	
			人事院による国家公務員の給与に関する勧告に鑑み、職員の給料月額並びに期末手当及び勤勉手当の額を改定することに伴い、給料、地域手当、期末勤勉手当、時間外勤務手当、共済費を増額するもの。 *決定過程 理事者調整(令和5年11月13日)				

令和5年第4回定例会補正予算の主な事業の概要

一般会計(令和5年度 補正第9号)
(歳出)

(単位:千円)

項番	(款 項 目) 事業名 (主 管 課)	補 正 額	明 説				
			国庫支出金	県支出金	地方債	その他	一般財源
99	(款) 土木費 (項) 都市計画費 (目) 都市計画総務費	5,931					5,931
	職員給与費 (職員課)		人事院による国家公務員の給与に関する勧告に鑑み、職員の給料月額並びに期末手当及び勤勉手当の額を改定することに伴い、給料、地域手当、期末勤勉手当、時間外勤務手当、共済費を増額するもの。 *決定過程 理事者調整(令和5年11月13日)				
100	(款) 土木費 (項) 都市計画費 (目) 都市計画総務費	4,311					4,311
	公共下水道事業会計負担金 (下水道河川総務課)		年度末に不足が見込まれる経費を増額するとともに、人事院による国家公務員の給与に関する勧告に鑑み、職員の給料月額並びに期末手当及び勤勉手当の額を改定することにより、公共下水道事業会計において職員給与費等を増額することに伴い、負担金補助及び交付金を増額するもの。 *決定過程 理事者調整(令和5年11月13日)				
101	(款) 土木費 (項) 都市計画費 (目) 都市計画総務費	840					840
	公共下水道事業会計出資金 (下水道河川総務課)		年度末に不足が見込まれる経費を増額するとともに、人事院による国家公務員の給与に関する勧告に鑑み、職員の給料月額並びに期末手当及び勤勉手当の額を改定することにより、公共下水道事業会計において職員給与費等を増額することに伴い、投資及び出資金を増額するもの。 *決定過程 理事者調整(令和5年11月13日)				
102	(款) 土木費 (項) 都市計画費 (目) 都市計画総務費	26					26
	バリアフリー基本構想推進事業費 (都市政策課)		職員の期末手当の額を改定することに伴い、会計年度任用職員期末手当を増額するもの。 *決定過程 理事者調整(令和5年11月13日)				
103	(款) 土木費 (項) 都市計画費 (目) 街路事業費	175					175
	職員給与費 (職員課)		人事院による国家公務員の給与に関する勧告に鑑み、職員の給料月額並びに期末手当及び勤勉手当の額を改定することに伴い、給料、地域手当、期末勤勉手当、時間外勤務手当、共済費を増額するもの。 *決定過程 理事者調整(令和5年11月13日)				
104	(款) 土木費 (項) 都市計画費 (目) 街路事業費	59					59
	新国道線街路事業費 (道路建設課)		職員の期末手当の額を改定することに伴い、会計年度任用職員期末手当を増額するもの。 *決定過程 理事者調整(令和5年11月13日)				
105	(款) 土木費 (項) 都市計画費 (目) 緑化推進費	6					6
	緑の保全事業費 (景観みどり課)		職員の期末手当の額を改定することに伴い、会計年度任用職員期末手当を増額するもの。 *決定過程 理事者調整(令和5年11月13日)				

令和5年第4回定例会補正予算の主な事業の概要

一般会計(令和5年度 補正第9号)
(歳出)

(単位:千円)

項番	(款 項 目) 事業名 (主 管 課)	補 正 額	説 明				
			国庫支出金	県支出金	地方債	その他	一般財源
106	(款) 土木費 (項) 都市計画費 (目) 公園費	44					44
	公園緑地等管理運営経費 (公園緑地課)		職員の期末手当の額を改定することに伴い、会計年度任用職員期末手当を増額するもの。 *決定過程 理事者調整(令和5年11月13日)				
107	(款) 土木費 (項) 住宅費 (目) 住宅管理費	388					388
	職員給与費 (職員課)		人事院による国家公務員の給与に関する勧告に鑑み、職員の給料月額並びに期末手当及び勤労手当の額を改定することに伴い、給料、地域手当、期末勤労手当、時間外勤務手当、共済費を増額するもの。 *決定過程 理事者調整(令和5年11月13日)				
108	(款) 土木費 (項) 住宅費 (目) 住宅管理費	5					5
	一般管理経費 (建築課)		職員の期末手当の額を改定することに伴い、会計年度任用職員期末手当を増額するもの。 *決定過程 理事者調整(令和5年11月13日)				
109	(款) 消防費 (項) 消防費 (目) 常備消防費	36,129				6,900	29,229
	職員給与費 (職員課)		人事院による国家公務員の給与に関する勧告に鑑み、職員の給料月額並びに期末手当及び勤労手当の額を改定することに伴い、給料、地域手当、期末勤労手当、時間外勤務手当、共済費を増額するもの。 *決定過程 理事者調整(令和5年11月13日)				
110	(款) 消防費 (項) 消防費 (目) 常備消防費	5				1	4
	救命活動推進事業費 (消防指導課)		職員の期末手当の額を改定することに伴い、会計年度任用職員期末手当を増額するもの。 *決定過程 理事者調整(令和5年11月13日)				
111	(款) 教育費 (項) 教育総務費 (目) 事務局費	6,685					6,685
	職員給与費 (職員課)		人事院による国家公務員の給与に関する勧告に鑑み、職員の給料月額並びに期末手当及び勤労手当の額を改定するほか、特別職の期末手当の支給月数を一般職に準じて、引き上げることに伴い、給料、地域手当、期末勤労手当、時間外勤務手当、共済費を増額するもの。 *決定過程 理事者調整(令和5年11月13日)				
112	(款) 教育費 (項) 教育総務費 (目) 事務局費	9					9
	臨時雇用職員経費 (学校教育指導課)		職員の期末手当の額を改定することに伴い、会計年度任用職員期末手当を増額するもの。 *決定過程 理事者調整(令和5年11月13日)				

令和5年第4回定例会補正予算の主な事業の概要

一般会計(令和5年度 補正第9号)
(歳出)

(単位:千円)

項番	(款 項 目)	補 正 額	説 明				
	(事 業 名) (主 管 課)		国庫支出金	県支出金	地方債	その他	一般財源
113	(款) 教育費 (項) 教育総務費 (目) 事務局費	61	国庫支出金	県支出金	地方債	その他	一般財源
	学校教育指導関係経費 (学校教育指導課)		職員の手当の額を改定することに伴い、会計年度任用職員期末手当を増額するもの。 *決定過程 理事者調整(令和5年11月13日)				
114	(款) 教育費 (項) 教育総務費 (目) 事務局費	249	国庫支出金	県支出金	地方債	その他	一般財源
	特別支援教育指導関係経費 (学校教育指導課)		職員の手当の額を改定することに伴い、会計年度任用職員期末手当を増額するもの。 *決定過程 理事者調整(令和5年11月13日)				
115	(款) 教育費 (項) 教育総務費 (目) 事務局費	10	国庫支出金	県支出金	地方債	その他	一般財源
	教育研究研修管理経費 (教育センター)		職員の手当の額を改定することに伴い、会計年度任用職員期末手当を増額するもの。 *決定過程 理事者調整(令和5年11月13日)				
116	(款) 教育費 (項) 教育総務費 (目) 事務局費	7	国庫支出金	県支出金	地方債	その他	一般財源
	図書刊行事業費 (教育センター)		職員の手当の額を改定することに伴い、会計年度任用職員期末手当を増額するもの。 *決定過程 理事者調整(令和5年11月13日)				
117	(款) 教育費 (項) 教育総務費 (目) 事務局費	27	国庫支出金	県支出金	地方債	その他	一般財源
	初任者研修等関係経費 (教育センター)		職員の手当の額を改定することに伴い、会計年度任用職員期末手当を増額するもの。 *決定過程 理事者調整(令和5年11月13日)				
118	(款) 教育費 (項) 教育総務費 (目) 事務局費	34	国庫支出金	県支出金	地方債	その他	一般財源
	青少年教育相談事業費 (教育センター)		職員の手当の額を改定することに伴い、会計年度任用職員期末手当を増額するもの。 *決定過程 理事者調整(令和5年11月13日)				
119	(款) 教育費 (項) 教育総務費 (目) 事務局費	54	国庫支出金	県支出金	地方債	その他	一般財源
	特別支援教育相談事業費 (学校教育指導課)		職員の手当の額を改定することに伴い、会計年度任用職員期末手当を増額するもの。 *決定過程 理事者調整(令和5年11月13日)				

令和5年第4回定例会補正予算の主な事業の概要

一般会計(令和5年度 補正第9号)
(歳出)

(単位:千円)

項番	(款 項 目) 事業名 (主 管 課)	補 正 額	説 明				
			国庫支出金	県支出金	地方債	その他	一般財源
120	(款)教育費(項)小学校費 (目)学校管理費	1,785					1,785
	職員給与費 (職員課)		人事院による国家公務員の給与に関する勧告に鑑み、職員の給料月額並びに期末手当及び勤勉手当の額を改定することに伴い、給料、地域手当、期末勤勉手当、時間外勤務手当、共済費を増額するもの。 *決定過程 理事者調整(令和5年11月13日)				
121	(款)教育費(項)小学校費 (目)学校管理費	537					537
	一般管理経費 (教育総務課)		職員の期末手当の額を改定することに伴い、会計年度任用職員期末手当を増額するもの。 *決定過程 理事者調整(令和5年11月13日)				
122	(款)教育費(項)中学校費 (目)学校管理費	969					969
	職員給与費 (職員課)		人事院による国家公務員の給与に関する勧告に鑑み、職員の給料月額並びに期末手当及び勤勉手当の額を改定することに伴い、給料、地域手当、期末勤勉手当、時間外勤務手当、共済費を増額するもの。 *決定過程 理事者調整(令和5年11月13日)				
123	(款)教育費(項)中学校費 (目)学校管理費	104					104
	一般管理経費 (教育総務課)		職員の期末手当の額を改定することに伴い、会計年度任用職員期末手当を増額するもの。 *決定過程 理事者調整(令和5年11月13日)				
124	(款)教育費(項)学校給食費 (目)学校給食管理費	6,673					6,673
	職員給与費 (職員課)		人事院による国家公務員の給与に関する勧告に鑑み、職員の給料月額並びに期末手当及び勤勉手当の額を改定することに伴い、給料、地域手当、期末勤勉手当、時間外勤務手当、共済費を増額するもの。 *決定過程 理事者調整(令和5年11月13日)				
125	(款)教育費(項)社会教育費 (目)社会教育総務費	5,627					5,627
	職員給与費 (職員課)		人事院による国家公務員の給与に関する勧告に鑑み、職員の給料月額並びに期末手当及び勤勉手当の額を改定することに伴い、給料、地域手当、期末勤勉手当、時間外勤務手当、共済費を増額するもの。 *決定過程 理事者調整(令和5年11月13日)				
126	(款)教育費(項)社会教育費 (目)文化財保護費	26					26
	文化財保護管理経費 (社会教育課)		職員の期末手当の額を改定することに伴い、会計年度任用職員期末手当を増額するもの。 *決定過程 理事者調整(令和5年11月13日)				

令和5年第4回定例会補正予算の主な事業の概要

一般会計(令和5年度 補正第9号)
(歳出)

(単位:千円)

項番	(款 項 目) 事業名 (主 管 課)	補 正 額	説 明				
			国庫支出金	県支出金	地方債	その他	一般財源
127	(款)教育費(項)社会教育費 (目)文化財保護費	42					42
	埋蔵文化財遺跡確認調査事業費 (社会教育課)		職員の手当の額を改定することに伴い、会計年度任用職員期末手当を増額するもの。 *決定過程 理事者調整(令和5年11月13日)				
128	(款)教育費(項)社会教育費 (目)文化財保護費	12					12
	民俗資料館管理運営経費 (博物館)		職員の手当の額を改定することに伴い、会計年度任用職員期末手当を増額するもの。 *決定過程 理事者調整(令和5年11月13日)				
129	(款)教育費(項)社会教育費 (目)博物館費	31					31
	博物館管理運営経費 (博物館)		職員の手当の額を改定することに伴い、会計年度任用職員期末手当を増額するもの。 *決定過程 理事者調整(令和5年11月13日)				
130	(款)教育費(項)社会教育費 (目)公民館費	27					27
	業務管理経費 (小和田公民館)		職員の手当の額を改定することに伴い、会計年度任用職員期末手当を増額するもの。 *決定過程 理事者調整(令和5年11月13日)				
131	(款)教育費(項)社会教育費 (目)公民館費	25					25
	業務管理経費 (鶴嶺公民館)		職員の手当の額を改定することに伴い、会計年度任用職員期末手当を増額するもの。 *決定過程 理事者調整(令和5年11月13日)				
132	(款)教育費(項)社会教育費 (目)公民館費	27					27
	業務管理経費 (松林公民館)		職員の手当の額を改定することに伴い、会計年度任用職員期末手当を増額するもの。 *決定過程 理事者調整(令和5年11月13日)				
133	(款)教育費(項)社会教育費 (目)公民館費	21					21
	業務管理経費 (南湖公民館)		職員の手当の額を改定することに伴い、会計年度任用職員期末手当を増額するもの。 *決定過程 理事者調整(令和5年11月13日)				

令和5年第4回定例会補正予算の主な事業の概要

一般会計(令和5年度 補正第9号)
(歳出)

(単位:千円)

項 番	(款 項 目)	補 正 額	説 明				
	(事 業 名) (主 管 課)		国庫支出金	県支出金	地方債	その他	一般財源
134	(款)教育費(項)社会教育費 (目)公民館費	34	国庫支出金	県支出金	地方債	その他	一般財源
	業務管理経費 (香川公民館)		職員の期末手当の額を改定することに伴い、会計年度任用職員期末手当を増額するもの。 *決定過程 理事者調整(令和5年11月13日)				
135	(款)教育費(項)社会教育費 (目)青少年施設費	23	国庫支出金	県支出金	地方債	その他	一般財源
	青少年会館管理経費 (青少年会館)		職員の期末手当の額を改定することに伴い、会計年度任用職員期末手当を増額するもの。 *決定過程 理事者調整(令和5年11月13日)				
136	(款)教育費(項)社会教育費 (目)青少年施設費	57	国庫支出金	県支出金	地方債	その他	一般財源
	茅ヶ崎公園体験学習センター管理運営 経費 (体験学習センター)		職員の期末手当の額を改定することに伴い、会計年度任用職員期末手当を増額するもの。 *決定過程 理事者調整(令和5年11月13日)				
137	(款)教育費(項)社会教育費 (目)図書館費	125	国庫支出金	県支出金	地方債	その他	一般財源
	奉仕活動経費 (図書館)		職員の期末手当の額を改定することに伴い、会計年度任用職員期末手当を増額するもの。 *決定過程 理事者調整(令和5年11月13日)				

令和5年第4回定例会補正予算の主な事業の概要

一般会計(令和5年度 補正第10号)
(歳出)

(単位:千円)

項番	(款 項 目) (事 業 名) (主 管 課)	補 正 額	説 明				
			国庫支出金	県支出金	地方債	その他	一般財源
1	(款) 総務費 (項) 総務管理費 (目) 一般管理費	1,598					1,598
	一般管理経費 (職員課)		職員の出張について、当初見込みを上回る件数の増加に伴い、普通旅費を増額するもの。 *決定過程 理事者調整(令和5年11月13日)				
2	(款) 総務費 (項) 総務管理費 (目) 一般管理費	570					570
	健康管理費 (職員課)		職員の心身のヘルスケアの充実を図るため、メンタルヘルス相談の相談機会の増加に伴い、報償費を増額するもの。 *決定過程 理事者調整(令和5年11月13日)				
3	(款) 総務費 (項) 総務管理費 (目) 財産管理費	1,987					1,987
	車両管理経費 (資産経営課)		公用車関連経費について、原油価格の高騰による燃料価格の上昇等に伴い、燃料費を増額するほか、当初の想定を上回る職員の出張件数の増加に伴い、使用料及び賃借料を増額するもの。 *決定過程 理事者調整(令和5年11月13日)				
4	(款) 総務費 (項) 総務管理費 (目) 財産管理費	1,000,000					1,000,000
	公共施設等再編整備基金積立金 (資産経営課)		将来的な公共施設の大規模改修や更新などの将来負担に備えるため、市の資金を基金へ積み立てることに伴い、積立金を増額するもの。 *決定過程 理事者調整(令和5年11月13日)				
5	(款) 総務費 (項) 総務管理費 (目) 地域活動推進費	739				194	545
	市民活動推進経費 (市民自治推進課)		市民活動推進基金に寄附金及び利子等を積み立てることに伴い、積立金を増額するもの。 *決定過程 理事者調整(令和5年11月13日)				
6	(款) 民生費 (項) 社会福祉費 (目) 社会福祉総務費	1,013	506	253			254
	国民健康保険事業特別会計繰出金 (保険年金課)		令和6年1月1日からの国民健康保険制度における産前産後保険料免除制度の施行により、保険料の免除相当分を一般会計が負担することに伴い、繰出金を増額するもの。 *決定過程 理事者調整(令和5年11月13日)				
7	(款) 民生費 (項) 社会福祉費 (目) 社会福祉総務費	2,152					2,152
	介護保険事業特別会計繰出金 (介護保険課)		令和6年度介護報酬改定等を踏まえ、介護保険事務処理システムを改修するため、介護保険事業特別会計において委託料を増額すること等に伴い、繰出金を増額するもの。 *決定過程 理事者調整(令和5年11月13日)				

令和5年第4回定例会補正予算の主な事業の概要

一般会計(令和5年度 補正第10号)
(歳出)

(単位:千円)

項番	(款 項 目) 事業名 (主 管 課)	補 正 額	明 説				
			国庫支出金	県支出金	地方債	その他	一般財源
8	(款) 民生費 (項) 社会福祉費 (目) 障がい者福祉費	10,200	5,099				5,101
	障がい者福祉管理経費 (障がい福祉課)		令和6年度障害福祉サービス等報酬改定を踏まえ、福祉総合システムの改修を行うことに伴い、委託料を増額するもの。 *決定過程 理事者調整(令和5年11月13日)				
9	(款) 民生費 (項) 社会福祉費 (目) 障がい者福祉費	198,993	99,496	49,748			49,749
	障がい児支援給付費 (障がい福祉課)		障がい児支援給付費について、児童発達支援や放課後等デイサービス等の利用件数の増加等に伴い、扶助費を増額するもの。 *決定過程 理事者調整(令和5年11月13日)				
10	(款) 民生費 (項) 児童福祉費 (目) 児童福祉総務費	79,970	27,148	15,552			37,270
	民間保育所運営補助事業費 (保育課)		待機児童の多くを占める1歳児及び2歳児のほか、配慮が必要な児童の受け入れを積極的に進めたことによる入園児童数の増加に伴い、負担金補助及び交付金を増額するもの。 *決定過程 理事者調整(令和5年11月13日)				
11	(款) 民生費 (項) 児童福祉費 (目) 児童福祉総務費	102,807		27,518			75,289
	小児医療費助成事業費 (こども政策課)		小児医療費助成事業の18歳までの年齢拡大に向けた準備を行うため、委託料を増額するほか、当初の想定を上回る利用件数の増加に伴い、扶助費を増額するもの。 *決定過程 理事者調整(令和5年11月13日)				
12	(款) 民生費 (項) 児童福祉費 (目) 児童福祉総務費	1,853	926	463			464
	養育医療給付事業費 (こども政策課)		養育医療給付事業において、当初の想定を上回る利用件数の増加に伴い、扶助費を増額するもの。 *決定過程 理事者調整(令和5年11月13日)				
13	(款) 民生費 (項) 児童福祉費 (目) 母子福祉費	27,802		4,722			23,080
	ひとり親家庭等医療費助成事業費 (こども政策課)		ひとり親家庭等医療費助成事業において、当初の想定を上回る利用件数の増加に伴い、手数料、扶助費を増額するもの。 *決定過程 理事者調整(令和5年11月13日)				
14	(款) 民生費 (項) 生活保護費 (目) 扶助費	218,581	163,936				54,645
	生活保護扶助費 (生活支援課)		生活保護扶助費について、当初の想定を上回る被保護者の医療扶助費等の増加に伴い、扶助費を増額するもの。 *決定過程 理事者調整(令和5年11月13日)				

令和5年第4回定例会補正予算の主な事業の概要

一般会計(令和5年度 補正第10号)
(歳出)

(単位:千円)

項番	(款 項 目) 事業名 (主 管 課)	補 正 額	説 明				
			国庫支出金	県支出金	地方債	その他	一般財源
15	(款) 労働費 (項) 労働諸費 (目) 労働諸費 勤労市民会館管理運営経費 (産業観光課)	990	国庫支出金	県支出金	地方債	その他	一般財源
						990	
			勤労市民会館について、2階に設置されている天井埋め込み型全熱交換器の修繕を行うため、修繕料を増額するもの。 *決定過程 理事者調整(令和5年11月13日)				
16	(款) 土木費 (項) 道路橋りょう費 (目) 道路維持費 補修作業用諸費 (道路管理課)	1,039	国庫支出金	県支出金	地方債	その他	一般財源
						1,039	
			道路補修等において、原油価格の高騰による燃料価格の上昇等に伴い、燃料費を増額するほか、全天候型常温合材等の原材料価格の上昇等に伴い、原材料費を増額するもの。 *決定過程 理事者調整(令和5年11月13日)				
17	(款) 土木費 (項) 道路橋りょう費 (目) 道路新設改良費 市道8265号線道路改良 (道路建設課) (繰越明許費)	11,355	国庫支出金	県支出金	地方債	その他	一般財源
				9,800		1,555	
			市道8265号線道路改良において、東西に結ぶ道路がない防災上の地域課題や危険箇所を解消し、安全性の向上を図るため、既存の人道橋を車両が通行できるものに改築することに伴い、工事請負費、補償補填及び賠償金を増額するもの。 *決定過程 理事者調整(令和5年11月13日)				
18	(款) 土木費 (項) 河川費 (目) 河川管理費 千ノ川整備事業費 (下水道河川建設課) (繰越明許費)	39,215	国庫支出金	県支出金	地方債	その他	一般財源
						39,215	
			千ノ川整備事業に係る事業用地において、土壌汚染が確認されたため、護岸工事に伴う汚染土壌への対策を検討するとともに、護岸の詳細設計を行うことに伴い、委託料を増額するもの。 *決定過程 理事者調整(令和5年11月13日)				
19	(款) 土木費 (項) 都市計画費 (目) 都市計画総務費 都市防災推進事業費 (都市政策課)	90	国庫支出金	県支出金	地方債	その他	一般財源
						90	
			被災後に早期かつ的確な復興まちづくりを実現するための復興事前準備の取組を推進するため、国の伴走支援を活用してワークショップ形式の意見交換会を開催することに伴い、報償費、費用弁償を増額するもの。 *決定過程 理事者調整(令和5年11月13日)				
20	(款) 教育費 (項) 教育総務費 (目) 事務局費 事務局管理経費 (教育総務課)	181	国庫支出金	県支出金	地方債	その他	一般財源
						181	
			職員の出張について、当初見込みを上回る件数の増加に伴い、普通旅費を増額するもの。 *決定過程 理事者調整(令和5年11月13日)				
21	(款) 教育費 (項) 教育総務費 (目) 事務局費 学校施設整備基金積立金 (教育施設課)	3,000,000	国庫支出金	県支出金	地方債	その他	一般財源
						3,000,000	
			学校施設の整備に係る将来負担に備えるため、市の資金を基金へ積み立てることに伴い、積立金を増額するもの。 *決定過程 理事者調整(令和5年11月13日)				

令和5年第4回定例会補正予算の主な事業の概要

一般会計(令和5年度 補正第10号)
(歳出)

(単位:千円)

項番	(款 項 目) (事 業 名) (主 管 課)	補 正 額	説 明				
			国庫支出金	県支出金	地方債	その他	一般財源
22	(款)教育費(項)小学校費 (目)学校管理費	5,699					5,699
	一般管理経費 (教育総務課)		小学校における児童数及び学級数の増加に対応するため、不足する教職員用の机・椅子等を購入することに伴い、消耗品費を増額するほか、可搬式インターホンの各種設定変更を行うことに伴い、手数料を増額するもの。 *決定過程 理事者調整(令和5年11月13日)				
23	(款)教育費(項)小学校費 (目)学校管理費	4,006					4,006
	施設設備補修費 (教育総務課)		小学校の体育器具及び遊具について、点検により当初の想定を上回る修繕を実施することに伴い、修繕料を増額するもの。 *決定過程 理事者調整(令和5年11月13日)				
24	(款)教育費(項)小学校費 (目)学校管理費	13,353					13,353
	施設設備補修費 (教育施設課)		小学校における児童数及び学級数の増加に対応するため、普通学級及び特別支援学級の教室を補修することに伴い、修繕料を増額するもの。 *決定過程 理事者調整(令和5年11月13日)				
25	(款)教育費(項)小学校費 (目)学校管理費	5,364					5,364
	学校管理用備品整備事業費 (教育総務課)		小学校における児童数及び学級数の増加に対応するため、下駄箱やパーテーション等を購入することに伴い、備品購入費を増額するもの。 *決定過程 理事者調整(令和5年11月13日)				
26	(款)教育費(項)小学校費 (目)学校管理費	29,887			26,800		3,087
	学校施設整備事業費 (学務課) (繰越明許費)		西浜小学校の給食調理場屋上防水改修工事を行うため、工事請負費を増額するもの。 *決定過程 理事者調整(令和5年11月13日)				
27	(款)教育費(項)小学校費 (目)教育振興費	740					740
	義務教育教材購入費 (教育総務課)		小学校における児童数及び学級数の増加に対応するため、不足するオルガンを購入することに伴い、備品購入費を増額するもの。 *決定過程 理事者調整(令和5年11月13日)				
28	(款)教育費(項)小学校費 (目)教育振興費	7,311					7,311
	情報機器配備運営経費 (学校教育指導課)		GIGAスクール構想の推進のため、小学校における児童数の増加に応じた普通教室の整備において、無線LAN環境の構築に伴い、委託料を増額するほか、タブレット用充電保管庫及び大型モニターの購入に伴い、備品購入費を増額するもの。 *決定過程 理事者調整(令和5年11月13日)				

令和5年第4回定例会補正予算の主な事業の概要

一般会計(令和5年度 補正第10号)
(歳出)

(単位:千円)

項番	(款 項 目) (主 管 課)	補 正 額	説 明				
			国庫支出金	県支出金	地方債	その他	一般財源
29	(款)教育費(項)中学校費 (目)学校管理費	4,117					4,117
	一般管理経費 (教育総務課)		中学校における生徒数及び学級数の増加に対応するため、不足する教職員用の机・椅子等を購入することに伴い、消耗品費を増額するもの。 *決定過程 理事者調整(令和5年11月13日)				
30	(款)教育費(項)中学校費 (目)学校管理費	484					484
	施設設備補修費 (教育総務課)		中学校の体育器具について、点検により当初の想定を上回る修繕を実施することに伴い、修繕料を増額するもの。 *決定過程 理事者調整(令和5年11月13日)				
31	(款)教育費(項)中学校費 (目)学校管理費	14,096					14,096
	施設設備補修費 (教育施設課) (繰越明許費)		中学校における生徒数及び学級数の増加に対応するため、普通学級及び特別支援学級の教室を補修するとともに、梅田中学校学習室及び円蔵中学校職員室の空調機の修繕を行うことに伴い、修繕料を増額するもの。 *決定過程 理事者調整(令和5年11月13日)				
32	(款)教育費(項)中学校費 (目)学校管理費	1,999					1,999
	学校管理用備品整備事業費 (教育総務課)		中学校における生徒数及び学級数の増加に対応するため、下駄箱やパーテーション等を購入することに伴い、備品購入費を増額するもの。 *決定過程 理事者調整(令和5年11月13日)				
33	(款)教育費(項)中学校費 (目)教育振興費費	4,312					4,312
	情報機器配備運営経費 (学校教育指導課)		GIGAスクール構想の推進のため、中学校における生徒数及び学級数の増加に応じた普通教室の整備において、無線LAN環境の構築に伴い、委託料を増額するほか、タブレット用充電保管庫及び大型モニターの購入に伴い、備品購入費を増額するもの。 *決定過程 理事者調整(令和5年11月13日)				
34	(款)教育費(項)学校給食費 (目)学校給食管理費	5,162					5,162
	一般管理経費 (学務課) (繰越明許費)		更新時期を迎える小学校給食の栄養管理システムについて、中学校給食にも対応する栄養管理システムを共通導入することに伴い、委託料を増額するもの。 *決定過程 理事者調整(令和5年11月13日)				
35	(款)教育費(項)学校給食費 (目)学校給食管理費	4,722					4,722
	学校給食管理運営費 (学務課)		小学校における児童数及び学級数の増加に対応するため、食缶や給食用配膳車等を購入することに伴い、消耗品費、備品購入費を増額するもの。 *決定過程 理事者調整(令和5年11月13日)				

令和5年第4回定例会補正予算の主な事業の概要

一般会計(令和5年度 補正第10号)
(歳出)

(単位:千円)

項番	(款 項 目) (主 管 課)	補 正 額	説 明				
			国庫支出金	県支出金	地方債	その他	一般財源
36	(款)教育費(項)学校給食費 (目)学校給食管理費	42,993					42,993
	中学校給食導入関係経費 (学務課) (繰越明許費)		中学校給食の実施に向け、調理施設で調理した給食を盛り付けるランチボックスや運搬用のコンテナ等の購入に伴い、消耗品費、備品購入費を増額するほか、パンフレット等を製作し、給食の喫食率の向上に向けた周知を行うことに伴い、委託料を増額するもの。 *決定過程 理事者調整(令和5年11月13日)				
37	(款)教育費(項)学校給食費 (目)学校給食管理費	163,253			103,900		59,353
	中学校給食施設整備事業費 (学務課) (繰越明許費)		中学校給食の実施に向け、調理施設からの給食の配送を受ける各中学校の配膳室を整備することに伴い、消耗品費、工事請負費、備品購入費を増額するもの。 *決定過程 理事者調整(令和5年11月13日)				
38	(款)教育費(項)社会教育費 (目)博物館費	8,723					8,723
	文化資料館跡地処分事業費 (博物館) (繰越明許費)		文化資料館解体工事の影響により生じた周辺家屋の損傷の有無について、事後調査を実施することに伴い、委託料を増額するもの。 *決定過程 理事者調整(令和5年11月13日)				
39	(款)教育費(項)社会教育費 (目)青少年対策費	3,556	1,064	1,064			1,428
	放課後児童健全育成事業費 (青少年課)		公設児童クラブ指定管理について、指定管理料の不足に伴い、委託料を増額するほか、児童クラブの待機児童対策として、児童クラブの新設及び既存児童クラブの支援単位の増設に向けた準備を進めることに伴い、消耗品費を増額するもの。 *決定過程 理事者調整(令和5年11月13日)				

令和5年第4回定例会補正予算の主な事業の概要

国民健康保険事業特別会計(令和5年度 補正第2号)
(歳出)

(単位:千円)

項番	(款 項 目) (事 業 名 目) (主 管 課)	補 正 額	説 明				
			国庫支出金	県支出金	地方債	その他	一般財源
1	(款) 総務費 (項) 総務管理費 (目) 一般管理費	2,956				2,956	
	職員給与費 (職員課)		人事院による国家公務員の給与に関する勧告に鑑み、職員の給料月額並びに期末手当及び勤勉手当の額を改定することに伴い、給料、地域手当、期末勤勉手当、時間外勤務手当、共済費を増額するもの。 *決定過程 理事者調整(令和5年11月13日)				
2	(款) 総務費 (項) 総務管理費 (目) 一般管理費	91				91	
	一般管理経費 (保険年金課)		職員の期末手当の額を改定することに伴い、会計年度任用職員期末手当、共済費を増額するもの。 *決定過程 理事者調整(令和5年11月13日)				
3	(款) 総務費 (項) 徴収費 (目) 賦課徴収費	15				15	
	賦課徴収事務費 (保険年金課)		職員の期末手当の額を改定することに伴い、会計年度任用職員期末手当を増額するもの。 *決定過程 理事者調整(令和5年11月13日)				

令和5年第4回定例会補正予算の主な事業の概要

後期高齢者医療事業特別会計(令和5年度 補正第1号)
(歳出)

(単位:千円)

項番	(款 項 目) (事 業 名) (主 管 課)	補 正 額	明 説				
			国庫支出金	県支出金	地方債	その他	一般財源
1	(款) 総務費 (項) 総務管理費 (目) 一般管理費 職員給与費 (職員課)	1,130				1,130	
	人事院による国家公務員の給与に関する勧告に鑑み、職員の給料月額並びに期末手当及び勤勉手当の額を改定することに伴い、給料、地域手当、期末勤勉手当、時間外勤務手当、共済費を増額するもの。 *決定過程 理事者調整(令和5年11月13日)						
2	(款) 総務費 (項) 総務管理費 (目) 一般管理費 一般管理経費 (保険年金課)	14				14	
	職員の期末手当の額を改定することに伴い、会計年度任用職員期末手当を増額するもの。 *決定過程 理事者調整(令和5年11月13日)						

令和5年第4回定例会補正予算の主な事業の概要

介護保険事業特別会計(令和5年度 補正第2号)
(歳出)

(単位:千円)

項番	(款 項 目) (事 業 名) (主 管 課)	補 正 額	明 説				
			国庫支出金	県支出金	地方債	その他	一般財源
1	(款) 総務費 (項) 総務管理費 (目) 一般管理費	3,639				3,639	
	職員給与費 (職員課)		人事院による国家公務員の給与に関する勧告に鑑み、職員の給料月額並びに期末手当及び勤勉手当の額を改定することに伴い、給料、地域手当、期末勤勉手当、時間外勤務手当、共済費を増額するもの。 *決定過程 理事者調整(令和5年11月13日)				
2	(款) 総務費 (項) 介護認定審査費 (目) 介護認定審査会費	8				8	
	介護認定審査会費 (介護保険課)		職員の期末手当の額を改定することに伴い、会計年度任用職員期末手当、共済費を増額するもの。 *決定過程 理事者調整(令和5年11月13日)				
3	(款) 総務費 (項) 介護認定審査費 (目) 認定調査費	88				88	
	認定調査費 (介護保険課)		職員の期末手当の額を改定することに伴い、会計年度任用職員期末手当、共済費を増額するもの。 *決定過程 理事者調整(令和5年11月13日)				
4	(款) 地域支援事業費 (項) 包括的支援事業・任意事業費 (目) 包括的支援事業費	221	71	35		71	44
	在宅医療介護連携推進事業費 (職員課)		人事院による国家公務員の給与に関する勧告に鑑み、職員の給料月額並びに期末手当及び勤勉手当の額を改定することに伴い、給料、地域手当、期末勤勉手当、時間外勤務手当、共済費を増額するもの。 *決定過程 理事者調整(令和5年11月13日)				

令和5年第4回定例会補正予算の主な事業の概要

介護保険事業特別会計(令和5年度 補正第3号)
(歳出)

(単位:千円)

項番	(款 項 目) (事 業 名) (主 管 課)	補 正 額	説 明				
			国庫支出金	県支出金	地方債	その他	一般財源
1	(款) 総務費 (項) 総務管理費 (目) 一般管理費	4,945	2,472			2,473	
	介護保険事務処理システム改修事業費 (介護保険課)		令和6年度介護報酬改定等に伴い、介護保険事務処理システムを改修するため、委託料を増額するもの。 *決定過程 理事者調整(令和5年11月13日)				
2	(款) 地域支援事業費 (項) 包括的支援事業・任意事業費 (目) 任意事業費	20	8	4		4	4
	任意事業費 (介護保険課)		福祉用具・住宅改修支援事業理由書作成手数料について、当初の想定を上回る件数の増加に伴い、手数料を増額するもの。 *決定過程 理事者調整(令和5年11月13日)				
3	(款) 介護保険運営基金 (項) 介護保険運営基金 (目) 介護保険運営基金	4,372				4,372	
	介護保険運営基金積立金 (介護保険課)		過年度分の介護給付費交付金を介護保険運営基金へ積み立てるため、積立金を増額するもの。 *決定過程 理事者調整(令和5年11月13日)				

茅ヶ崎市附属機関設置条例の一部を改正する条例について

1 提案の理由

道路運送法施行規則の改正に伴い、所要の規定を整備するため提案する。

2 根拠法規

地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項

3 条例の概要

(1) 引用条項を改めることとした。（別表関係）

(2) この条例は、公布の日から施行することとした。

茅ヶ崎市附属機関設置条例の一部を改正する条例新旧対照表

改 正 後				改 正 前			
別表（第2条関係）				別表（第2条関係）			
附属機関 の属する 執行機関	附属機関	設置目的	委員の数	附属機関 の属する 執行機関	附属機関	設置目的	委員の数
市 長	略	略	略	市 長	略	略	略
	茅ヶ崎市地域公共交通会議	地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成19年法律第59号）第5条第1項に規定する地域公共交通計画の作成及び実施に関し必要な協議並びに道路運送法施行規則（昭和26年運輸省令第75号） <u>第4条第2項ただし書</u> に規定する旅客輸送の確保その他の旅客の利便の増進を図るために必要な一般旅客自動車運送事業及び自家用有償旅客運送に関する協議を行うこと。	略		茅ヶ崎市地域公共交通会議	地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成19年法律第59号）第5条第1項に規定する地域公共交通計画の作成及び実施に関し必要な協議並びに道路運送法施行規則（昭和26年運輸省令第75号） <u>第9条の2</u> に規定する旅客輸送の確保その他の旅客の利便の増進を図るために必要な一般旅客自動車運送事業及び自家用有償旅客運送に関する協議を行うこと。	略
	略	略	略		略	略	略
略	略	略	略	略	略	略	略

茅ヶ崎市附属機関設置条例の一部を改正する条例参照条文

○地方自治法

第百三十八条の四 普通地方公共団体にその執行機関として普通地方公共団体の長の外、法律の定めるところにより、委員会又は委員を置く。

② 普通地方公共団体の委員会は、法律の定めるところにより、法令又は普通地方公共団体の条例若しくは規則に違反しない限りにおいて、その権限に属する事務に関し、規則その他の規程を定めることができる。

③ 普通地方公共団体は、法律又は条例の定めるところにより、執行機関の附属機関として自治紛争処理委員、審査会、審議会、調査会その他の調停、審査、諮問又は調査のための機関を置くことができる。ただし、政令で定める執行機関については、この限りでない。

○地域公共交通の活性化及び再生に関する法律

(地域公共交通計画)

第五条 地方公共団体は、基本方針に基づき、国土交通省令で定めるところにより、市町村にあっては単独で又は共同して、都道府県にあっては当該都道府県の区域内の市町村と共同して、当該市町村の区域内について、地域旅客運送サービスの持続可能な提供の確保に資する地域公共交通の活性化及び再生を推進するための計画（以下「地域公共交通計画」という。）を作成するよう努めなければならない。

2 地域公共交通計画においては、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 地域旅客運送サービスの持続可能な提供の確保に資する地域公共交通の活性化及び再生の推進に関する基本的な方針

二 地域公共交通計画の区域

三 地域公共交通計画の目標

四 前号の目標を達成するために行う事業及びその実施主体に関する事項

五 地域公共交通計画の達成状況の評価に関する事項

六 計画期間

七 前各号に掲げるもののほか、地域公共交通計画の実施に関し当該地方公共団体が必要と認める事項

3 地域公共交通計画においては、前項各号に掲げる事項のほか、次に掲げる事項を定めるよう努めるものとする。

一 第三十七条の規定による資金の確保に関する事項

二 都市機能の増進に必要な施設の立地の適正化に関する施策との連携に関する事項

三 観光の振興に関する施策との連携に関する事項

四 地域における潜在的な輸送需要に的確に対応するために必要な当該地方公共団体、公共交通事業者等その他の地域の関係者相互間の連携に関する事項

五 前各号に掲げるもののほか、地域旅客運送サービスの持続可能な提供の確保に際し配慮すべき事項

4 第二項第三号に掲げる事項には、地域旅客運送サービスについての利用者の数及び収支その他の国土交通省令で定める定量的な目標を定めるよう努めるものとする。

5 第二項第四号に掲げる事項には、地域公共交通特定事業に関する事項を定めることができる。

6 地域公共交通計画は、都市計画、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第十八条の二の市町村の都市計画に関する基本的な方針、中心市街地の活性化に関する法律（平成十年法律第九十二号）第九条の中心市街地の活性化に関する施策を総合的かつ一体的に推進するための基本的な計画、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成十八年法律第九十一号）第二十四条の二の移動等円滑化の促進に関する方針及び同法第二十五条の移動等円滑化に係る事業の重点的かつ一体的な推進に関する基本的な構想（第二十九条の八第四項において「都市計画等」という。）との調和が保たれたものでなければならない。

7 地方公共団体は、地域公共交通計画を作成するときは、あらかじめ、住民、地域公共交通の利用者その他利害関係者の意見を反映させるために必要な措置を講じなければならない。

8 市町村の区域を超えた広域的な地域旅客運送サービスの持続可能な提供の確保に資する地域公共

交通の活性化及び再生を推進しようとする二以上の市町村は、共同して、都道府県に対し、地域公共交通計画を作成することを要請することができる。

- 9 都道府県は、前項の規定による要請があった場合において、住民の移動に関する状況を勘案して二以上の市町村にわたり一体的に地域旅客運送サービスの持続可能な提供の確保に資する地域公共交通の活性化及び再生を推進する必要があると認めるときは、地域公共交通計画を作成するものとする。
- 10 地方公共団体は、地域公共交通計画を作成しようとするときは、これに定めようとする第二項第四号に掲げる事項について、次条第一項の協議会が組織されている場合には協議会における協議を、同項の協議会が組織されていない場合には関係する公共交通事業者等、道路管理者、港湾管理者その他地域公共交通計画に定めようとする事業を実施すると見込まれる者及び関係する公安委員会と協議をしなければならない。
- 11 地方公共団体は、地域公共交通計画を作成したときは、遅滞なく、これを公表するとともに、主務大臣、都道府県（当該地域公共交通計画を作成した都道府県を除く。）並びに関係する公共交通事業者等、道路管理者、港湾管理者その他地域公共交通計画に定める事業を実施すると見込まれる者及び関係する公安委員会に、地域公共交通計画を送付しなければならない。
- 12 主務大臣及び都道府県は、前項の規定により地域公共交通計画の送付を受けたときは、主務大臣にあっては地方公共団体に対し、都道府県にあっては市町村に対し、必要な助言をすることができる。
- 13 第七項から前項までの規定は、地域公共交通計画の変更について準用する。

（協議会）

第六条 地域公共交通計画を作成しようとする地方公共団体は、地域公共交通計画の作成及び実施に関し必要な協議を行うための協議会（以下この章において「協議会」という。）を組織することができる。

- 2 協議会は、次に掲げる者をもって構成する。
 - 一 地域公共交通計画を作成しようとする地方公共団体
 - 二 関係する公共交通事業者等、道路管理者、港湾管理者その他地域公共交通計画に定めようとする事業を実施すると見込まれる者
 - 三 関係する公安委員会
 - 四 地域公共交通の利用者、学識経験者その他の当該地方公共団体が必要と認める者
- 3 第一項の規定により協議会を組織する地方公共団体は、協議会において同項に規定する協議を行うときは、あらかじめ、前項第二号に掲げる者であって協議会の構成員であるものに、当該協議を行う事項を通知しなければならない。
- 4 前項の規定による通知を受けた者は、正当な理由がある場合を除き、当該通知に係る事項の協議に応じなければならない。
- 5 協議会において協議が調った事項については、協議会の構成員はその協議の結果を尊重しなければならない。
- 6 公共交通事業者等、道路管理者、港湾管理者その他地域旅客運送サービスの持続可能な提供の確保に資する事業を実施しようとする者は、協議会が組織されていない場合にあっては、地方公共団体に対して、協議会を組織するよう要請することができる。
- 7 前項の規定による要請を受けた地方公共団体は、当該要請に基づき協議会を組織するか否かについて検討を加え、遅滞なく、その結果を当該要請をした者に通知しなければならない。
- 8 主務大臣及び都道府県（第一項の規定により協議会を組織する都道府県を除く。）は、地域公共交通計画の作成が円滑に行われるように、協議会の構成員の求めに応じて、必要な助言をすることができる。
- 9 前各項に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

○道路運送法施行規則（地域公共交通の活性化及び再生に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴う国土交通省関係省令の整備等に関する省令（令和5年国土交通省令第73号）第3条の規定による改正後のもの）

（事業計画）

第四条 法第五条第一項第三号の事業計画のうち路線定期運行を行う一般乗合旅客自動車運送事業に

係るものには、次に掲げる事項を記載するものとする。

一 路線に関する次に掲げる事項

- イ 起点及び終点の地名及び地番
- ロ キロ程
- ハ 主たる経過地

二 主たる事務所及び営業所の名称及び位置

三 営業所ごとに配置する事業用自動車の数並びにその常用車及び予備車別の数並びにこれらのうち乗車定員十一人未満の事業用自動車の数

四 自動車車庫の位置及び収容能力

五 各路線に配置する事業用自動車のうち、長さ、幅、高さ又は車両総重量が最大であるものの当該長さ、幅、高さ又は車両総重量

六 停留所の名称及び位置並びに停留所間のキロ程

七 自動運行旅客運送（自動運行装置（道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）第四十一条第一項第二十号に規定する自動運行装置をいう。以下同じ。）を当該自動運行装置に係る使用条件（同条第二項に規定する条件をいう。以下同じ。）で使用して当該自動運行装置を備えている自動車を運行することによる旅客の運送をいう。以下同じ。）を行おうとする場合にあつては、当該自動運行旅客運送に係る第一号、第三号及び前号に掲げる事項

2 前項の事業計画には、次に掲げる事項を記載した路線図を添付するものとする。ただし、当該路線図について地域公共交通会議（地域住民の生活に必要な旅客輸送の確保その他の旅客の利便の増進を図るために必要な一般旅客自動車運送事業及び自家用有償旅客運送に関する協議を行うために一又は複数の市町村長（特別区の区長を含む。以下同じ。）又は都道府県知事が主宰する会議をいう。以下同じ。）又は地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成十九年法律第五十九号）第六条に規定する協議会（次条第一項第二号から第六号までに掲げる者を構成員に含むものに限る。以下「協議会」という。）（以下「地域公共交通会議等」という。）における協議を経たときは、その添付を省略することができる。

一 路線

二 営業所及び停留所の位置及び名称

三 自動車車庫の位置

四 道路法（昭和二十七年法律第百八十号）による道路（種類を明示すること。）、自動車道及び一般交通の用に供する場所の別並びにその種別ごとのキロ程及び有効幅員並びに待避所の位置

五 縮尺及び方位

六 自動運行旅客運送を行おうとする場合にあつては、当該自動運行旅客運送に係る第一号に掲げる事項

3 法第五条第一項第三号の事業計画のうち路線不定期運行を行う一般乗合旅客自動車運送事業に係るものには、次に掲げる事項を記載するものとする。

一 路線に関する次に掲げる事項

- イ 起点及び終点の地名及び地番
- ロ キロ程
- ハ 主たる経過地

二 主たる事務所及び営業所の名称及び位置

三 営業所ごとに配置する事業用自動車の数及びそのうち乗車定員十一人未満の事業用自動車の数

四 自動車車庫の位置及び収容能力

五 各路線に配置する事業用自動車のうち、長さ、幅、高さ又は車両総重量が最大であるものの当該長さ、幅、高さ又は車両総重量

六 運行系統

七 乗降地点の名称及び位置並びに乗降地点間のキロ程

八 運行系統ごとの発地の発車時刻又は着地の到着時刻を定める場合にあつては、当該発車時刻又は到着時刻

九 自動運行旅客運送を行おうとする場合にあつては、当該自動運行旅客運送に係る第一号、第三号及び前三号に掲げる事項

4 前項の事業計画には、次に掲げる事項を記載した路線図を添付するものとする。この場合におい

ては、第二項ただし書の規定を準用する。

- 一 路線
 - 二 営業所及び乗降地点の位置及び名称
 - 三 自動車車庫の位置
 - 四 運行系統
 - 五 道路法による道路（種類を明示すること。）、自動車道及び一般交通の用に供する場所の別並びにその種別ごとのキロ程及び有効幅員並びに待避所の位置
 - 六 縮尺及び方位
 - 七 自動運行旅客運送を行おうとする場合にあつては、当該自動運行旅客運送に係る第一号及び第四号に掲げる事項
- 5 法第五条第一項第三号の事業計画のうち区域運行を行う一般乗合旅客自動車運送事業に係るものには、次に掲げる事項を記載するものとする。
- 一 営業区域
 - 二 主たる事務所及び営業所の名称及び位置
 - 三 営業所ごとに配置する事業用自動車の数及びそのうち乗車定員十一人未満の事業用自動車の数
 - 四 自動車車庫の位置及び収容能力
 - 五 運送の区間
 - 六 発地の発車時刻若しくは着地の到着時刻又は運行間隔時間
 - 七 自動運行旅客運送を行おうとする場合にあつては、当該自動運行旅客運送に係る第一号、第三号及び前二号に掲げる事項
- 6 前項の事業計画には、次に掲げる事項を記載した図面を添付するものとする。この場合においては、第二項ただし書の規定を準用する。
- 一 営業区域
 - 二 営業所並びに発地及び着地の位置及び名称
 - 三 自動車車庫の位置
 - 四 縮尺及び方位
 - 五 自動運行旅客運送を行おうとする場合にあつては、当該自動運行旅客運送に係る第一号に掲げる事項
- 7 法第五条第一項第三号の事業計画のうち一般貸切旅客自動車運送事業に係るものには、次に掲げる事項を記載するものとする。
- 一 営業区域
 - 二 主たる事務所及び営業所の名称及び位置
 - 三 営業所ごとに配置する事業用自動車の数
 - 四 自動車車庫の位置及び収容能力
 - 五 自動運行旅客運送を行おうとする場合にあつては、当該自動運行旅客運送に係る第一号及び第三号に掲げる事項
- 8 法第五条第一項第三号の事業計画のうち一般乗用旅客自動車運送事業に係るものには、次に掲げる事項を記載するものとする。
- 一 営業区域
 - 二 主たる事務所及び営業所の名称及び位置
 - 三 営業所ごとに配置する事業用自動車の数並びにその種別ごとの数及び地方運輸局長が指定する地域にあつては国土交通大臣が定める区分ごとの数
 - 四 自動車車庫の位置及び収容能力
 - 五 自動運行旅客運送を行おうとする場合にあつては、当該自動運行旅客運送に係る第一号及び第三号に掲げる事項

○茅ヶ崎市附属機関設置条例

(設置)

第2条 執行機関の附属機関として、別表に掲げるものを置く。

附 則

(施行期日)

- 1 この省令は、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律等の一部を改正する法律の施行の日(令和五年十月一日)から施行する。
(道路運送法施行規則の一部改正に伴う経過措置)
- 2 この省令の施行の際現に存する第三条の規定による改正前の道路運送法施行規則第五十一条の七第一号に規定する運営協議会は、第三条の規定による改正後の道路運送法施行規則第四条第二項に規定する地域公共交通会議とみなす。

(一般乗合旅客自動車運送事業の運賃等の届出)

第九条 (略)

2 法第九条第四項の規定による運賃等の設定又は変更の届出に係る前項の届出書には、当該届出に係る運賃等について法第九条第四項に規定する協議会において協議が調つていることを証する書類を添付するものとする。

3 次に掲げる場合には、第一項中「当該運賃等の実施予定日の三十日前までに」とあるのは、「あらかじめ」と読み替えるものとする。

一 (略)

二 前号に掲げる場合のほか、法第九条第七項各号に該当しないものとして国土交通大臣(運賃等の届出の受理の権限が地方運輸局長に委任されている場合にあつては、地方運輸局長)が必要がないと認めたとき。

(削る)

(削る)

(一般乗合旅客自動車運送事業の運賃等の届出)

第九条 (略)

2 法第九条第四項の規定による運賃等の設定又は変更の届出に係る前項の届出書には、当該届出に係る運賃等について次条に規定する地域公共交通協議会又は協議会において協議が調つていることを証する書類を添付するものとする。

3 次に掲げる場合には、第一項中「当該運賃等の実施予定日の三十日前までに」とあるのは、「あらかじめ」と読み替えるものとする。

一 (略)

二 前号に掲げる場合のほか、法第九条第六項各号に該当しないものとして国土交通大臣(運賃等の届出の受理の権限が地方運輸局長に委任されている場合にあつては、地方運輸局長)が必要がないと認めたとき。

(法第九条第四項の協議が調つたとき)

第九条の二 法第九条第四項の協議が調つたときは、同項の届出に係る運賃等について地域公共交通協議(地域住民の生活に必要な旅客輸送の確保その他の旅客の利便の増進を図るために必要な一般旅客自動車運送事業及び自家用有償旅客運送に関する協議を行うために一又は複数の市町村長(特別区の区長を含む。以下同じ。))又は都道府県知事が主宰する協議をいう。以下同じ。又は協議会において協議が調つているときとする。

(地域公共交通協議の構成員)

第九条の三 地域公共交通協議は、次に掲げる者により構成するものとする。

一 地域公共交通協議を主宰する市町村長又は都道府県知事その他の地方公共団体の長

二 一般旅客自動車運送事業者及びその組織する団体

三 住民又は旅客

四 地方運輸局長

五 一般旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転者が組織する団体

2 地域公共交通協議を主宰する市町村長又は都道府県知事は、必要があると認めるときは、前項各号に掲げる者のほか、地域公共交通協議に、次に掲げる者を構成員として加えることができる。

一 路線を定めて行う一般乗合旅客自動車運送事業又は自家用有償旅客運送について協議を行う場合には、次に掲げる者

イ 道路管理者

ロ 都道府県警察

二 学識経験を有する者その他の地域公共交通協議の運営上必要と認められる者

3 地域公共交通協議を主宰する市町村長又は都道府県知事は、法第七十九条の二の規定による登録の申請に係る第四十九条に規定する特定非営利活動法人等が行う自家用有償旅客運送について地域公共交通協議において協議を行う場合には、当該申請者の意見を聴取するものとする。

(一般乗合旅客自動車運送事業に係る影響が小さい運賃及び料金の届出)

第十条 (略)

(略)

3 法第九条第五項の規定により運賃及び料金の設定又は変更の届出をしようとする者は、運賃(第一項第一号八に掲げるものを除く。)にあつては当該運賃の実施予定日の七日前までに、同号八に掲げる運賃及び料金にあつてはあらかじめ、次に掲げる事項を記載した運賃及び料金設定(変更)届出書を提出するものとする。

一 五 (略)

第三條 (道路運送法施行規則の一部改正)
道路運送法施行規則(昭和二十六年運輸省令第七十五号)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のうちに改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定(以下この条において「対象規定」という)は、当該対象規定を改正後欄に掲げるものように改め、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するもの掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後

改正前

(事業計画)
第四條 (略)

2 前項の事業計画には、次に掲げる事項を記載した路線図を添付するものとする。ただし、当該路線図について地域公共交通会議(地域住民の生活に必要な旅客輸送の確保その他の旅客の利便の増進を図るために必要な一般旅客自動車運送事業及び自家用有償旅客運送に関する協定を行うために一又は複数の市町村長(特別区の区長を含む。以下同じ)又は都道府県知事が主宰する会議をいう。以下同じ)又は地域公共交通の活性化及び再生に関する法律(平成十九年法律第五十九号)第六条に規定する協議会(次条第一項第二号から第六号までに掲げる者を構成員に含むものに限る。以下「協議会」という。以下「地域公共交通会議等」という)における協議を経たときは、その添付を省略することができる。

一〇六 (略)

3〇八 (略)

(地域公共交通会議の構成員)

第四條の二 地域公共交通会議は、次に掲げる者により構成するものとする。

- 一 地域公共交通会議を主宰する市町村長又は都道府県知事その他の地方公共団体の長
- 二 一般旅客自動車運送事業者及びその組織する団体
- 三 住民又は旅客
- 四 地方運輸局長
- 五 一般旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転者が組織する団体
- 六 自家用有償旅客運送について協議を行う場合には、地域公共交通会議を主宰する市町村長又は都道府県知事の管轄する区域内において現に自家用有償旅客運送を行っている第四十九條に規定する特定非営利活動法人等

2 地域公共交通会議を主宰する市町村長又は都道府県知事は、必要があると認めるときは、前項各号に掲げる者のほか、地域公共交通会議に、次に掲げる者を構成員として加えることができる。

- 一 路線を定めて行う一般乗合旅客自動車運送事業又は自家用有償旅客運送について協議を行う場合には、次に掲げる者
- イ 道路管理者
- ロ 都道府県警察

二 学識経験を有する者その他の地域公共交通会議の運営上必要と認められる者
(申請書に添付する書類)

第六條 (略)

2 法第四條の規定により一般乗合旅客自動車運送事業の許可を受けようとする者は、前項各号に掲げる書類について、地域公共交通会議等における協議を経たときは、その添付を省略することができる。

3〇五 (略)

(事業計画)
第四條 (略)

2 前項の事業計画には、次に掲げる事項を記載した路線図を添付するものとする。ただし、当該路線図について第九條の二に規定する地域公共交通会議又は地域公共交通の活性化及び再生に関する法律(平成十九年法律第五十九号)第六条に規定する協議会(第九條の三第一項第二号から第五号までに掲げる者を構成員に含むものに限る。以下単に「協議会」という)における協議を経たときは、その添付を省略することができる。

一〇六 (略)

3〇八 (略)

(新設)

(申請書に添付する書類)
第六條 (略)

2 法第四條の規定により一般乗合旅客自動車運送事業の許可を受けようとする者は、前項各号に掲げる書類について、第九條の二に規定する地域公共交通会議又は協議会における協議を経たときは、その添付を省略することができる。

3〇五 (略)

国土交通省令第七十三号

地域公共交通の活性化及び再生に関する法律等の一部を改正する法律（令和五年法律第十八号）の施行に伴い、並びに関係法律の規定に基づき、及び関係法律を実施するため、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴う国土交通省関係省令の整備等に関する省令を次のように定める。

令和五年九月二十二日

国土交通大臣 宮下 一郎

国土交通大臣 宮下 一郎

地域公共交通の活性化及び再生に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴う国土交通省関係省令の整備等に関する省令

（地域公共交通の活性化及び再生に関する法律施行規則の一部改正）

第一条 地域公共交通の活性化及び再生に関する法律施行規則（平成十九年国土交通省令第八十号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、その標記部分が同一のものは当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改め、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後

改正前

目次

第一章・第一章の二（略）

第二章 地域公共交通計画の作成及び実施

第一節 第三節（略）

第四節 海上運送高度化事業（第二十条―第二十二條の二）

第五節 鉄道事業再構築事業（第二十三条―第二十六條の二）

第六節（略）

第七節 地域旅客運送サービス継続事業（第三十三条―第三十六條の五の二）

第八節 第九節（略）

第三章 再構築方針の作成等（第三十六条の二十四―第三十六條の二十七）

第四章 新地域旅客運送事業の円滑化（第三十七条―第四十四条）

第五章 新モビリティサービス事業の円滑化（第四十四条の二―第四十四条の五）

第六章 雑則（第四十五条―第四十七条）

附則

目次

第一章・第一章の二（略）

第二章 地域公共交通計画の作成及び実施

第一節 第三節（略）

第四節 海上運送高度化事業（第二十条―第二十二條）

第五節 鉄道事業再構築事業（第二十三条―第二十六條）

第六節（略）

第七節 地域旅客運送サービス継続事業（第三十三条―第三十六條の五）

第八節 第九節（略）

第三章 新地域旅客運送事業（第三十七条―第四十四条）

第三章の二 新モビリティサービス事業（第四十四条の二―第四十四条の五）

第四章 雑則（第四十五条―第四十七条）

附則

茅ヶ崎市職員給与条例等の一部を改正する条例について

1 提案の理由

地方自治法の改正に伴い、会計年度任用職員に勤勉手当を支給する等のため提案する。

2 根拠法規

- (1) 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第24条第5項、第25条第2項及び第29条第4項
- (2) 地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第38条第4項
- (3) 地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第7条

3 条例の概要

(1) 茅ヶ崎市職員給与条例関係

ア 6月1日及び12月1日にそれぞれ在職する常時勤務的会計年度任用職員であつて、任期の定めが6月以上の者に対し、勤勉手当を支給すること等とした。（第30条、第31条関係）

イ 規定を整備することとした。（第27条関係）

(2) 茅ヶ崎市会計年度任用職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例関係

ア 題名を茅ヶ崎市会計年度任用職員の報酬等に関する条例に改めることとした。（題名関係）

イ 6月1日前1箇月以内及び12月1日前1箇月以内に退職し、又は死亡した短時間勤務会計年度任用職員のうち規則で定める者には、期末手当を支給しないこと等とした。（第16条関係）

ウ 6月1日及び12月1日にそれぞれ在職し、任期の定めが6月以上であること等の要件を満たす短時間勤務会計年度任用職員に対し、勤勉手当を支給すること等とした。（第17条関係）

エ 所要の規定を整備することとした。（第1条、第14条、第18条、第19条関係）

(3) 茅ヶ崎市病院事業職員の給与の種類及び基準に関する条例関係

任期の定めが6月以上の常時勤務的会計年度任用職員に対し、勤勉手当に係る規定を適用することとした。（第26条関係）

(4) 茅ヶ崎市職員の育児休業等に関する条例関係

所要の規定を整備することとした。（第9条関係）

(5) 茅ヶ崎市職員の懲戒の手續及び効果に関する条例関係

所要の規定を整備することとした。（附則第3項関係）

(6) この条例は、令和6年4月1日から施行することとした。

茅ヶ崎市職員給与条例等の一部を改正する条例新旧対照表

改 正 後	改 正 前
<p>(茅ヶ崎市職員給与条例の一部改正)</p> <p>(期末手当)</p> <p>第27条 期末手当は、6月1日及び12月1日(以下この条から第29条までにおいてこれらの日を「基準日」という。)にそれぞれ在職する職員(常時勤務的会計年度任用職員にあっては、任期の定めが6月以上のものに限る。以下この項において同じ。)に対して、それぞれ基準日の属する月の規則で定める日(次条及び第29条においてこれらの日を「支給日」という。)に支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職し、又は死亡した職員(第34条第8項の規定の適用を受ける職員及び規則で定める職員を除く。)についても、同様とする。</p> <p>2 略</p> <p>3 略</p> <p>4 基準日にそれぞれ在職する常時勤務的会計年度任用職員のうち、任期の定めが6月に満たないものにつき、その在職する会計年度内における地方公務員法第22条の2第1項の規定により採用された職員としての任期の定め合計が6月以上に至ったときは、当該常時勤務的会計年度任用職員は、当該会計年度において、第1項に規定する任期の定めが6月以上の常時勤務的会計年度任用職員とみなす。</p> <p>5 6月に期末手当を支給する場合において、6月1日にそれぞれ在職する常時勤務的会計年度任用職員のうち、任期の定めが6月に満たないものにつき、その前会計年度の末日まで地方公務員法第22条の2第1項の規定により採用された職員として採用され、引き続き、同日の翌日に常時勤務的会計年度任用職員として採用され、かつ、それぞれの任期の定め合計が6月以上に至ったときは、当該常時勤務的会計年度任用職員は、当該会計年度において、第1項に規定する任期の定めが6月以上の常時勤務的会計年度任用職員とみなす。</p> <p>6 会計年度の末日までを任期とする常時勤務的会計年度任用職員が同日の翌日に地方公務員法第22条の2第1項の規定により採用された場合は、これらの任期は引き続いているものとみなして、第1項の規定を適用する。</p> <p>7 第2項の期末手当基礎額は、それぞれその基準日現在(退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在)において職員が受けるべき給料及び扶養手当の月額並びに</p>	<p>(期末手当)</p> <p>第27条 期末手当は、6月1日及び12月1日(以下この条から第29条までにおいてこれらの日を「基準日」という。)にそれぞれ在職する職員(常時勤務的会計年度任用職員にあっては、任期の定めが6月以上のものに限る。以下この条において同じ。)に対して、それぞれ基準日の属する月の規則で定める日(次条及び第29条においてこれらの日を「支給日」という。)に支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職し、又は死亡した職員(第34条第8項の規定の適用を受ける職員及び規則で定める職員を除く。)についても、同様とする。</p> <p>2 略</p> <p>3 略</p> <p>4 基準日にそれぞれ在職する常時勤務的会計年度任用職員のうち、任期の定めが6月に満たないものにつき、その在職する会計年度内における地方公務員法第22条の2第1項の規定により採用された職員としての任期の定め合計が6月以上に至ったときは、当該常時勤務的会計年度任用職員は、当該会計年度において、第1項に規定する任期の定めが6月以上の常時勤務的会計年度任用職員とみなす。</p> <p>5 6月に期末手当を支給する場合において、6月1日にそれぞれ在職する常時勤務的会計年度任用職員のうち、任期の定めが6月に満たないものにつき、その前会計年度の末日まで地方公務員法第22条の2第1項の規定により採用された職員として採用され、引き続き、同日の翌日に常時勤務的会計年度任用職員として採用され、かつ、それぞれの任期の定め合計が6月以上に至ったときは、当該常時勤務的会計年度任用職員は、当該会計年度において、第1項に規定する任期の定めが6月以上の常時勤務的会計年度任用職員とみなす。</p> <p>6 会計年度の末日までを任期とする常時勤務的会計年度任用職員が同日の翌日に地方公務員法第22条の2第1項の規定により採用された場合は、これらの任期は引き続いているものとみなして、第1項の規定を適用する。</p> <p>7 第2項の期末手当基礎額は、それぞれその基準日現在(退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在)において職員が受けるべき給料及び扶養手当の月額並びに</p>

これらに対する地域手当の月額合計額（常時勤務的会計年度任用職員にあっては、その基準日（退職し、若しくは失職し、又は死亡した常時勤務的会計年度任用職員にあっては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日）以前6月以内の地方公務員法第22条の2第1項の規定により採用された職員として在職した期間（第4項の規定により任期の定めが6月以上の常時勤務的会計年度任用職員とみなされた者にあっては、その在職する会計年度内における同条第1項の規定により採用された職員としての任期（当該任期が6月を超える場合にあっては、基準日前の直近の任期6月））の勤務に対する給料及びこれに対する地域手当の月額の1月当たりの平均額）とする。

8 行政職給料表(1)の適用を受ける職員でその職務の級が3級以上であるもの（職務の級が3級である職員にあっては、規則で定める職員に限る。）並びに同表以外の各給料表の適用を受ける職員で職務の複雑、困難及び責任の度等を考慮してこれに相当する職員として当該各給料表につき規則で定めるものについては、前項の規定にかかわらず、同項に規定する合計額に、給料の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額に職務の級等を考慮して規則で定める職員の区分に応じて100分の20を超えない範囲内で規則で定める割合を乗じて得た額を加算した額を第2項の期末手当基礎額とする。

9 第2項に規定する在職期間の算定に関し必要な事項は、規則で定める。

（勤勉手当）

第30条 勤勉手当は、6月1日及び12月1日（以下この項及び第4項においてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員（常時勤務的会計年度任用職員にあっては、任期の定めが6月以上のものに限る。以下この項において同じ。）に対し、当該職員の基準日以前における直近の人事評価の結果及び基準日以前6箇月以内の期間における勤務の状況に応じて、それぞれ基準日の属する月の規則で定める日に支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職し、又は死亡した職員（規則で定める職員を除く。）についても、同様とする。

2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、規則で定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、勤勉手当の額の次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に掲げる額を超えてはならない。

(1) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額

これらに対する地域手当の月額合計額（常時勤務的会計年度任用職員にあっては、その基準日（退職し、若しくは失職し、又は死亡した常時勤務的会計年度任用職員にあっては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日）以前6月以内の地方公務員法第22条の2第1項の規定により採用された職員として在職した期間_____

_____の勤務に対する給料及びこれに対する地域手当の月額の1月当たりの平均額）とする。

8 行政職給料表(1)の適用を受ける職員でその職務の級が3級以上であるもの（職務の級が3級である職員にあっては、規則で定める職員に限る。）並びに同表以外の各給料表の適用を受ける職員で職務の複雑、困難及び責任の度等を考慮してこれに相当する職員として当該各給料表につき規則で定めるものについては、前項の規定にかかわらず、同項に規定する合計額に、給料の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額に職務の級等を考慮して規則で定める職員の区分に応じて100分の20を超えない範囲内で規則で定める割合を乗じて得た額を加算した額を第2項の期末手当基礎額とする。

9 第2項に規定する在職期間の算定に関し必要な事項は、規則で定める。

（勤勉手当）

第30条 勤勉手当は、6月1日及び12月1日（以下この項から第3項までにおいてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員_____

_____に対し、当該職員の基準日以前における直近の人事評価の結果及び基準日以前6箇月以内の期間における勤務の状況に応じて、それぞれ基準日の属する月の規則で定める日に支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職し、又は死亡した職員（規則で定める職員を除く。）についても、同様とする。

2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、規則で定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、勤勉手当の額の次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に掲げる額を超えてはならない。

(1) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額

に100分の102.5を乗じて得た額の総額

(2) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該定年前再任用短時間勤務職員の勤労手当基礎額に100分の48.75を乗じて得た額の総額

3 第27条第4項から第6項までの規定は、第1項の規定による常時勤務的会計年度任用職員の勤労手当の支給について準用する。この場合において、同条第4項から第6項までの規定中「第1項」とあるのは「第30条第1項」と読み替えるものとする。

4 第2項の勤労手当基礎額は、それぞれその基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在）において職員が受けるべき給料及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当の月額の合計額（常時勤務的会計年度任用職員にあっては、その基準日（退職し、若しくは失職し、又は死亡した常時勤務的会計年度任用職員にあっては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日）以前6月以内の地方公務員法第22条の2第1項の規定により採用された職員として在職した期間（前項において準用する第27条第4項の規定により任期の定めが6月以上の常時勤務的会計年度任用職員とみなされた者にあっては、その在職する会計年度内における同法第22条の2第1項の規定により採用された職員としての任期（当該任期が6月を超える場合にあっては、基準日前の直近の任期6月））の勤務に対する給料及びこれに対する地域手当の月額の1月当たりの平均額）とする。

5 第27条第8項の規定は、第2項の勤労手当基礎額について準用する。この場合において、同条第8項中「前項」とあるのは「第30条第4項」と読み替えるものとする。

6 略
(特定の職員についての適用除外)

第31条 略

2 略

3 第11条、第13条、第14条、第16条及び第26条の規定は、常時勤務的会計年度任用職員には適用しない。

(茅ヶ崎市会計年度任用職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部改正)

茅ヶ崎市会計年度任用職員の報酬等に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第24条第5項の規定に基づ

に100分の102.5を乗じて得た額の総額

(2) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該定年前再任用短時間勤務職員の勤労手当基礎額に100分の48.75を乗じて得た額の総額

3 前項の勤労手当基礎額は、それぞれその基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在）において職員が受けるべき給料及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当の月額の合計額

とする。

4 第27条第8項の規定は、第2項の勤労手当基礎額について準用する。この場合において、同条第8項中「前項」とあるのは「第30条第3項」と読み替えるものとする。

5 略
(特定の職員についての適用除外)

第31条 略

2 略

3 第11条、第13条、第14条、第16条、第26条及び前条の規定は、常時勤務的会計年度任用職員には適用しない。

茅ヶ崎市会計年度任用職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第24条第5項の規定に基づ

き、同法第22条の2第1項第1号に掲げる職員（以下「会計年度任用職員」という。）の報酬、費用弁償、期末手当及び勤勉手当に関し必要な事項を定めるものとする。

（通勤に係る費用弁償）

第14条 通勤のため交通機関又は有料の道路を利用してその運賃又は料金を負担することを常例とする会計年度任用職員及び通勤のため自動車その他の交通の用具で規則で定めるものを使用することを常例とする会計年度任用職員には、給与条例第17条の規定の例により通勤に係る費用を弁償する。この場合において、同条第2項第2号中「支給単位期間につき、それぞれ次に定める額（定年前再任用短時間勤務職員のうち、支給単位期間当たりの通勤回数を考慮して規則で定める職員にあつては、その額から、その額に規則で定める割合を乗じて得た額を減じた額）」とあるのは、「茅ヶ崎市会計年度任用職員の報酬等に関する条例

（令和元年茅ヶ崎市条例第26号）第3条第3項又は第4項に規定する会計年度任用職員にあつては、一の通勤につきそれぞれ次に定める額を21で除して得た額（その額に10円未満の端数があるときは、その端数の額を10円に切り上げた額）」と、同条第3項中「支給単位期間に係る最初の月の規則で定める日」とあるのは、「規則で定める日」と読み替えるものとする。

（期末手当）

第16条 期末手当は、6月1日及び12月1日（以下この条においてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職し、次のいずれにも該当する会計年度任用職員に対して、それぞれ基準日の属する月の規則で定める日に支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職し、又は死亡した会計年度任用職員（規則で定める会計年度任用職員を除く。）についても、同様とする。

- (1) 任期の定めが6月以上の会計年度任用職員
- (2) 1週間当たりの勤務時間が著しく短い会計年度任用職員として規則で定める会計年度任用職員以外の会計年度任用職員

2 期末手当の額は、期末手当基礎額に100分の122.5を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

- (1) 6箇月 100分の100
- (2) 5箇月以上6箇月未満 100分の80
- (3) 3箇月以上5箇月未満 100分の60

き、同法第22条の2第1項第1号に掲げる職員（以下「会計年度任用職員」という。）の報酬、費用弁償及び期末手当_____に関し必要な事項を定めるものとする。

（通勤に係る費用弁償）

第14条 通勤のため交通機関又は有料の道路を利用してその運賃又は料金を負担することを常例とする会計年度任用職員及び通勤のため自動車その他の交通の用具で規則で定めるものを使用することを常例とする会計年度任用職員には、給与条例第17条の規定の例により通勤に係る費用を弁償する。この場合において、同条第2項第2号中「支給単位期間につき、それぞれ次に定める額（定年前再任用短時間勤務職員のうち、支給単位期間当たりの通勤回数を考慮して規則で定める職員にあつては、その額から、その額に規則で定める割合を乗じて得た額を減じた額）」とあるのは、「茅ヶ崎市会計年度任用職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例（令和元年茅ヶ崎市条例第26号）第3条第3項又は第4項に規定する会計年度任用職員にあつては、一の通勤につきそれぞれ次に定める額を21で除して得た額（その額に10円未満の端数があるときは、その端数の額を10円に切り上げた額）」と、同条第3項中「支給単位期間に係る最初の月の規則で定める日」とあるのは、「規則で定める日」と読み替えるものとする。

（期末手当）

第16条 期末手当は、6月1日及び12月1日（以下この条においてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職し、次のいずれにも該当する会計年度任用職員に対して、それぞれ基準日の属する月の規則で定める日に支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職し、又は死亡した会計年度任用職員_____についても、同様とする。

- (1) 任期の定めが6月以上の会計年度任用職員
- (2) 1週間当たりの勤務時間が著しく短い会計年度任用職員として規則で定める会計年度任用職員以外の会計年度任用職員

2 給与条例第27条第2項、第4項から第7項まで及び第9項、第28条並びに第29条の規定は、前項の規定により期末手当の支給を受ける会計年度任用職員について準用する。

(4) 3箇月未満 100分の30

3 給与条例第27条第4項から第6項まで及び第9項の規定は、第1項の規定による会計年度任用職員の期末手当の支給について準用する。

この場合において、同条第4項から第6項までの規定中「、第1項」とあるのは「茅ヶ崎市会計年度任用職員の報酬等に関する条例第16条第1項」と読み替えるものとする。

4 第2項の期末手当基礎額は、基準日前6月以内に会計年度任用職員又は地方公務員法第22条の2第1項第2号に掲げる職員として在職した期間（前項において準用する給与条例第27条第4項の規定により任期の定めが6月以上の会計年度任用職員とみなされた者にあつては、その在職する会計年度内における同法第22条の2第1項の規定により採用された職員としての任期（当該任期が6月を超える場合にあつては、基準日前の直近の任期6月））における勤務に対し、支給される基本報酬（同号に掲げる職員として在職した期間にあつては、当該期間の勤務に対する給料及びこれに対する地域手当の月額）の1月当たりの平均額とする。

5 給与条例第28条及び第29条の規定は、第1項の規定による会計年度任用職員の期末手当の支給について準用する。この場合において、給与条例第28条中「前条第1項」とあるのは「茅ヶ崎市会計年度任用職員の報酬等に関する条例第16条第1項」と、同条第1号中「基準日から」とあるのは「基準日（茅ヶ崎市会計年度任用職員の報酬等に関する条例第16条第1項に規定する基準日をいう。以下この条及び次条第3項第3号において同じ。）から」と、「支給日」とあるのは「支給日（茅ヶ崎市会計年度任用職員の報酬等に関する条例第16条第1項に規定する規則で定める日をいう。以下この条及び次条第1項において同じ。）」と読み替えるものとする。

（勤勉手当）

第17条 勤勉手当は、6月1日及び12月1日（以下この項及び第4項においてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職し、前条第1項各号のいずれにも該当する会計年度任用職員に対し、当該会計年度任用職員の基準日以前における直近の人事評価の結果及び基準日以前6箇月以内の期間における勤務の状況に応じて、それぞれ基準日の属する月の規則で定める日に支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職し、又は死亡した会計年度任用職員（規則で定める会計年度任用職員を除く。）についても、同様とする。

2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、規則で定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、勤勉手当の額の総額は、会計年度任用職員の勤勉手当基礎額に100分の102.5を乗じて得た額の総額を超えてはならない。

3 給与条例第27条第4項から第6項までの規定は、第1項の規定による会計年度任用職員の勤勉手当の支給について準用する。この場合において、同条第4項から第6項までの規定中「第1項に規定する任期の定めが6月以上の常時勤務的会計年度任用職員」とあるのは「茅ヶ崎市会計年度任用職員の報酬等に関する条例第16条第1項第1号に該当する者」と読み替えるものとする。

4 第2項の勤勉手当基礎額は、基準日前6月以内に会計年度任用職員又は地方公務員法第22条の2第1項第2号に掲げる職員として在職した期間（前項において準用する給与条例第27条第4項の規定により任期の定めが6月以上の会計年度任用職員とみなされた者にあつては、その在職する会計年度内における同法第22条の2第1項の規定により採用された職員としての任期（当該任期が6月を超える場合にあつては、基準日前の直近の任期6月））における勤務に対し、支給される基本報酬（同号に掲げる職員として在職した期間にあつては、当該期間の勤務に対する給料及びこれに対する地域手当の月額）の1月当たりの平均額とする。

5 給与条例第28条及び第29条の規定は、第1項の規定による会計年度任用職員の勤勉手当の支給について準用する。この場合において、給与条例第28条中「前条第1項」とあるのは「茅ヶ崎市会計年度任用職員の報酬等に関する条例第17条第1項」と、同条第1号中「基準日から」とあるのは「基準日（茅ヶ崎市会計年度任用職員の報酬等に関する条例第17条第1項に規定する基準日をいう。以下この条及び次条第3項第3号において同じ。）から」と、「支給日」とあるのは「支給日（茅ヶ崎市会計年度任用職員の報酬等に関する条例第17条第1項に規定する規則で定める日をいう。以下この条及び次条第1項において同じ。）」と読み替えるものとする。

（報酬等の支給方法）

第18条 報酬、期末手当及び勤勉手当は、会計年度任用職員の申出により、口座振替の方法により支払うことができる。

2 略

3 略

（委任）

（報酬等の支給方法）

第17条 報酬及び期末手当 _____ は、会計年度任用職員の申出により、口座振替の方法により支払うことができる。

2 略

3 略

（委任）

第19条 略

(茅ヶ崎市病院事業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正)
(特定の職員についての適用除外)

第26条 略

2 略

3 略

4 常時勤務的会計年度任用職員については、第4条、第6条、第8条及び第15条から第17条まで（任期の定めが6月以上の常時勤務的会計年度任用職員にあつては、第16条及び第17条を除く。）の規定は、適用しない。

(茅ヶ崎市職員の育児休業等に関する条例の一部改正)

(育児休業をしている職員の期末手当等の支給)

第9条 略

2 茅ヶ崎市職員給与条例第30条第1項に規定するそれぞれの基準日に育児休業をしている職員_____
_____のうち、基準日以前6箇月以内の期間において勤務した期間がある職員には、当該基準日に係る勤勉手当を支給する。

第18条 略

(特定の職員についての適用除外)

第26条 略

2 略

3 略

4 常時勤務的会計年度任用職員については、第4条、第6条、第8条及び第15条から第17条まで（任期の定めが6月以上の常時勤務的会計年度任用職員にあつては、第16条_____
_____を除く。）の規定は、適用しない。

(育児休業をしている職員の期末手当等の支給)

第9条 略

2 茅ヶ崎市職員給与条例第30条第1項に規定するそれぞれの基準日に育児休業をしている職員(地方公務員法第22条の2第1項に規定する職員を除く。)のうち、基準日以前6箇月以内の期間において勤務した期間がある職員には、当該基準日に係る勤勉手当を支給する。

茅ヶ崎市職員給与条例等の一部を改正する条例附則において改正する条例新旧対照表

改 正 後	改 正 前
<p>(茅ヶ崎市職員の懲戒の手續及び効果に関する条例の一部改正) (減給の効果)</p> <p>第3条 略</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、地方公務員法第22条の2第1項第1号に掲げる職員の減給は、1日以上6月以下の期間において、<u>茅ヶ崎市会計年度任用職員の報酬等に関する条例</u> (令和元年茅ヶ崎市条例第26号) 次項において「<u>会計年度任用職員報酬条例</u>」という。)第2条の基本報酬の額から、同条例第4条第1項に規定する給料表による額と同項に規定する割合を乗じて得た額を差し引いた額の10分の1以下を減ずるものとする。</p> <p>3 略</p>	<p>(減給の効果)</p> <p>第3条 略</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、地方公務員法第22条の2第1項第1号に掲げる職員の減給は、1日以上6月以下の期間において、<u>茅ヶ崎市会計年度任用職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例</u> (令和元年茅ヶ崎市条例第26号) 次項において「<u>会計年度任用職員報酬条例</u>」という。)第2条の基本報酬の額から、同条例第4条第1項に規定する給料表による額と同項に規定する割合を乗じて得た額を差し引いた額の10分の1以下を減ずるものとする。</p> <p>3 略</p>

茅ヶ崎市職員給与条例等の一部を改正する条例参照条文

○地方公務員法

(会計年度任用職員の採用の方法等)

第二十二條の二 次に掲げる職員（以下この条において「会計年度任用職員」という。）の採用は、第十七條の二第一項及び第二項の規定にかかわらず、競争試験又は選考によるものとする。

- 一 一 会計年度を超えない範囲内で置かれる非常勤の職（第二十二條の四第一項に規定する短時間勤務の職を除く。）（次号において「会計年度任用の職」という。）を占める職員であつて、その一週間当たりの通常の勤務時間が常時勤務を要する職を占める職員の一週間当たりの通常の勤務時間に比し短い時間であるもの
 - 二 二 会計年度任用の職を占める職員であつて、その一週間当たりの通常の勤務時間が常時勤務を要する職を占める職員の一週間当たりの通常の勤務時間と同一の時間であるもの
- 2 会計年度任用職員の任期は、その採用の日から同日の属する会計年度の末日までの期間の範囲内で任命権者が定める。
 - 3 任命権者は、前二項の規定により会計年度任用職員を採用する場合には、当該会計年度任用職員にその任期を明示しなければならない。
 - 4 任命権者は、会計年度任用職員の任期が第二項に規定する期間に満たない場合には、当該会計年度任用職員の勤務実績を考慮した上で、当該期間の範囲内において、その任期を更新することができる。
 - 5 第三項の規定は、前項の規定により任期を更新する場合について準用する。
 - 6 任命権者は、会計年度任用職員の採用又は任期の更新に当たっては、職務の遂行に必要かつ十分な任期を定めるものとし、必要以上に短い任期を定めることにより、採用又は任期の更新を反復して行うことのないよう配慮しなければならない。
 - 7 会計年度任用職員に対する前条の規定の適用については、同条中「六月」とあるのは、「一月」とする。

(給与、勤務時間その他の勤務条件の根本基準)

第二十四條 職員の給与は、その職務と責任に応ずるものでなければならない。

- 2 職員の給与は、生計費並びに国及び他の地方公共団体の職員並びに民間事業の従事者の給与その他の事情を考慮して定められなければならない。
- 3 職員は、他の職員の職を兼ねる場合においても、これに対して給与を受けてはならない。
- 4 職員の勤務時間その他職員の給与以外の勤務条件を定めるに当つては、国及び他の地方公共団体の職員との間に権衡を失しないように適当な考慮が払われなければならない。
- 5 職員の給与、勤務時間その他の勤務条件は、条例で定める。

(給与に関する条例及び給与の支給)

第二十五條 職員の給与は、前条第五項の規定による給与に関する条例に基づいて支給されなければならないが、また、これに基づかずには、いかなる金銭又は有価物も職員に支給してはならない。

- 2 職員の給与は、法律又は条例により特に認められた場合を除き、通貨で、直接職員に、その全額を支払わなければならない。
- 3 給与に関する条例には、次に掲げる事項を規定するものとする。
 - 一 給料表
 - 二 等級別基準職務表
 - 三 昇給の基準に関する事項
 - 四 時間外勤務手当、夜間勤務手当及び休日勤務手当に関する事項
 - 五 前号に規定するものを除くほか、地方自治法第二百四條第二項に規定する手当を支給する場合には、当該手当に関する事項
 - 六 非常勤の職その他勤務条件の特別な職があるときは、これらについて行う給与の調整に関する事項
 - 七 前各号に規定するものを除くほか、給与の支給方法及び支給条件に関する事項
- 4 前項第一号の給料表には、職員の職務の複雑、困難及び責任の度に基づく等級ごとに明確な給料額の幅を定めていなければならない。

- 5 第三項第二号の等級別基準職務表には、職員の職務を前項の等級ごとに分類する際に基準となるべき職務の内容を定めていなければならない。

(懲戒)

第二十九条 職員が次の各号のいずれかに該当する場合には、当該職員に対し、懲戒処分として戒告、減給、停職又は免職の処分をすることができる。

- 一 この法律若しくは第五十七条に規定する特例を定めた法律又はこれらに基づく条例、地方公共団体の規則若しくは地方公共団体の機関の定める規程に違反した場合
 - 二 職務上の義務に違反し、又は職務を怠った場合
 - 三 全体の奉仕者たるにふさわしくない非行のあった場合
- 2 職員が、任命権者の要請に応じ当該地方公共団体の特別職に属する地方公務員、他の地方公共団体若しくは特定地方独立行政法人の地方公務員、国家公務員又は地方公社（地方住宅供給公社、地方道路公社及び土地開発公社をいう。）その他その業務が地方公共団体若しくは国の事務若しくは事業と密接な関連を有する法人のうち条例で定めるものに使用される者（以下この項において「特別職地方公務員等」という。）となるため退職し、引き続き特別職地方公務員等として在職した後、引き続き当該退職を前提として職員として採用された場合（一の特別職地方公務員等として在職した後、引き続き一以上の特別職地方公務員等として在職し、引き続き当該退職を前提として職員として採用された場合を含む。）において、当該退職までの引き続き職員としての在職期間（当該退職前に同様の退職（以下この項において「先の退職」という。）、特別職地方公務員等としての在職及び職員としての採用がある場合には、当該先の退職までの引き続き職員としての在職期間を含む。次項において「要請に応じた退職前の在職期間」という。）中に前項各号のいずれかに該当したときは、当該職員に対し同項に規定する懲戒処分を行うことができる。
- 3 定年前再任用短時間勤務職員（第二十二条の四第一項の規定により採用された職員に限る。以下この項において同じ。）が、条例年齢以上退職者となつた日までの引き続き職員としての在職期間（要請に応じた退職前の在職期間を含む。）又は第二十二条の四第一項の規定によりかつて採用されて定年前再任用短時間勤務職員として在職していた期間中に第一項各号のいずれかに該当したときは、当該職員に対し同項に規定する懲戒処分を行うことができる。
- 4 職員の懲戒の手続及び効果は、法律に特別の定めがある場合を除くほか、条例で定めなければならない。

○地方公営企業法

(給与)

第三十八条 企業職員の給与は、給料及び手当とする。

- 2 企業職員の給与は、その職務に必要とされる技能、職務遂行の困難度等職務の内容と責任に応ずるものであり、かつ、職員の発揮した能率が十分に考慮されるものでなければならない。
- 3 企業職員の給与は、生計費、同一又は類似の職種の国及び地方公共団体の職員並びに民間事業の従事者の給与、当該地方公営企業の経営の状況その他の事情を考慮して定めなければならない。
- 4 企業職員の給与の種類及び基準は、条例で定める。

○地方公務員の育児休業等に関する法律

(育児休業をしている職員の期末手当等の支給)

第七条 育児休業をしている職員については、第四条第二項の規定にかかわらず、国家公務員育児休業法第八条に規定する育児休業をしている国家公務員の期末手当又は勤勉手当の支給に関する事項を基準として定める条例の定めるところにより、期末手当又は勤勉手当を支給することができる。

○地方自治法（地方自治法の一部を改正する法律（令和5年法律第19号）の規定による改正後のもの）

第二百三条の二 普通地方公共団体は、その委員会の非常勤の委員、非常勤の監査委員、自治紛争処理委員、審査会、審議会及び調査会等の委員その他の構成員、専門委員、監査専門委員、投票管理者、開票管理者、選挙長、投票立会人、開票立会人及び選挙立会人その他普通地方公共団体の非常勤の職員（短時間勤務職員及び地方公務員法第二十二条の二第一項第二号に掲げる職員を除く。）

に対し、報酬を支給しなければならない。

- ② 前項の者に対する報酬は、その勤務日数に応じてこれを支給する。ただし、条例で特別の定めをした場合は、この限りでない。
- ③ 第一項の者は、職務を行うため要する費用の弁償を受けることができる。
- ④ 普通地方公共団体は、条例で、第一項の者のうち地方公務員法第二十二條の二第一項第一号に掲げる職員に対し、期末手当又は勤勉手当を支給することができる。
- ⑤ 報酬、費用弁償、期末手当及び勤勉手当の額並びにその支給方法は、条例でこれを定めなければならない。

○茅ヶ崎市職員給与条例

(管理職手当)

第11条 管理職手当は、管理又は監督の地位にある職員の職のうちその職務の特殊性に基づき、規則で指定する職にある者に対して支給する。

2 管理職手当の月額は、前項に規定する職を占める職員（以下「管理監督職員」という。）の属する職務の級における最高の号給の給料月額 $\frac{100}{22}$ を超えない範囲内で規則で定める額とする。

(扶養手当)

第13条 扶養手当は、扶養親族のある職員に対して支給する。

2 前項の「扶養親族」とは、次に掲げる者で他に生計のみちがなく主としてその職員の扶養を受けているものをいう。

(1) 配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）

(2) 22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子

(3) 22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある孫

(4) 60歳以上の父母及び祖父母

(5) 22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある弟妹

(6) 心身に著しい障害がある者

3 扶養手当の月額は、前項第1号及び第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族については1人につき7,800円、同項第2号に該当する扶養親族（以下「扶養親族たる子」という。）については1人につき11,300円とする。

4 扶養親族たる子のうちに15歳に達する日後の最初の4月1日から22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間（以下「特定期間」という。）にある子がいる場合における扶養手当の月額は、前項の規定にかかわらず、5,500円に特定期間にある当該扶養親族たる子の数を乗じて得た額を同項の規定による額に加算した額とする。

第14条 新たに職員となった者に扶養親族がある場合又は職員に次の各号のいずれかに掲げる事実が生じた場合においては、その職員は、直ちにその旨を任命権者に届け出なければならない。

(1) 新たに扶養親族たる要件を具備するに至った者がある場合

(2) 扶養親族たる要件を欠くに至った者がある場合（扶養親族たる子又は前条第2項第3号若しくは第5号に該当する扶養親族が、22歳に達した日以後の最初の3月31日の経過により、扶養親族たる要件を欠くに至った場合を除く。）

2 扶養手当の支給は、新たに職員となった者に扶養親族がある場合においてはその者が職員となった日、職員に扶養親族で前項の規定による届出に係るものがない場合においてその職員に同項第1号に掲げる事実が生じたときはその事実が生じた日の属する月の翌月（これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月）から開始し、扶養手当を受けている職員が離職し、又は死亡した場合においてはそれぞれその者が離職し、又は死亡した日、扶養手当を受けている職員の扶養親族で同項の規定による届出に係るもの全てが扶養親族たる要件を欠くに至った場合においてはその事実が生じた日の属する月（これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月）をもって終わる。ただし、扶養手当の支給の開始については、同項の規定による届出が、これに係る事実の生じた日から15日を経過した後にされたときは、その届出を受理した日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から行うものとする。

3 扶養手当は、次の各号のいずれかに掲げる事実が生じた場合においては、その事実が生じた日の

属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）からその支給額を改定する。前項ただし書の規定は、第1号に掲げる事実が生じた場合における扶養手当の支給額の改定について準用する。

- (1) 扶養手当を受けている職員に更に第1項第1号に掲げる事実が生じた場合
- (2) 扶養手当を受けている職員の扶養親族で第1項の規定による届出に係るものの一部が扶養親族たる要件を欠くに至った場合
- (3) 職員の扶養親族たる子で第1項の規定による届出に係るもののうち特定期間にある子でなかった者が特定期間にある子となった場合
(住居手当)

第16条 住居手当は、次の各号のいずれかに該当する職員に支給する。

- (1) 自ら居住するため住宅（貸間を含む。）を借り受け、家賃（使用料を含む。以下同じ。）を支払っている職員（市が設置する公舎に入居している職員その他規則で定める職員を除く。）
- (2) その所有に係る住宅（規則で定めるこれに準ずる住宅を含む。）に居住している職員で世帯主であるもの

2 住居手当の月額、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に掲げる額とする。

- (1) 前項第1号に掲げる職員 家賃の月額に相当する額（その額が30,700円を超えるときは、30,700円）
- (2) 前項第2号に掲げる職員 16,300円

3 前2項に規定するもののほか、住居手当の支給に関し必要な事項は、規則で定める。
(通勤手当)

第17条 通勤手当は、次に掲げる職員に支給する。

- (1) 通勤のため交通機関又は有料の道路（以下この項及び次項において「交通機関等」という。）を利用してその運賃又は料金（以下この項及び次項において「運賃等」という。）を負担することを常例とする職員（交通機関等を利用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって交通機関等を利用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるもの及び第3号に掲げる職員を除く。）
- (2) 通勤のため自動車その他の交通の用具で規則で定めるもの（以下この条において「自動車等」という。）を使用することを常例とする職員（自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるもの及び次号に掲げる職員を除く。）
- (3) 通勤のため交通機関等を利用してその運賃等を負担し、かつ、自動車等を使用することを常例とする職員（交通機関等を利用し、又は自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって、交通機関等を利用せず、かつ、自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるものを除く。）

2 通勤手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 前項第1号に掲げる職員 支給単位期間につき、規則で定めるところにより算出した当該職員の支給単位期間の通勤に要する運賃等の額に相当する額
- (2) 前項第2号に掲げる職員 次に掲げる職員の区分に応じ、支給単位期間につき、それぞれ次に定める額（定年前再任用短時間勤務職員のうち、支給単位期間当たりの通勤回数を考慮して規則で定める職員にあつては、その額から、その額に規則で定める割合を乗じて得た額を減じた額）
ア 自動車等の使用距離（以下この号において「使用距離」という。）が片道5キロメートル未満である職員 2,000円

イ 使用距離が片道5キロメートル以上10キロメートル未満である職員 4,200円

ウ 使用距離が片道10キロメートル以上15キロメートル未満である職員 7,100円

エ 使用距離が片道15キロメートル以上20キロメートル未満である職員 10,000円

オ 使用距離が片道20キロメートル以上25キロメートル未満である職員 12,900円

カ 使用距離が片道25キロメートル以上30キロメートル未満である職員 15,800円

キ 使用距離が片道30キロメートル以上35キロメートル未満である職員 18,700円

ク 使用距離が片道35キロメートル以上40キロメートル未満である職員 21,600円

ケ 使用距離が片道40キロメートル以上45キロメートル未満である職員 24,400円

コ	使用距離が片道45キロメートル以上50キロメートル未満である職員	26,200円
サ	使用距離が片道50キロメートル以上55キロメートル未満である職員	28,000円
シ	使用距離が片道55キロメートル以上60キロメートル未満である職員	29,800円
ス	使用距離が片道60キロメートル以上である職員	31,600円

(3) 前項第3号に掲げる職員 交通機関等を利用せず、かつ、自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離、交通機関等の利用距離、自動車等の使用距離等の事情を考慮して規則で定める区分に応じ、前2号に定める額、第1号に定める額又は前号に定める額

3 通勤手当は、支給単位期間に係る最初の月の規則で定める日に支給する。

4 通勤手当を支給される職員につき、離職その他の規則で定める事由が生じた場合には、当該職員に、支給単位期間のうちこれらの事由が生じた後の期間を考慮して規則で定める額を返納させるものとする。

5 この条において「支給単位期間」とは、通勤手当の支給の単位となる期間として6箇月を超えない範囲内で1箇月を単位として規則で定める期間（自動車等に係る通勤手当にあつては、1箇月）をいう。

6 前各項に規定するもののほか、通勤の実情の変更に伴う支給額の改定その他通勤手当の支給及び返納に関し必要な事項は、規則で定める。

(管理職員特別勤務手当)

第26条 管理監督職員が臨時又は緊急の必要その他の公務の運営の必要により勤務時間条例第3条第1項、第4条及び第5条の規定に基づく週休日又は祝日法による休日等若しくは年末年始の休日等（次項において「週休日等」という。）に勤務した場合は、当該職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。

2 前項に規定する場合のほか、管理監督職員が災害への対処その他の臨時又は緊急の必要により週休日等以外の日の午前0時から午前5時までの間であつて正規の勤務時間以外の時間に勤務した場合は、当該職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。

3 管理職員特別勤務手当の額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 第1項に規定する場合 同項の規定による勤務1回につき、12,000円を超えない範囲内において規則で定める額（当該勤務に従事する時間等を考慮して規則で定める勤務にあつては、その額に100分の150を乗じて得た額）

(2) 前項に規定する場合 同項の規定による勤務1回につき、6,000円を超えない範囲内において規則で定める額

4 前3項に定めるもののほか、管理職員特別勤務手当の支給に関し必要な事項は、規則で定める。

第28条 次の各号のいずれかに該当する者には、前条第1項の規定にかかわらず、当該各号の基準日に係る期末手当（第4号に掲げる者にあつては、その支給を一時差し止めた期末手当）は、支給しない。

(1) 基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に地方公務員法第29条の規定による懲戒免職の処分を受けた職員

(2) 基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に地方公務員法第28条第4項の規定により失職した職員

(3) 基準日前1箇月以内又は基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に離職した職員（前2号に掲げる者を除く。）で、その離職した日から当該支給日の前日までの間に禁錮以上の刑に処せられたもの

(4) 次条第1項の規定により期末手当の支給を一時差し止める処分を受けた者（当該処分を取り消された者を除く。）で、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられたもの

第29条 任命権者は、支給日に期末手当を支給することとされていた職員で当該支給日の前日までに離職したものが次の各号のいずれかに該当する場合は、当該期末手当の支給を一時差し止めることができる。

(1) 離職した日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が起訴（当該起訴に係る犯罪について禁錮以上の刑が定められているものに限り、

刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第6編に規定する略式手続によるものを除く。第3項において同じ。）をされ、その判決が確定していない場合

- (2) 離職した日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が逮捕された場合又はその者から聴取した事項若しくは調査により判明した事実に基づきその者に犯罪があると思料するに至った場合であって、その者に対し期末手当を支給することが、公務に対する信頼を確保し、期末手当に関する制度の適正かつ円滑な実施を維持する上で重大な支障を生ずると認めるとき。
- 2 前項の規定による期末手当の支給を一時差し止める処分（以下「一時差止処分」という。）を受けた者は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第18条第1項本文に規定する期間が経過した後においては、当該一時差止処分後の事情の変化を理由に、当該一時差止処分をした者に対し、その取消しを申し立てることができる。
- 3 任命権者は、一時差止処分について、次の各号のいずれかに該当するに至った場合には、速やかに当該一時差止処分を取り消さなければならない。ただし、第3号に該当する場合において、一時差止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが一時差止処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りでない。
 - (1) 一時差止処分を受けた者が当該一時差止処分の理由となった行為に係る刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられなかった場合
 - (2) 一時差止処分を受けた者について、当該一時差止処分の理由となった行為に係る刑事事件につき公訴を提起しない処分があった場合
 - (3) 一時差止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされることなく当該一時差止処分に係る期末手当の基準日から起算して1年を経過した場合
- 4 前項の規定は、任命権者が、一時差止処分後に判明した事実又は生じた事情に基づき、期末手当の支給を差し止める必要がなくなったとして当該一時差止処分を取り消すことを妨げるものではない。
- 5 任命権者は、一時差止処分を行う場合は、当該一時差止処分を受けるべき者に対し、当該一時差止処分の際、一時差止処分の事由を記載した説明書を交付しなければならない。
- 6 前各項に規定するもののほか、一時差止処分に関し必要な事項は、規則で定める。

○茅ヶ崎市会計年度任用職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例（茅ヶ崎市職員給与条例等の一部を改正する条例（令和5年茅ヶ崎市条例第 号）第2条の規定による改正前のもの）

（報酬の支給）

第2条 会計年度任用職員には、基本報酬並びに初任給調整手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当及び宿日直手当に相当する報酬を支給する。

（基本報酬の額）

第3条 会計年度任用職員の基本報酬は、月額、日額又は時間額により定めるものとする。

- 2 月額により基本報酬を定める会計年度任用職員の基本報酬は、報酬算定基礎額に、当該会計年度任用職員について定められた1週間当たりの勤務時間を茅ヶ崎市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成28年茅ヶ崎市条例第38号。以下「勤務時間条例」という。）第2条第1項に規定する勤務時間で除して得た割合（その割合に小数点以下3位未満の端数があるときは、これを切り捨てた割合）を乗じて得た額（その額に10円未満の端数があるときは、その端数の額を10円に切り上げた額）とする。
- 3 日額により基本報酬を定める会計年度任用職員の基本報酬は、報酬算定基礎額を勤務時間条例第3条第2項本文に規定する時間に21を乗じて得た数で除して得た額（その額に10円未満の端数があるときは、その端数の額を10円に切り上げた額）に、当該会計年度任用職員について定められた1日当たりの勤務時間を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数の額を1円に切り上げた額）とする。
- 4 時間額により基本報酬を定める会計年度任用職員の基本報酬は、報酬算定基礎額を21で除して得た額を、勤務時間条例第3条第2項本文に規定する時間で除して得た額（その額に10円未満の

端数があるときは、その端数の額を10円に切り上げた額)とする。

(報酬算定基礎額)

第4条 前条第2項から第4項までに規定する報酬算定基礎額(次条において単に「報酬算定基礎額」という。)は、当該会計年度任用職員が採用された日の属する会計年度の初日において施行されている茅ヶ崎市職員給与条例(昭和26年茅ヶ崎市条例第74号。以下「給与条例」という。)第5条第1項の給料表(以下単に「給料表」という。)による額に、当該額に給与条例第15条第2項に規定する割合(医療職給料表の適用を受ける会計年度任用職員にあつては、同条第3項に規定する割合)を乗じて得た額を加算した額とする。

- 2 会計年度任用職員の職務は、その複雑、困難及び責任の度に基づき規則で定める基準に従い、任命権者がこれを給料表に定める職務の級(1級又は2級に限る。)に分類するものとする。
- 3 会計年度任用職員の号給は、規則で定める基準に従い、任命権者が決定する。

○茅ヶ崎市病院事業職員の給与の種類及び基準に関する条例

(管理職手当)

第4条 管理職手当は、管理又は監督の地位にある職員の職のうち、その職務の特殊性に基づき病院事業管理者が指定する職にある者に対して支給する。

(扶養手当)

第6条 扶養手当は、扶養親族のある職員に対して支給する。

2 前項の「扶養親族」とは、次に掲げる者で他に生計のみちがなく主としてその職員の扶養を受けているものをいう。

- (1) 配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。第20条第2項において同じ。)
- (2) 22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子
- (3) 22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある孫
- (4) 60歳以上の父母及び祖父母
- (5) 22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある弟妹
- (6) 心身に著しい障害がある者

(住居手当)

第8条 住居手当は、次の各号のいずれかに該当する職員に支給する。

- (1) 自ら居住するため住宅(貸間を含む。)を借り受け、家賃(使用料を含む。)を支払っている職員(市が設置する公舎に入居している職員その他病院事業管理者が定める職員を除く。)
- (2) その所有に係る住宅(病院事業管理者が定めるこれに準ずる住宅を含む。)に居住している職員で世帯主であるもの

(管理職員特別勤務手当)

第15条 管理職員特別勤務手当は、第4条に規定する職を占める職員(次項及び第26条第1項において「管理監督職員」という。)及び茅ヶ崎市一般職の任期付職員の採用等に関する条例(平成21年茅ヶ崎市条例第4号)第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員(第18条及び第26条第3項において「特定任期付職員」という。)が臨時又は緊急の必要その他の公務の運営の必要により、週休日又は祝日法による休日等若しくは年末年始の休日等(次項において「週休日等」という。)に勤務した場合に支給する。

2 前項に規定する場合のほか、管理監督職員が災害への対処その他の臨時又は緊急の必要により週休日等以外の日の午前0時から午前5時までの間であつて正規の勤務時間以外の時間に勤務した場合は、当該職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。

(期末手当)

第16条 期末手当は、6月及び12月に職員の在職期間に応じ、かつ、企業の経営状況を考慮して支給する。

(勤勉手当)

第17条 勤勉手当は、6月及び12月に職員の勤務成績に応じ、かつ、企業の経営状況を考慮して支給する。

7 前項の規定により公金事務の一部の再委託を受けた者は、当該公金事務の一部の委託を受けた者とみなして、同項の規定を適用する。

8 会計管理者は、指定公金事務取扱者について、定期及び臨時に公金事務の状況を検査しなければならない。

9 会計管理者は、前項の規定による検査をしたときは、その結果に基づき、指定公金事務取扱者に対して必要な措置を講ずべきことを求めることができる。

10 監査委員は、第八項の規定による検査について、会計管理者に対し報告を求めることができる。

(指定公金事務取扱者の帳簿保存等の義務)

第二百四十三条の二の二 指定公金事務取扱者は、総務省令で定めるところにより、帳簿を備え付け、これに公金事務に関する事項を記載し、及びこれを保存しなければならない。

2 普通地方公共団体の長は、前条、この条及び第二百四十三条の二の四から第二百四十三条の二の六までの規定を施行するため必要があると認めるときは、その必要な限度で、総務省令で定めるところにより、指定公金事務取扱者に対し、報告をさせることができる。

3 普通地方公共団体の長は、前条、この条及び第二百四十三条の二の四から第二百四十三条の二の六までの規定を施行するため必要があると認めるときは、その必要な限度で、その職員に、指定公金事務取扱者の事務所に立ち入り、指定公金事務取扱者の帳簿書類その他必要な物件を検査させ、又は関係者に質問させることができる。

4 前項の規定により立入検査を行う職員は、その身分を示す証明書を携帯し、かつ、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

5 第三項に規定する権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

(指定公金事務取扱者の指定の取消し)

第二百四十三条の二の三 普通地方公共団体の長は、指定公金事務取扱者が次の各号のいずれかに該当するときは、総務省令で定めるところにより、第二百四十三条の二の二第一項の規定による指定を取り消すことができる。

一 第二百四十三条の二の二第一項に規定する政令で定める者に該当しなくなつたとき。

二 前条第一項の規定に違反して、帳簿を備え付けず、帳簿に記載せず、若しくは帳簿に虚偽の記載をし、又は帳簿を保存しなかつたとき。

三 前条第二項又は第二百四十三条の二の六第三項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。

四 前条第三項の規定による立入り若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は同項の規定による質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をしたとき。

2 普通地方公共団体の長は、前項の規定により指定を取り消したときは、その旨を告示しなければならない。

(公金の徴収の委託)

第二百四十三条の二の四 普通地方公共団体の長が第二百四十三条の二の二第一項の規定によりその徴収に関する事務を委託することができる歳入は、他の法律又はこれに基づく政令に特別の定めがあるものを除くほか、政令で定めるものとする。

2 指定公金事務取扱者（歳入の徴収に関する事務の委託を受けた者に限る。以下この条において同じ。）は、現金の納付その他総務省令で定める方法により納入義務者から歳入の納付を受けるものとする。

3 前項の場合において、普通地方公共団体の歳入の納入義務は、納入義務者が指定公金事務取扱者に当該歳入を納付したときに履行されたものとする。

4 指定公金事務取扱者は、政令の定めるところにより、その徴収した歳入を普通地方公共団体に払い込まなければならない。

(公金の収納の委託)

第二百四十三条の二の五 普通地方公共団体の長が第二百四十三条の二の二第一項の規定によりその収納に関する事務を委託することができる歳入等は、次の各号のいずれにも該当するものとして当該普通地方公共団体の長が定めるものとする。

一 指定公金事務取扱者が収納することにより、その収入の確保及び住民の便益の増進に寄与すると認められるもの

二 その性質上その収納に関する事務を委託することが適当でないものとして総務省令で定めるところのもの

2 指定公金事務取扱者（歳入等の収納に関する事務の委託を受けた者に限る。次項において同じ。）は、第二百三十一条の規定による納入の通知（その性質上納入の通知を必要としない歳入等にあつては、普通地方公共団体の長が定める方法）に基づかなければ、歳入等の収納をすることができない。

3 前条第二項から第四項までの規定は、指定公金事務取扱者が歳入等の収納をする場合について準用する。

(公金の支出の委託)

第二百四十三条の二の六 普通地方公共団体の長が第二百四十三条の二の二第一項の規定によりその支出に関する事務を委託することができる歳入は、他の法律又はこれに基づく政令に特別の定めがあるものを除くほか、政令で定めるものとする。

2 普通地方公共団体の長は、指定公金事務取扱者（歳入の支出に関する事務の委託を受けた者に限る。次項において同じ。）に対し、当該支出に必要な資金を交付するものとする。

3 指定公金事務取扱者は、普通地方公共団体の規則の定めるところにより、その支出の結果を会計管理者に報告しなければならない。

第二百八十七条の二第七項中「及び第七節」を「第七節及び第十二節」に、「とあり、並びに」を「とあり、」に改め、「規定中」議会の下に「とあり、並びに」第百三十八条の二第一項及び第二項中「議会等」を加え、同条第十項中「第二百四十三条の二第二項」を「第二百四十三条の二の七第二項」に改める。

附則

(施行期日)

第一条 この法律は、令和六年四月一日から施行する。ただし、第八十九条及び第九十四条の改正規定並びに次条第二項及び第四項（同条第二項に係る部分に限る。）並びに附則第三条の規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

第二条 この法律による改正後の地方自治法（以下この条において「新法」という。）第二百三十一条の二の三第二項の規定は、この法律の施行の日（以下この条において「施行日」という。）以後に地方自治法第二百三十一条の二の三第一項の規定による指定を受けた指定納付受託者（同項に規定する指定納付受託者をいう。以下この項において同じ。）について適用し、施行日前に同条第一項の規定による指定を受けた指定納付受託者については、なお従前の例による。

2 普通地方公共団体の長は、施行日前においても、新法第二百四十三条の二の二第一項の規定の例により、指定公金事務取扱者（同条第二項に規定する指定公金事務取扱者をいう。）の指定をすることができる。この場合において、その指定を受けた者は、施行日において同条第一項の規定による指定を受けたものとみなす。

3 普通地方公共団体の長は、令和八年三月三十一日までの間は、なお従前の例により、施行日の前日において現に公金の徴収又は収納に関する事務（以下この項において「従前の公金事務」という。）を行っていた者（新法第二百四十三条の二の二第一項の規定による指定を受けた者を除く。）に当該従前の公金事務を行わせることができる。

地方自治法の一部を改正する法律をここに公布する。

御 名 御 璽

令和五年五月八日

内閣総理大臣 岸田 文雄

法律第十九号

地方自治法の一部を改正する法律

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)の一部を次のように改正する。

目次中「第十一節 議会の事務局及び事務局長、書記長、書記その他の職員」を「第十二節 議会の事務局及び事務局長、書記長、書記その他の職員」に改める。

第八十九条中「普通地方公共団体の下に」を「その議事機関として、当該普通地方公共団体の住民が選挙した議員をもつて組織される」を加え、同条に次の二項を加える。

普通地方公共団体の議会は、この法律の定めるところにより当該普通地方公共団体の重要な意思決定に関する事件を議決し、並びにこの法律に定める検査及び調査その他の権限を行使する。

前項に規定する議会の権限の適切な行使に資するため、普通地方公共団体の議会の議員は、住民の負託を受け、誠実にその職務を行わなければならない。

第九十四条中「第八十九条」を「第八十九条第一項」に改める。

第九十五条の二中「又は議長」の下に「第九十三条の二第一項及び第二項において「議会等」という。」を加える。

第二百三十三条第一項中「電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。」を削り、同条第四項中「に記録された事項を記載した書面又は当該事項を記録した磁気ディスク(これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録することができる物を含む。)」を削る。

第二百三十八条の二を第二百三十八条の二とする。

第二編第六章に次の一節を加える。

第十二節 雑則

第三百三十八条の二 議会等に対して行われる通知のうちこの章(第百条第十五項を除く。)の規定において文書その他の人の知覚によつて認識することができる情報に記載された紙その他の有体物(次項において「文書等」という。)により行うことが規定されているもの(情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律(平成十四年法律第五十一号)第七条第一項の規定が適用されるものを除く。)については、当該通知に関するこの章の規定にかかわらず、総務省令で定めるところにより、総務省令で定める電子情報処理組織(議会等の使用に係る電子計算機(入出力装置を含む。以下この項及び第四項において同じ。))とその通知の相手方の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下この条において同じ。)を使用する方法により行うことができる。

議会等が行う通知のうちこの章(第百二十三条第四項を除く。)の規定において文書等により行うことが規定されているもの(情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律第六条第一項の規定が適用されるものを除く。)については、当該通知に関するこの章の規定にかかわらず、総務省令で定めるところにより、総務省令で定める電子情報処理組織を使用する方法により行うことができる。ただし、当該通知のうち第九十九条の規定によるもの以外のものにあつては、当該通知を受ける者が当該電子情報処理組織を使用する方法により受ける旨の総務省令で定める方式による表示をする場合に限る。

前二項の電子情報処理組織を使用する方法により行われた通知については、当該通知に関するこの章の規定に規定する方法により行われたものとみなして、この法律その他の当該通知に関する法令の規定を適用する。

第一項又は第二項の電子情報処理組織を使用する方法により行われた通知は、当該通知を受ける者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に当該者に到達したものとみなす。

第二百三十三条の二第四項中「期末手当」の下に「又は勤勉手当」を加え、同条第五項中「及び期末手当」を「期末手当及び勤勉手当」に改める。

第二百三十一条の二第三項中「所在地」の下に「指定納付受託者が行う納付事務に係る歳入等」を加える。

第二百三十一条の二第六第三項中「含む」の下に「第二百四十三条の二の二第三項において同じ」を加える。

第二百四十二条の二第二項第四号ただし書中「第二百四十三条の二の二第三項」を「第二百四十三条の二の八第三項」に改める。

第二百四十三条中「法律又は」を「法律若しくは」に改め、「場合」の下に「又は次条第一項の規定により委託する場合」を加え、「行なわすては」を「行わすては」に改める。

第二百四十三条の二の二を第二百四十三条の二の八とし、第二百四十三条の二を第二百四十三条の二の七とし、第二百四十三条の次に次の六条を加える。

(指定公金事務取扱者)
第二百四十三条の二 普通地方公共団体の長は、公金の徴収若しくは収納又は支出に関する事務(以下この条及び次条第一項において「公金事務」という。)を適切かつ確実に遂行することができる者として政令で定める者のうち当該普通地方公共団体の長が総務省令で定めるところにより指定するものに、この条から第二百四十三条の二の六までの規定の定めるところにより、公金事務を委託することができる。

2 普通地方公共団体の長は、前項の規定による委託をしたときは、当該委託を受けた者(以下「指定公金事務取扱者」という。)の名称、住所又は事務所の所在地、指定公金事務取扱者に委託した公金事務に係る歳入等又は歳出その他総務省令で定める事項を告示しなければならない。

3 指定公金事務取扱者は、その名称、住所又は事務所の所在地を変更しようとするときは、総務省令で定めるところにより、あらかじめ、その旨を普通地方公共団体の長に届け出なければならない。

4 普通地方公共団体の長は、前項の規定による届出があつたときは、当該届出に係る事項を告示しなければならない。

5 指定公金事務取扱者は、第一項の規定により委託を受けた公金事務の一部について、公金事務を適切かつ確実に遂行することができる者として政令で定める者に委託することができる。この場合において、指定公金事務取扱者は、あらかじめ、当該委託について普通地方公共団体の長の承認を受けなければならない。

6 前項の規定により公金事務の一部の委託を受けた者は、当該委託をした指定公金事務取扱者の承諾を得た場合であつて、かつ、公金事務を適切かつ確実に遂行することができる者として政令で定める者に対してするとき限り、その一部の再委託をすることができる。この場合において、指定公金事務取扱者は、あらかじめ、当該再委託について普通地方公共団体の長の承認を受けなければならない。

茅ヶ崎市職員の給料等の支給に関する規則等の一部を改正する規則について

1 提案の理由

茅ヶ崎市会計年度任用職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の改正に伴い、短時間勤務会計年度任用職員の勤勉手当の支給に関し必要な事項を定める等のため提案する。

2 根拠法規

- (1) 茅ヶ崎市職員給与条例（昭和26年茅ヶ崎市条例第74号）第6条、第7条第1項及び第9項、第27条第8項、第29条第6項、第30条第1項、第32条並びに第35条
- (2) 茅ヶ崎市会計年度任用職員の報酬等に関する条例（令和元年茅ヶ崎市条例第26号）第16条第1項、第17条第1項及び第2項、第18条第3項並びに第19条

3 規則の概要

- (1) 茅ヶ崎市職員の給料等の支給に関する規則関係
引用する条項を改めることとした。（第9条関係）
- (2) 茅ヶ崎市職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則関係
引用する条項を改めることとした。（第6条、第9条、第10条、第12条、第14条、第16条関係）
- (3) 茅ヶ崎市会計年度任用職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例施行規則関係
 - ア 題名を茅ヶ崎市会計年度任用職員の報酬等に関する条例施行規則に改めることとした。（題名関係）
 - イ 6月1日前1箇月以内及び12月1日前1箇月以内に退職し、又は死亡した短時間勤務会計年度任用職員のうち、期末手当を支給しない者は、その退職し、又は死亡した日において、停職者であった者等とすることとした。（第12条関係）
 - ウ 勤勉手当は、6月1日及び12月1日の属する月の市長が定める日に支給することとした。（第13条、別表第3関係）
 - エ 所要の規定を整備することとした。（第1条、第14条、第15条関係）
- (4) 茅ヶ崎市常時勤務的会計年度任用職員の職務の級及び号給に関する規則関係
所要の規定を整備することとした。（附則第2項関係）
- (5) この規則は、令和6年4月1日から施行することとした。

茅ヶ崎市職員の給料等の支給に関する規則等の一部を改正する規則新旧対照表

改 正 後	改 正 前
<p>(茅ヶ崎市職員の給料等の支給に関する規則の一部改正) (端数計算) 第9条 条例第15条の規定による地域手当の月額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額をもって当該地域手当の月額とする。条例第24条、第27条第7項及び第8項並びに<u>第30条第4項</u>に規定する地域手当の月額に1円未満の端数があるときも、同様とする。</p>	<p>(端数計算) 第9条 条例第15条の規定による地域手当の月額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額をもって当該地域手当の月額とする。条例第24条、第27条第7項及び第8項並びに<u>第30条第3項</u>に規定する地域手当の月額に1円未満の端数があるときも、同様とする。</p>
<p>(茅ヶ崎市職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部改正) (期末手当基礎額等に係る加算を受ける職員及び加算割合) 第6条 条例第27条第8項(条例<u>第30条第5項</u>において準用する場合を含む。以下同じ。)の行政職給料表(1)以外の給料表の適用を受ける職員で、行政職給料表(1)の職務の級が3級以上の職員に相当する職員として規則で定めるものは、別表第1の職員欄に掲げる職員(行政職給料表(1)の適用を受ける職員を除く。)とする。 (一時差止処分に係る在職期間) 第9条 条例第28条及び第29条(これらの規定を条例<u>第30条第6項</u>及び第34条第9項において準用する場合を含む。)に規定する在職期間は、条例の適用を受ける職員として在職した期間とする。 2 特別職の職員及び第3条第3号アからエまでのいずれかに掲げる者が引き続き条例の適用を受ける職員となった場合は、それらの者として在職した期間は、前項の在職期間とみなす。 (一時差止処分の手続) 第10条 任命権者は、条例第29条第1項(条例<u>第30条第6項</u>及び第34条第9項において準用する場合を含む。)の規定による一時差止処分(以下「一時差止処分」という。)を行おうとする場合は、あらかじめその旨を書面で市長に通知しなければならない。 (一時差止処分の取消しの申立ての手続) 第12条 条例第29条第2項(条例<u>第30条第6項</u>及び第34条第9項において準用する場合を含む。)の規定による一時差止処分の取消しの申立ては、その理由を明示した書面で、任命権者に対して行わなければならない。 (審査請求の教示) 第14条 条例第29条第5項(条例<u>第30条第</u></p>	<p>(期末手当基礎額等に係る加算を受ける職員及び加算割合) 第6条 条例第27条第8項(条例<u>第30条第4項</u>において準用する場合を含む。以下同じ。)の行政職給料表(1)以外の給料表の適用を受ける職員で、行政職給料表(1)の職務の級が3級以上の職員に相当する職員として規則で定めるものは、別表第1の職員欄に掲げる職員(行政職給料表(1)の適用を受ける職員を除く。)とする。 (一時差止処分に係る在職期間) 第9条 条例第28条及び第29条(これらの規定を条例<u>第30条第5項</u>及び第34条第9項において準用する場合を含む。)に規定する在職期間は、条例の適用を受ける職員として在職した期間とする。 2 特別職の職員及び第3条第3号アからエまでのいずれかに掲げる者が引き続き条例の適用を受ける職員となった場合は、それらの者として在職した期間は、前項の在職期間とみなす。 (一時差止処分の手続) 第10条 任命権者は、条例第29条第1項(条例<u>第30条第5項</u>及び第34条第9項において準用する場合を含む。)の規定による一時差止処分(以下「一時差止処分」という。)を行おうとする場合は、あらかじめその旨を書面で市長に通知しなければならない。 (一時差止処分の取消しの申立ての手続) 第12条 条例第29条第2項(条例<u>第30条第5項</u>及び第34条第9項において準用する場合を含む。)の規定による一時差止処分の取消しの申立ては、その理由を明示した書面で、任命権者に対して行わなければならない。 (審査請求の教示) 第14条 条例第29条第5項(条例<u>第30条第</u></p>

6項及び第34条第9項において準用する場合を含む。)に規定する説明書には、一時差止処分について、市長に対して審査請求をすることができる旨及び審査請求をすることができる期間を記載しなければならない。

(勤勉手当の支給を受ける職員)

第16条 条例第30条第1項前段の規定による勤勉手当の支給を受ける職員は、同項に規定するそれぞれの基準日に在職する職員(条例第30条第6項において準用する条例第28条各号のいずれかに該当する者を除く。)のうち、次に掲げる職員以外の職員とする。

- (1) 休職にされている者(条例第34条第1項の規定の適用を受ける職員を除く。)
- (2) 第2条第3号、第4号、第7号及び第8号のいずれかに該当する職員
- (3) 派遣職員
- (4) 育児休業法第2条の規定により育児休業をしている職員のうち、育児休業条例第9条第2項に規定する職員以外の職員

(茅ヶ崎市会計年度任用職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例施行規則の一部改正)
茅ヶ崎市会計年度任用職員の報酬等に関する条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、茅ヶ崎市会計年度任用職員の報酬等に関する条例(令和元年茅ヶ崎市条例第26号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(期末手当の支給日等)

第12条 条例第16条第1項の規則で定める日は、基準日(同項に規定する基準日をいう。以下この条において同じ。)の属する月の市長が定める日とする。

2 条例第16条第1項後段の規則で定める会計年度任用職員は、次に掲げる会計年度任用職員とし、これらの会計年度任用職員には、期末手当を支給しない。

- (1) その退職し、又は死亡した日において、停職者(地方公務員法第29条第1項の規定により停職にされている職員をいう。)であった者
- (2) その退職の後基準日までの間において地方公務員法第3条第3項に規定する特別職に属する職員になった者
- (3) その退職に引き続き茅ヶ崎市病院事業会計年度任用職員の報酬等に関する規程(令和5年茅ヶ崎市病院事業企業管理規程第31号)

5項及び第34条第9項において準用する場合を含む。)に規定する説明書には、一時差止処分について、市長に対して審査請求をすることができる旨及び審査請求をすることができる期間を記載しなければならない。

(勤勉手当の支給を受ける職員)

第16条 条例第30条第1項前段の規定による勤勉手当の支給を受ける職員は、同項に規定するそれぞれの基準日に在職する職員(条例第30条第5項において準用する条例第28条各号のいずれかに該当する者を除く。)のうち、次に掲げる職員以外の職員とする。

- (1) 休職にされている者(条例第34条第1項の規定の適用を受ける職員を除く。)
- (2) 第2条第3号、第4号、第7号及び第8号のいずれかに該当する職員
- (3) 派遣職員
- (4) 育児休業法第2条の規定により育児休業をしている職員のうち、育児休業条例第9条第2項に規定する職員以外の職員

(茅ヶ崎市会計年度任用職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例施行規則の一部改正)
茅ヶ崎市会計年度任用職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、茅ヶ崎市会計年度任用職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例(令和元年茅ヶ崎市条例第26号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(期末手当の支給日等)

第12条 条例第16条第1項の規則で定める日は、基準日(条例第16条第1項に規定する基準日をいう。以下同じ。)の属する月の市長が定める日とする。

の適用を受ける者のうち市長の定めるものになった者

3 条例第16条第1項第2号の規則で定める会計年度任用職員は、基準日（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日。以下この条において同じ。）前6月以内の会計年度任用職員又は地方公務員法第22条の2第1項第2号に掲げる職員として在職した期間（条例第16条第3項において準用する茅ヶ崎市職員給与条例第27条第4項の規定により任期の定めが6月以上の会計年度任用職員とみなす場合にあっては、その在職する会計年度内における同法第22条の2第1項の規定により採用された職員としての任期のうち、基準日前の直近の任期6月）の1週間当たりの平均の勤務時間が15時間30分未満の者とする。

4 前項の1週間当たりの平均の勤務時間は、同項に規定する期間
における勤務時間（欠勤の時間を除く。）を合算した時間を、その期間における日数を7で除して得た数（1未満の端数があるときは、これを切り捨てた数）で除して得た時間とする。

5 条例第16条第2項に規定する在職期間は、条例の適用を受ける会計年度任用職員として在職した期間とし、その算定に関し必要な事項は市長が別に定める。

（勤勉手当の支給日等）

第13条 条例第17条第1項の規則で定める日は、基準日（同項に規定する基準日をいう。以下同じ。）の属する月の市長が定める日とする。

2 条例第17条第1項後段の規則で定める会計

2 条例第16条第1項第2号の規則で定める会計年度任用職員は、基準日（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日。以下この条において同じ。）前6月以内の会計年度任用職員又は地方公務員法第22条の2第1項第2号に掲げる職員として在職した期間（条例第16条第2項において準用する茅ヶ崎市職員給与条例第27条第4項の規定により任期の定めが6月以上の会計年度任用職員とみなす場合にあっては、その在職する会計年度内における地方公務員法第22条の2第1項の規定により採用された職員としての任期のうち、基準日前の直近の任期6月）の1週間当たりの平均の勤務時間が15時間30分未満の者とする。

3 前項の1週間当たりの平均の勤務時間は、同項に規定する期間（以下「在職期間」という。）における勤務時間（欠勤の時間を除く。）を合算した時間を、在職期間における日数を7で除して得た数（1未満の端数があるときは、これを切り捨てた数）で除して得た時間とする。

4 条例第16条第2項において茅ヶ崎市職員給与条例第27条第2項の規定を準用する場合は、同項に規定する期末手当基礎額は、基準日前6月以内に会計年度任用職員又は地方公務員法第22条の2第1項第2号に掲げる職員として在職した期間（条例第16条第2項において準用する茅ヶ崎市職員給与条例第27条第4項の規定により任期の定めが6月以上の会計年度任用職員とみなす場合にあっては、その在職する会計年度内における地方公務員法第22条の2第1項の規定により採用された職員としての任期（当該任期が6月を超える場合にあっては、基準日前の直近の任期6月））における勤務に対し、支給される基本報酬（同号に掲げる職員として在職した期間にあっては、当該期間の勤務に対する給料及びこれに対する地域手当の月額）の1月当たりの平均額とする。

年度任用職員は、前条第2項各号に掲げる会計年度任用職員とし、これらの会計年度任用職員には、勤勉手当を支給しない。

3 条例第17条第2項に規定する勤勉手当の支給割合は、次項に規定する会計年度任用職員の勤務期間による割合（同項において「期間率」という。）に100分の205を超えない範囲内で任命権者が定める割合を乗じて得た割合とする。

4 期間率は、基準日以前6箇月以内の期間における会計年度任用職員の勤務期間の区分に応じて、別表第3に定める割合とする。

5 茅ヶ崎市職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則（昭和39年茅ヶ崎市規則第1号）第20条の規定は、前項に規定する勤務期間について準用する。

（報酬等の支給方法）

第14条 茅ヶ崎市職員の給料等の支給に関する規則（平成28年茅ヶ崎市規則第71号）第2条の規定は、会計年度任用職員の報酬、期末手当及び勤勉手当の支払い並びにその支払いに係る手続について準用する。

2

） 略

4

（補則）

第15条 この規則に定めるもののほか、会計年度任用職員の報酬、費用弁償、期末手当及び勤勉手当に関し必要な事項は、任命権者が定める。

別表第2（第4条関係）

略

別表第3（第13条関係）

略

（報酬等の支給方法）

第13条 茅ヶ崎市職員の給料等の支給に関する規則（平成28年茅ヶ崎市規則第71号）第2条の規定は、会計年度任用職員の報酬及び期末手当 _____ の支払い並びにその支払いに係る手続について準用する。

2

） 略

4

（補則）

第14条 この規則に定めるもののほか、会計年度任用職員の報酬、費用弁償及び期末手当 _____ に関し必要な事項は、任命権者が定める。

別表第2（第4条関係）

略

茅ヶ崎市災害派遣手当等の支給に関する条例の一部を改正する条例について

1 提案の理由

新型インフルエンザ等対策特別措置法の改正に伴い、所要の規定を整備するため提案する。

2 根拠法規

- (1) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第204条第2項及び第3項
- (2) 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第24条第5項
- (3) 新型インフルエンザ等対策特別措置法施行令（平成25年政令第122号）第4条の5

3 条例の概要

- (1) 所要の規定を整備することとした。（第1条関係）
- (2) この条例は、公布の日から施行することとした。

茅ヶ崎市災害派遣手当等の支給に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表

改 正 後	改 正 前
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第24条第5項の規定に基づき、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第32条第1項（武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号）第154条及び新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）<u>第26条の8</u>において準用する場合を含む。）及び大規模災害からの復興に関する法律（平成25年法律第55号）第56条第1項に規定する職員（以下「職員」という。）の災害派遣手当（武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律第154条において準用する場合にあっては武力攻撃災害等派遣手当、新型インフルエンザ等対策特別措置法<u>第26条の8</u>において準用する場合にあっては<u>特定新型インフルエンザ等対策派遣手当</u>。以下同じ。）の支給に関し必要な事項を定めるものとする。</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第24条第5項の規定に基づき、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第32条第1項（武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号）第154条及び新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）<u>第44条</u>において準用する場合を含む。）及び大規模災害からの復興に関する法律（平成25年法律第55号）第56条第1項に規定する職員（以下「職員」という。）の災害派遣手当（武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律第154条において準用する場合にあっては武力攻撃災害等派遣手当、新型インフルエンザ等対策特別措置法<u>第44条</u>において準用する場合にあっては<u>新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当</u>。以下同じ。）の支給に関し必要な事項を定めるものとする。</p>

茅ヶ崎市災害派遣手当等の支給に関する条例の一部を改正する条例参照条文

○地方自治法（新型インフルエンザ等対策特別措置法及び内閣法の一部を改正する法律（令和5年法律第14号）附則第3条の規定による改正後のもの）

第二百四条 普通地方公共団体は、普通地方公共団体の長及びその補助機関たる常勤の職員、委員会の常勤の委員（教育委員会にあつては、教育長）、常勤の監査委員、議会の事務局長又は書記長、書記その他の常勤の職員、委員会の事務局長若しくは書記長、委員の事務局長又は委員会若しくは委員の事務を補助する書記その他の常勤の職員その他普通地方公共団体の常勤の職員並びに短時間勤務職員及び地方公務員法第二十二條の二第一項第二号に掲げる職員に対し、給料及び旅費を支給しなければならない。

② 普通地方公共団体は、条例で、前項の者に対し、扶養手当、地域手当、住居手当、初任給調整手当、通勤手当、単身赴任手当、特殊勤務手当、特地勤務手当（これに準ずる手当を含む。）、へき地手当（これに準ずる手当を含む。）、時間外勤務手当、宿日直手当、管理職員特別勤務手当、夜間勤務手当、休日勤務手当、管理職手当、期末手当、勤勉手当、寒冷地手当、特定任期付職員業績手当、任期付研究員業績手当、義務教育等教員特別手当、定時制通信教育手当、産業教育手当、農林漁業普及指導手当、災害派遣手当（武力攻撃災害等派遣手当及び特定新型インフルエンザ等対策派遣手当を含む。）又は退職手当を支給することができる。

③ 給料、手当及び旅費の額並びにその支給方法は、条例でこれを定めなければならない。

○地方公務員法

（給与、勤務時間その他の勤務条件の根本基準）

第二十四条 職員の給与は、その職務と責任に応ずるものでなければならない。

- 2 職員の給与は、生計費並びに国及び他の地方公共団体の職員並びに民間事業の従事者の給与その他の事情を考慮して定められなければならない。
- 3 職員は、他の職員の職を兼ねる場合においても、これに対して給与を受けてはならない。
- 4 職員の勤務時間その他職員の給与以外の勤務条件を定めるに当つては、国及び他の地方公共団体の職員との間に権衡を失しないように適当な考慮が払われなければならない。
- 5 職員の給与、勤務時間その他の勤務条件は、条例で定める。

○災害対策基本法

（派遣職員の身分取扱い）

第三十二条 都道府県又は市町村は、前条又は他の法律の規定により災害応急対策又は災害復旧のため派遣された職員に対し、政令で定めるところにより、災害派遣手当を支給することができる。

- 2 前項に規定するもののほか、前条の規定により指定行政機関、指定地方行政機関又は指定公共機関から派遣された職員の身分取扱いに関し必要な事項は、政令で定める。

○武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律

（職員の身分取扱い）

第一百五十四条 災害対策基本法第三十二条の規定は、前条又は他の法律の規定により国民の保護のための措置の実施のため派遣された職員の身分取扱いについて準用する。この場合において、同法第三十二条第一項中「災害派遣手当」とあるのは、「武力攻撃災害等派遣手当」と読み替えるものとする。

○大規模災害からの復興に関する法律

（派遣職員の身分取扱い）

第五十六条 都道府県又は市町村は、前条又は他の法律の規定により復興計画の作成等のため派遣された職員に対し、政令で定めるところにより、災害派遣手当を支給することができる。

- 2 前項に規定するもののほか、前条の規定により関係行政機関から派遣された職員の身分取扱いに

関し必要な事項は、政令で定める。

○新型インフルエンザ等対策特別措置法（新型インフルエンザ等対策特別措置法及び内閣法の一部を改正する法律（令和5年法律第14号）第1条の規定による改正前のもの）

（職員の身分取扱い）

第四十四条 災害対策基本法第三十二条の規定は、前条の規定により新型インフルエンザ等緊急事態措置の実施のため派遣された職員の身分取扱いについて準用する。この場合において、同法第三十二条第一項中「災害派遣手当」とあるのは、「新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当」と読み替えるものとする。

○新型インフルエンザ等対策特別措置法施行令（新型インフルエンザ等対策特別措置法及び内閣法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令（令和5年政令第261号）第1条の規定による改正後のもの）

（特定新型インフルエンザ等対策派遣手当及び職員の身分取扱い）

第四条の五 法第二十六条の八において読み替えて準用する災害対策基本法第三十二条第一項の特定新型インフルエンザ等対策派遣手当及び法第二十六条の七（法第三十八条第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により指定行政機関、指定地方行政機関又は法第三十八条第一項の規定により読み替えて適用する法第二十六条の六第一項に規定する特定指定公共機関から派遣される職員の身分取扱いについては、災害対策基本法施行令第十七条から第十九条までの規定の例による。

○災害対策基本法施行令

（災害派遣手当）

第十九条 法第三十二条第一項の災害派遣手当は、災害応急対策又は災害復旧のため派遣された職員が住所又は居所を離れて派遣を受けた都道府県又は市町村の区域に滞在することを要する場合に限り、総務大臣が定める基準に従い、当該都道府県又は市町村の条例で定める額を支給するものとする。

第九条中第四項を第五項とし、第三項を第四項とし、第二項を第三項とし、第一項の次に次の一項を加える。

2 前項に定めるもののほか、内閣総務官室等又は内閣人事局に属しない内閣参事官は、臨時に命を受け、感染症に係る危機管理に関する事務について、内閣法第十七条第三項の命を受けた内閣官房副長官補を助け、内閣感染症危機管理統括庁の事務の処理に協力する。
附則第四項を削る。

附則第五項中「九十一人」を「百四人」に、「九十人」を「百三人」に、「二十二二人」を「三十二一人」に、「二十一人」を「三十一人」に改め、同項を附則第四項とし、附則第六項を削る。

第三条 地方公務員等共済組合法施行令（昭和三十七年政令第三百五十二号）の一部を次のように改正する。

第五条第一項第三号中「新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当」を「特定新型インフルエンザ等対策派遣手当」に改める。

第四条 行政機関職員定員令（昭和四十四年政令第二百一十一号）の一部を次のように改正する。

第一条第一項の表内閣の機関の項中「一、三八四人」を「二、四二二人」に改め、同表合計の項中「三〇四、一〇八人」を「三〇四、一三六人」に改める。

第五条 次に掲げる政令の規定中「内閣総務官」の下に「内閣感染症危機管理監」を加える。

一 行政機関の保有する情報の公開に関する法律施行令（平成十二年政令第四十一号）第十五条第一項

二 個人情報保護に関する法律施行令（平成十五年政令第五百七号）第三十二条第一項

第六条 職員の退職管理に関する政令（平成二十年政令第三百八十九号）の一部を次のように改正する。

第十五条第一項第二号中「内閣総務官」を「内閣感染症危機管理対策官、内閣総務官」に改める。
別表第一内閣官房の項中「内閣総務官室」を「内閣総務官室 内閣感染症危機管理統括庁」に改める。

第七条 内閣法制局設置法施行令（昭和二十七年政令第二百九十号）の一部を次のように改正する。

第二条中「内閣官房内閣人事局」を「内閣官房（内閣感染症危機管理統括庁及び内閣人事局に限る）」に改める。

第三条の二中「主として」の下に「内閣官房内閣感染症危機管理統括庁」を加える。

附 則

（施行期日）

第一条 この政令は、新型インフルエンザ等対策特別措置法及び内閣法の一部を改正する法律の施行の日（令和五年九月一日）から施行する。

（地方自治法施行令の一部改正）

第二条 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）の一部を次のように改正する。

別表第一新型インフルエンザ等対策特別措置法施行令（平成二十五年政令第二百二十二号）の項中「第八条」を「第四条の三」に改める。

（感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令の一部改正）

第三条 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令（令和五年政令第九十二号）の一部を次のように改正する。

第二条中新型インフルエンザ等対策特別措置法施行令第三条第二十号ホの改正規定を削る。

（退職手当審査会令の一部改正）

第四条 退職手当審査会令（平成二十六年政令第九十四号）の一部を次のように改正する。

第六条中「第九条第三項」を「第九条第四項」に改める。

内閣総理大臣 岸田 文雄
総務大臣 松本 剛明
厚生労働大臣 加藤 勝信

新型インフルエンザ等対策特別措置法及び内閣法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令をここに公布する。

御 名 御 璽

令和五年八月十四日

内閣総理大臣 岸田 文雄

政令第二百六十一号

新型インフルエンザ等対策特別措置法及び内閣法の一部を改正する法律（令和五年法律第十四号）の施行に伴い、並びに新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成二十四年法律第三十一号）の整備等に関する政令

内閣は、新型インフルエンザ等対策特別措置法及び内閣法の一部を改正する法律（令和五年法律第十四号）の施行に伴い、並びに新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成二十四年法律第三十一号）第二条第二号の二、第二十六条の二第四項、第二十六条の五、第二十六条の六第一項、第三十一条の六第三項及び第四十五条第三項、同法第二十六条の八において読み替えて準用する災害対策基本法（昭和三十六年法律第二百二十三号）第三十二条、内閣法（昭和二十二年法律第五号）第二十四条、地方公務員等共済組合法（昭和三十七年法律第五十二号）第二条第一項第五号、行政機関の職員の手続に関する法律（昭和四十四年法律第三十三号）第二条、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成十一年法律第四十二号）第十七条、個人情報保護の保護に関する法律（平成十五年法律第五十七号）第二百二十六条、国家公務員法（昭和二十二年法律第二十号）第六十六条の三第二項第二号及び第六十六条の四第三項並びに内閣法制局設置法（昭和二十七年法律第二百五十二号）第四条第二項の規定に基づき、この政令を制定する。

新型インフルエンザ等対策特別措置法及び内閣法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令をここに公布する。

御 名 御 璽

令和五年八月十四日

内閣総理大臣 岸田 文雄

政令第二百六十号

新型インフルエンザ等対策特別措置法及び内閣法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令

内閣は、新型インフルエンザ等対策特別措置法及び内閣法の一部を改正する法律（令和五年法律第十四号）附則第一条の規定に基づき、この政令を制定する。

新型インフルエンザ等対策特別措置法及び内閣法の一部を改正する法律の施行期日は、令和五年九月一日とする。

内閣総理大臣 岸田 文雄

総務大臣 松本 剛明

厚生労働大臣 加藤 勝信

8 内閣感染症危機管理対策官は、内閣感染症危機管理監及び内閣感染症危機管理監補を助け、命を受けて、内閣感染症危機管理統括庁の所掌事務に係る重要な政策に関する事務を総括整理し、及びその所掌事務のうち重要事項に係るものに参画するものとし、厚生労働省の医務技監をもつて充てる。

第十六条第五項中「前条第三項から第五項まで」を「第十五条第四項から第六項まで」に改める。
 第十七条第二項中「並びに」の下に「内閣感染症危機管理統括庁」を加え、同条第三項中「第十五条第三項から第五項まで」を「第十五条第四項から第六項まで」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3 前項に定めるもののほか、内閣官房副長官補（第十五条の二第六項の規定により内閣総理大臣が指名した者を除く。）は、臨時に命を受け、感染症に係る危機管理に関する事務について、内閣感染症危機管理統括庁の事務の処理に協力する。

第十八条第三項及び第十九条第三項中「第十五条第三項から第五項まで」を「第十五条第四項から第六項まで」に改める。

第二十一条第五項中「第十五条第三項及び第四項」を「第十五条第四項及び第五項」に、「同条第五項」を「同条第六項」に改める。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次条の規定は公布の日から、第一条中新型インフルエンザ等対策特別措置法の目次の改正規定、同法第六条第五項の改正規定、同法第十八条第四項の改正規定、同法第六十九条の改正規定、同条の次に一条を加える改正規定、同法第七十条の改正規定及び同法第七十条の二を同法第七十条の二の二とし、同法第五章第七十条の次に一条を加える改正規定は令和六年四月一日から施行する。

(政令への委任)

第二条 この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

(地方自治法の一部改正)

第三条 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）の一部を次のように改正する。

第二百四十二条第二項中「新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当」を「特定新型インフルエンザ等対策派遣手当」に改める。

（感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律の一部改正）
 第四条 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律等の一部を改正する法律（令和四年法律第九十六号）の一部を次のように改正する。

第十三条のうち、新型インフルエンザ等対策特別措置法第十七条第二号の改正規定を削り、同法第三十一条の六第一項及び第二項の改正規定中「第三十一条の六第一項及び第二項」を「第三十一条の六第一項中「第三十一条の四第一項第二号」を「第三十一条の六第一項第二号」に改め、同条第二項」に改める。

内閣総理大臣 岸田 文雄

総務大臣 松本 剛明

厚生労働大臣 加藤 勝信

2 都道府県知事は、当該都道府県の区域内の市町村の長から前項の規定による要請を受けたときは、当該市町村の長が実施すべき当該市町村の区域に係る特定新型インフルエンザ等対策の全部又は一部を当該市町村の長に代わって実施しなければならない。
3 都道府県知事は、前項の規定により市町村長の事務の代行を開始し、又は終了したときは、その旨を公示しなければならない。
4 第二項の規定による都道府県知事の代行に関し必要な事項は、政令で定める。

(他の地方公共団体の長に対する応援の要求)
第二十六条の三 都道府県知事は、当該都道府県の区域に係る特定新型インフルエンザ等対策を実施するため必要があると認めるときは、他の都道府県知事に対し、応援を求めることができる。

2 市町村長は、当該市町村の区域に係る特定新型インフルエンザ等対策を実施するため必要があると認めるときは、他の市町村長に対し、応援を求めることができる。

3 前二項の応援に従事する者は、特定新型インフルエンザ等対策の実施については、当該応援を求めた都道府県知事又は市町村長の指揮の下に行動するものとする。

第二十六条の四 市町村長は、当該市町村の区域に係る特定新型インフルエンザ等対策を実施するため必要があると認めるときは、当該市町村の属する都道府県の知事に対し、応援を求めることができる。この場合において、応援を求められた都道府県知事は、正当な理由がない限り、応援を拒んではならない。

(事務の委託の手續の特例)
第二十六条の五 市町村は、当該市町村の区域に係る特定新型インフルエンザ等対策を実施するため必要があると認めるときは、地方自治法第二百五十二条の十四及び第二百五十二条の十五の規定にかかわらず、政令で定めるところにより、その事務又は市町村長の権限に属する事務の一部を他の地方公共団体に委託して、当該他の地方公共団体の長にこれを管理し、及び執行させることができる。

(職員の派遣の要請)
第二十六条の六 都道府県知事又は市町村長は、特定新型インフルエンザ等対策の実施のため必要があるときは、政令で定めるところにより、指定行政機関の長又は指定地方行政機関の長に対し、当該指定行政機関又は当該指定地方行政機関の職員の派遣を要請することができる。

2 市町村長が前項の規定による職員の派遣を要請するときは、当該市町村が属する都道府県の知事を経由してするものとする。ただし、人命の保護のために特に緊急を要する場合には、この限りでない。

(職員の派遣義務)
第二十六条の七 指定行政機関の長及び指定地方行政機関の長、地方公共団体の長並びに特定指定地方公共機関(指定地方公共機関である地方独立行政法第二条第二項に規定する特定地方独立行政法人をいう)は、前条第一項の規定による要請又は地方自治法第二百五十二条の十七第一項若しくは地方独立行政法第百二十四条第一項の規定による求め(都道府県知事又は市町村長が特定新型インフルエンザ等対策の実施のために求めたときは、その所掌事務又は業務の遂行に著しい支障のない限り、適任と認める職員を派遣しなければならない)。

(職員の身分取扱い)
第二十六条の八 災害対策基本法第三十二条の規定は、前条(第三十八条第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む)の規定により特定新型インフルエンザ等対策の実施のため派遣された職員の身分取扱いについて準用する。この場合において、同法第三十二条第一項中「災害派遣手当」とあるのは、「特定新型インフルエンザ等対策派遣手当」と読み替えるものとする。

第三十一条の二第六項中「同項に規定する」を削る。

第三十一条の五を次のように改める。
第三十一条の五 削除

第三十一条の六第一項中「都道府県知事は、第三十一条の四第一項」を「都道府県(その区域の全部又は一部が第三十一条の四第一項第二号に掲げる区域(以下この条において「重点区域」という)内にある都道府県に限る。)の知事(以下この条において「都道府県知事」という)は、同項に、同項第二号に掲げる区域(以下この条において「重点区域」という)を「重点区域」に改め、同条第三項中「ため」の下に、「政令で定める事項を勘案して」を加える。

第三十三条第一項を次のように改める。
第三十三条第一項 特定新型インフルエンザ等緊急事態における第二十条第三項の規定の適用については、同項中「並びに都道府県知事等」とあるのは、「、都道府県知事等並びに指定公共機関」とする。

第三十八条から第四十四条までを次のように改める。
第三十八条(他の地方公共団体の長等に対する応援の要求等)

第三十八条 その区域の全部若しくは一部が第三十二条第一項第二号に掲げる区域内にある市町村(以下「特定市町村」という)又は特定市町村の属する都道府県(以下「特定都道府県」という)についての第二十六条の三から第二十六条の七までの規定の適用については、第二十六条の三の前の見出し及び第二十六条の五中「他の地方公共団体の長」とあるのは「他の地方公共団体の長等」と、第二十六条の三第一項中「都道府県知事は」とあるのは「第三十八条第一項に規定する特定都道府県の知事その他の執行機関(以下「特定都道府県知事等」という)は」と、他の都道府県知事」とあるのは「他の都道府県知事等」と、同条第二項中「市町村長は」とあるのは「第三十八条第一項に規定する特定市町村の長その他の執行機関(以下「特定市町村長等」という)は」と、「他の市町村長」とあるのは「他の市町村の長その他の執行機関」と、同条第三項中「都道府県知事又は市町村長」とあるのは「特定都道府県知事等又は特定市町村長等」ととする」とあるのは「とする。この場合において、警察官にあつては、当該応援を求めた特定都道府県の公安委員会の管理の下にその職権を行うものとする」と、第二十六条の四から第二十六条の七までの規定中「市町村長」とあるのは「特定市町村長等」と、第二十六条の四中「知事」とあるのは「知事その他の執行機関」と、「都道府県知事」とあるのは「都道府県知事等」と、第二十六条の五中「市町村は」とあるのは「第三十八条第一項に規定する特定市町村」と、第二十六条の六第一項及び第二十六条の七中「都道府県知事」とあるのは「特定都道府県知事等」と、第二十六条の六第一項中「又は指定地方行政機関の長」とあるのは「若しくは指定地方行政機関の長又は特定指定公共機関(指定公共機関である行政執行法人(独立行政法通則法第二条第四項に規定する行政執行法人をいう)をいう。次条において同じ。）」と、「又は当該指定地方行政機関の職員」とあるのは「若しくは当該指定地方行政機関又は当該指定公共機関の職員」と、同条第二項中「知事」とあるのは「知事その他の執行機関」と、第二十六条の七中「地方公共団体の長並びに」とあるのは「地方公共団体の長等並びに特定指定公共機関及び」とする。

2 その区域の全部又は一部が第三十二条第一項第二号に掲げる区域内にある地方公共団体の委員会及び委員は、前項の規定により読み替えて適用する第二十六条の六第一項の規定により職員の派遣を要請しようとするときは、あらかじめ、当該地方公共団体の長に協議しなければならない。

第三十九条から第四十四条まで 削除

第四十五条第一項中「特定都道府県知事は」を「特定都道府県の知事(以下「特定都道府県知事」という)は」に改め、同条第三項中「ため」の下に、「政令で定める事項を勘案して」を加える。

第五十条中「特定市町村長は」を「特定市町村の長(以下「特定市町村長」という)は」に改める。

第三十一条の二第六項中「同項に規定する」を削る。

第三十一条の二第六項中「同項に規定する」を削る。

第三十一条の二第六項中「同項に規定する」を削る。

第三十一条の二第六項中「同項に規定する」を削る。

第三十一条の二第六項中「同項に規定する」を削る。

第三十一条の二第六項中「同項に規定する」を削る。

第三十一条の二第六項中「同項に規定する」を削る。

第三十一条の二第六項中「同項に規定する」を削る。

第三十一条の二第六項中「同項に規定する」を削る。

新型コロナウイルス等対策特別措置法及び内閣法の一部を改正する法律をここに公布する。

御名 御璽

令和五年四月二十八日

内閣総理大臣 岸田 文雄

法律第十四号

新型コロナウイルス等対策特別措置法及び内閣法の一部を改正する法律

(新型コロナウイルス等対策特別措置法の一部改正)

第一条 新型コロナウイルス等対策特別措置法(平成二十四年法律第三十一号)の一部を次のように改正する。

目次中「第七十条」を「第七十条の二」に、「第七十条の二」を「第七十条の二の二」に改める。
第二条第二号の次に次の一号を加える。

二の二 特定新型コロナウイルス等対策 新型コロナウイルス等対策のうち、地方公共団体がこの法律及び感染症法の規定により実施する措置であつて、新型コロナウイルス等のまん延を防止するため特に必要があるものとして政令で定めるものをいう。

第六条第五項中「第七十条の二」を「第七十条の二の二」に改める。
第十六条第三項中「第二十條第三項」を「第二十條第四項」に改める。

第十七条の見出し中「所掌事務」を「所掌事務等」に改め、同条第二号中「第三十一条の五及び第三十三条第一項」を「及び第三項(第三十三条第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)」に改め、同条に次の一項を加える。

2 政府対策本部に関する事務は、内閣感染症危機管理統括庁において処理する。
第十八条第四項中「第七十条の二」を「第七十条の二の二」に改める。

第二十條第四項を同条第五項とし、同条第三項中「第一項」の下に「又は前項(第三十三條第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)」を加え、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3 政府対策本部長は、新型コロナウイルス等のまん延により、国民生活及び国民経済に甚大な影響を及ぼすおそれがあるにもかかわらず、第一項の総合調整に基づく所要の措置が実施されない場合であつて、新型コロナウイルス等対策を的確かつ迅速に実施するため特に必要があると認めるときは、その必要な限度において、指定行政機関の長及び指定地方行政機関の長並びに前条の規定により権限を委任された当該指定行政機関の職員及び当該指定地方行政機関の職員並びに都道府県知事等に対し、必要な指示をすることができる。

第二十六条の次に次の七条を加える。
(都道府県知事による代行)

第二十六条の二 市町村長は、新型コロナウイルス等のまん延により当該市町村がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなつたと認めるときは、当該市町村の属する都道府県の知事に対し、当該市町村長が実施すべき当該市町村の区域に係る特定新型コロナウイルス等対策の全部又は一部の実施を要請することができる。

第二十六条の二 市町村長は、新型コロナウイルス等のまん延により当該市町村がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなつたと認めるときは、当該市町村の属する都道府県の知事に対し、当該市町村長が実施すべき当該市町村の区域に係る特定新型コロナウイルス等対策の全部又は一部の実施を要請することができる。

茅ヶ崎市会計年度任用職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例について

1 提案の理由

地方公務員等共済組合法に基づいて設立された法人に対して短時間勤務会計年度任用職員がする貯金に係る手続及び事務をより合理的なものとする等のため提案する。

2 根拠法規

(1) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第203条の2第5項及び第204条第3項

(2) 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第24条第5項及び第25条第2項

3 条例の概要

(1) 茅ヶ崎市会計年度任用職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例（第1条）
関係

ア 報酬及び期末手当は、短時間勤務会計年度任用職員の申出により、口座振替の方法により支払うことができること等とした。（第17条関係）

イ 規定を整備することとした。（旧第14条、第14条から第16条まで関係）

(2) 茅ヶ崎市会計年度任用職員の報酬等に関する条例（第2条）関係

短時間勤務会計年度任用職員に支給する報酬、期末手当及び勤勉手当から、地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）に基づいて設立された法人に対する貯金の額に相当する金額を控除することができることとした。（第18条関係）

(3) この条例は、一部の規定を除き、令和6年4月1日から施行することとした。

茅ヶ崎市会計年度任用職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表

改 正 後	改 正 前
<p>(茅ヶ崎市会計年度任用職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部改正 (第1条関係))</p> <p>(通勤に係る費用弁償)</p> <p>第14条 略 (公務のための旅行に係る費用弁償)</p> <p>第15条 略 (期末手当)</p> <p>第16条 略 (報酬等の支給方法)</p> <p>第17条 <u>報酬及び期末手当は、会計年度任用職員の申出により、口座振替の方法により支払うことができる。</u></p> <p>2 <u>前項に規定するもののほか、月額により基本報酬を定める会計年度任用職員の報酬の支給の方法は、給与条例の適用を受ける職員の例による。</u></p> <p>3 <u>第1項に規定するもののほか、日額又は時間額により基本報酬を定める会計年度任用職員の報酬の支給の方法は、規則で定める。</u></p>	<p>(報酬の支給方法)</p> <p>第14条 <u>月額により基本報酬を定める会計年度任用職員の報酬の支給の方法は、給与条例の適用を受ける職員の例による。</u></p> <p>2 <u>日額又は時間額により基本報酬を定める会計年度任用職員の報酬の支給の方法は、規則で定める。</u></p> <p>(通勤に係る費用弁償)</p> <p>第15条 略 (公務のための旅行に係る費用弁償)</p> <p>第16条 略 (期末手当)</p> <p>第17条 略</p>
<p>(茅ヶ崎市会計年度任用職員の報酬等に関する条例の一部改正 (第2条関係))</p> <p>(報酬の支給方法等)</p> <p>第18条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 略</p> <p>4 <u>会計年度任用職員に報酬、期末手当及び勤勉手当を支給する際、その報酬、期末手当及び勤勉手当から地方公務員等共済組合法(昭和37年法律第152号)に基づいて設立された法人に対する貯金の額に相当する金額を控除することができる。</u></p>	<p>(報酬等の支給方法)</p> <p>第18条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 略</p>

茅ヶ崎市会計年度任用職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例参照条文

○地方自治法（地方自治法の一部を改正する法律（令和5年法律第19号）の規定による改正後のもの）

第二百三条の二 普通地方公共団体は、その委員会の非常勤の委員、非常勤の監査委員、自治紛争処理委員、審査会、審議会及び調査会等の委員その他の構成員、専門委員、監査専門委員、投票管理者、開票管理者、選挙長、投票立会人、開票立会人及び選挙立会人その他普通地方公共団体の非常勤の職員（短時間勤務職員及び地方公務員法第二十二条の二第一項第二号に掲げる職員を除く。）に対し、報酬を支給しなければならない。

- ② 前項の者に対する報酬は、その勤務日数に応じてこれを支給する。ただし、条例で特別の定めをした場合は、この限りでない。
- ③ 第一項の者は、職務を行うため要する費用の弁償を受けることができる。
- ④ 普通地方公共団体は、条例で、第一項の者のうち地方公務員法第二十二条の二第一項第一号に掲げる職員に対し、期末手当又は勤勉手当を支給することができる。
- ⑤ 報酬、費用弁償、期末手当及び勤勉手当の額並びにその支給方法は、条例でこれを定めなければならない。

第二百四条 普通地方公共団体は、普通地方公共団体の長及びその補助機関たる常勤の職員、委員会の常勤の委員（教育委員会にあつては、教育長）、常勤の監査委員、議会の事務局長又は書記長、書記その他の常勤の職員、委員会の事務局長若しくは書記長、委員の事務局長又は委員会若しくは委員の事務を補助する書記その他の常勤の職員その他普通地方公共団体の常勤の職員並びに短時間勤務職員に対し、給料及び旅費を支給しなければならない。

- ② 普通地方公共団体は、条例で、前項の職員に対し、扶養手当、地域手当、住居手当、初任給調整手当、通勤手当、単身赴任手当、特殊勤務手当、特地勤務手当（これに準ずる手当を含む。）、へき地手当（これに準ずる手当を含む。）、時間外勤務手当、宿日直手当、管理職員特別勤務手当、夜間勤務手当、休日勤務手当、管理職手当、期末手当、勤勉手当、寒冷地手当、特定任期付職員業績手当、任期付研究員業績手当、義務教育等教員特別手当、定時制通信教育手当、産業教育手当、農林漁業普及指導手当、災害派遣手当（武力攻撃災害等派遣手当及び新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当を含む。）又は退職手当を支給することができる。
- ③ 給料、手当及び旅費の額並びにその支給方法は、条例でこれを定めなければならない。

○地方公務員法

（給与、勤務時間その他の勤務条件の根本基準）

第二十四条 職員の給与は、その職務と責任に応ずるものでなければならない。

- 2 職員の給与は、生計費並びに国及び他の地方公共団体の職員並びに民間事業の従事者の給与その他の事情を考慮して定められなければならない。
- 3 職員は、他の職員の職を兼ねる場合においても、これに対して給与を受けてはならない。
- 4 職員の勤務時間その他職員の給与以外の勤務条件を定めるに当つては、国及び他の地方公共団体の職員との間に権衡を失しないように適当な考慮が払われなければならない。
- 5 職員の給与、勤務時間その他の勤務条件は、条例で定める。

（給与に関する条例及び給与の支給）

第二十五条 職員の給与は、前条第五項の規定による給与に関する条例に基づいて支給されなければならない。また、これに基づかずには、いかなる金銭又は有価物も職員に支給してはならない。

- 2 職員の給与は、法律又は条例により特に認められた場合を除き、通貨で、直接職員に、その全額を支払わなければならない。
- 3 給与に関する条例には、次に掲げる事項を規定するものとする。
 - 一 給料表
 - 二 等級別基準職務表

- 三 昇給の基準に関する事項
 - 四 時間外勤務手当、夜間勤務手当及び休日勤務手当に関する事項
 - 五 前号に規定するものを除くほか、地方自治法第二百四条第二項に規定する手当を支給する場合には、当該手当に関する事項
 - 六 非常勤の職その他勤務条件の特別な職があるときは、これらについて行う給与の調整に関する事項
 - 七 前各号に規定するものを除くほか、給与の支給方法及び支給条件に関する事項
- 4 前項第一号の給料表には、職員の職務の複雑、困難及び責任の度に基づく等級ごとに明確な給料額の幅を定めていなければならない。
 - 5 第三項第二号の等級別基準職務表には、職員の職務を前項の等級ごとに分類する際に基準となるべき職務の内容を定めていなければならない。

茅ヶ崎市会計年度任用職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則について

1 提案の理由

茅ヶ崎市会計年度任用職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の改正に伴い、報酬等の口座振替の方法による支払いの手続等を定めるとともに、所要の規定を整備するため提案する。

2 根拠法規

茅ヶ崎市会計年度任用職員の報酬等に関する条例（令和元年茅ヶ崎市条例第26号）第17条第3項及び第18条

3 規則の概要

- (1) 短時間勤務会計年度任用職員から申出があったときは、その者に対する報酬及び期末手当の全部又は一部を口座振替の方法により支払うことができること等とした。（第13条関係）
- (2) 所要の規定を整備することとした。（旧第11条、第11条、第12条関係）
- (3) この規則は、公布の日から施行することとした。

茅ヶ崎市会計年度任用職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則新旧対照表

改 正 後	改 正 前
<p>(通勤に係る費用弁償の支給日等)</p> <p><u>第11条</u> <u>条例第14条前段</u>に規定する交通の用具は、茅ヶ崎市職員通勤手当規則（平成28年茅ヶ崎市規則第75号）第10条に定めるものとする。</p> <p>2 <u>条例第14条</u>の規定に基づく費用弁償は、会計年度任用職員の勤務が割り振られた日の属する月の1日から末日までの期間の月の翌月の基本報酬の支給定日に支給する。ただし、茅ヶ崎市職員通勤手当規則第7条第1項第1号に掲げる交通機関等により通勤する会計年度任用職員にあっては、当該会計年度任用職員の勤務が割り振られた日の属する月（当該交通機関等において発行されている定期券の通用期間のうち6箇月を超えない範囲内で最も長いものに相当する期間の属する最初の月に限る。）の基本報酬の支給定日に支給するものとする。</p> <p>(期末手当の支給日等)</p> <p><u>第12条</u> <u>条例第16条第1項</u>の規則で定める日は、基準日（<u>条例第16条第1項</u>に規定する基準日をいう。以下同じ。）の属する月の市長が定める日とする。</p> <p>2 <u>条例第16条第1項第2号</u>の規則で定める会計年度任用職員は、基準日（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日。以下この条において同じ。）前6月以内の会</p>	<p>(報酬の支給方法)</p> <p><u>第11条</u> <u>条例第14条第2項</u>の規則で定める報酬の支給の方法は、同項に規定する会計年度任用職員の勤務が割り振られた日の属する月の1日から末日までの分の報酬を支給するものとし、その支給定日は、当該会計年度任用職員の勤務が割り振られた日の属する月の翌月の市長が定める日とする。</p> <p>2 <u>勤務時間は、15分を単位として計算するものとする。この場合において勤務時間に15分未満の端数が生じた場合は、15分に切り上げるものとする。</u></p> <p>3 <u>前項の規定により計算した基本報酬の額に1円未満の端数があるときは、その端数の額を1円に切り上げるものとする。</u></p> <p>4 <u>茅ヶ崎市職員の給料等の支給に関する規則（平成28年茅ヶ崎市規則第71号）第2条の規定は、会計年度任用職員の報酬の支払いについて準用する。</u></p> <p>(通勤に係る費用弁償の支給日等)</p> <p><u>第12条</u> <u>条例第15条前段</u>に規定する交通の用具は、茅ヶ崎市職員通勤手当規則（平成28年茅ヶ崎市規則第75号）第10条に定めるものとする。</p> <p>2 <u>条例第15条</u>の規定に基づく費用弁償は、会計年度任用職員の勤務が割り振られた日の属する月の1日から末日までの期間の月の翌月の基本報酬の支給定日に支給する。ただし、茅ヶ崎市職員通勤手当規則第7条第1項第1号に掲げる交通機関等により通勤する会計年度任用職員にあっては、当該会計年度任用職員の勤務が割り振られた日の属する月（当該交通機関等において発行されている定期券の通用期間のうち6箇月を超えない範囲内で最も長いものに相当する期間の属する最初の月に限る。）の基本報酬の支給定日に支給するものとする。</p> <p>(期末手当の支給日等)</p> <p><u>第13条</u> <u>条例第17条第1項</u>の規則で定める日は、基準日（<u>条例第17条第1項</u>に規定する基準日をいう。以下同じ。）の属する月の市長が定める日とする。</p> <p>2 <u>条例第17条第1項第2号</u>の規則で定める会計年度任用職員は、基準日（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日。以下この条において同じ。）前6月以内の会</p>

計年度任用職員又は地方公務員法第22条の2第1項第2号に掲げる職員として在職した期間（条例第16条第2項において準用する茅ヶ崎市職員給与条例第27条第4項の規定により任期の定めが6月以上の会計年度任用職員とみなす場合にあつては、その在職する会計年度内における地方公務員法第22条の2第1項の規定により採用された職員としての任期のうち、基準日前の直近の任期6月）の1週間当たりの平均の勤務時間が15時間30分未満の者とする。

3 略

4 条例第16条第2項において茅ヶ崎市職員給与条例第27条第2項の規定を準用する場合は、同項に規定する期末手当基礎額は、基準日前6月以内に会計年度任用職員又は地方公務員法第22条の2第1項第2号に掲げる職員として在職した期間（条例第16条第2項において準用する茅ヶ崎市職員給与条例第27条第4項の規定により任期の定めが6月以上の会計年度任用職員とみなす場合にあつては、その在職する会計年度内における地方公務員法第22条の2第1項の規定により採用された職員としての任期（当該任期が6月を超える場合にあつては、基準日前の直近の任期6月））における勤務に対し、支給される基本報酬（同号に掲げる職員として在職した期間にあつては、当該期間の勤務に対する給料及びこれに対する地域手当の月額）の1月当たりの平均額とする。

（報酬等の支給方法）

第13条 茅ヶ崎市職員の給料等の支給に関する規則（平成28年茅ヶ崎市規則第71号）第2条の規定は、会計年度任用職員の報酬及び期末手当の支払い並びにその支払いに係る手続について準用する。

2 日額又は時間額により基本報酬を定める会計年度任用職員の報酬は、当該会計年度任用職員の勤務が割り振られた日の属する月の1日から末日までの分を支給するものとし、その支給日は、当該会計年度任用職員の勤務が割り振られた日の属する月の翌月の市長が定める日とする。

3 勤務時間は、15分を単位として計算するものとする。この場合において勤務時間に15分未満の端数が生じた場合は、15分に切り上げるものとする。

4 前項の規定により計算した基本報酬の額に1円未満の端数があるときは、その端数の額を1円に切り上げるものとする。

計年度任用職員又は地方公務員法第22条の2第1項第2号に掲げる職員として在職した期間（条例第17条第2項において準用する茅ヶ崎市職員給与条例第27条第4項の規定により任期の定めが6月以上の会計年度任用職員とみなす場合にあつては、その在職する会計年度内における地方公務員法第22条の2第1項の規定により採用された職員としての任期のうち、基準日前の直近の任期6月）の1週間当たりの平均の勤務時間が15時間30分未満の者とする。

3 略

4 条例第17条第2項において茅ヶ崎市職員給与条例第27条第2項の規定を準用する場合は、同項に規定する期末手当基礎額は、基準日前6月以内に会計年度任用職員又は地方公務員法第22条の2第1項第2号に掲げる職員として在職した期間（条例第17条第2項において準用する茅ヶ崎市職員給与条例第27条第4項の規定により任期の定めが6月以上の会計年度任用職員とみなす場合にあつては、その在職する会計年度内における地方公務員法第22条の2第1項の規定により採用された職員としての任期（当該任期が6月を超える場合にあつては、基準日前の直近の任期6月））における勤務に対し、支給される基本報酬（同号に掲げる職員として在職した期間にあつては、当該期間の勤務に対する給料及びこれに対する地域手当の月額）の1月当たりの平均額とする。

茅ヶ崎市民ギャラリー条例の一部を改正する条例について

1 提案の理由

施設の利用状況及び類似機能を有する施設の設置状況に鑑み、茅ヶ崎市民ギャラリーの展示室及び会議室を廃止する等のため提案する。

2 根拠法規

地方自治法（昭和22年法律第67号）第228条第1項及び第244条の2第1項

3 条例の概要

- (1) 展示室及び会議室を廃止し、並びに創作室の使用区分を改めること等とした。（別表関係）
- (2) 規定を整備することとした。（第2条、第6条関係）
- (3) この条例は、令和7年1月1日から施行することとし、所要の経過措置を設けることとした。

茅ヶ崎市民ギャラリー条例の一部を改正する条例新旧対照表

改 正 後	改 正 前
<p>(設置、名称及び位置)</p> <p>第2条 市民に美術作品の_____創作活動の場_____を提供し、もって市民文化の向上に寄与するため茅ヶ崎市民ギャラリー（以下「ギャラリー」という。）を設置し、その名称及び位置は、次のとおりとする。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;">略</div> <p>(使用の内容の変更等)</p> <p>第6条 第4条第1項の規定によりギャラリーの使用の承認を受けた者（以下「使用者」という。）は、次の各号のいずれかに該当する場合は、市長の承認を受けなければならない。</p> <p>(1) ギャラリーの使用の承認を受けた内容の変更をしようとするとき。</p> <p>(2) ギャラリーの使用の承認を受けた使用時間の繰上げ（規則で定める受付期間の終期までに承認を受けて使用時間（別表に定める午後_____の使用区分に係るものに限る。）の前に使用することをいう。以下同じ。）又は延長（規則で定める受付期間の終期までに承認を受けて使用時間（別表に定める午前_____の使用区分に係るものに限る。）の後に使用することをいう。以下同じ。）をしようとするとき。</p> <p>別表（第8条関係）</p> <p>使用料</p> <p>1 基本使用料</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;">略</div> <p>2 繰上使用料</p> <p>使用時間の繰上げの承認を受けて使用する場合の当該繰上げに係る使用料は、1時間（1時間に満たないときは、1時間とする。）につき、使用の承認を受けた使用区分_____に係る基本使用料の額の10分の3に相当する額（その額に10円未満の端数があるときは、その端数の額を切り捨てた額）とする。</p> <p>3 延長使用料</p> <p>使用時間の延長の承認を受けて使用する場合の当該延長に係る使用料は、1時間（1時間に</p>	<p>(設置、名称及び位置)</p> <p>第2条 市民に美術作品の<u>発表と鑑賞の場及び創作活動の場並びに講習会等の場</u>を提供し、もって市民文化の向上に寄与するため茅ヶ崎市民ギャラリー（以下「ギャラリー」という。）を設置し、その名称及び位置は、次のとおりとする。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;">略</div> <p>(使用の内容の変更等)</p> <p>第6条 第4条第1項の規定によりギャラリーの使用の承認を受けた者（以下「使用者」という。）は、次の各号のいずれかに該当する場合は、市長の承認を受けなければならない。</p> <p>(1) ギャラリーの使用の承認を受けた内容の変更をしようとするとき。</p> <p>(2) ギャラリーの使用の承認を受けた使用時間の繰上げ（規則で定める受付期間の終期までに承認を受けて使用時間（別表に定める午後、<u>夜間及び昼夜</u>の使用区分に係るものに限る。）の前に使用することをいう。以下同じ。）又は延長（規則で定める受付期間の終期までに承認を受けて使用時間（別表に定める午前、<u>午後及び昼間</u>の使用区分に係るものに限る。）の後に使用することをいう。以下同じ。）をしようとするとき。</p> <p>別表（第8条関係）</p> <p>使用料</p> <p>1 基本使用料</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;">略</div> <p>2 繰上使用料</p> <p>使用時間の繰上げの承認を受けて使用する場合の当該繰上げに係る使用料は、1時間（1時間に満たないときは、1時間とする。）につき、使用の承認を受けた使用区分（<u>午後及び夜間にあってはそれぞれの使用区分、昼夜にあっては午後の使用区分</u>）に係る基本使用料の額の10分の3に相当する額（その額に10円未満の端数があるときは、その端数の額を切り捨てた額）とする。</p> <p>3 延長使用料</p> <p>使用時間の延長の承認を受けて使用する場合の当該延長に係る使用料は、1時間（1時間に</p>

満たないときは、1時間とする。)につき、使用の承認を受けた使用区分 _____

_____に係る基本使用料の額の10分の3に相当する額(その額に10円未満の端数があるときは、その端数の額を切り捨てた額)とする。

満たないときは、1時間とする。)につき、使用の承認を受けた使用区分(午前及び午後にあつてはそれぞれの使用区分、昼間にあつては午後の使用区分)に係る基本使用料の額の10分の3に相当する額(その額に10円未満の端数があるときは、その端数の額を切り捨てた額)とする。

茅ヶ崎市民ギャラリー条例の一部を改正する条例参照条文

○地方自治法

(分担金等に関する規制及び罰則)

第二百二十八条 分担金、使用料、加入金及び手数料に関する事項については、条例でこれを定めなければならない。この場合において、手数料について全国的に統一して定めることが特に必要と認められるものとして政令で定める事務（以下本項において「標準事務」という。）について手数料を徴収する場合においては、当該標準事務に係る事務のうち政令で定めるものにつき、政令で定める金額の手数を徴収することを標準として条例を定めなければならない。

- 2 分担金、使用料、加入金及び手数料の徴収に関しては、次項に定めるものを除くほか、条例で五万円以下の過料を科する規定を設けることができる。
- 3 詐欺その他不正の行為により、分担金、使用料、加入金又は手数料の徴収を免れた者については、条例でその徴収を免れた金額の五倍に相当する金額（当該五倍に相当する金額が五万円を超えないときは、五万円とする。）以下の過料を科する規定を設けることができる。

(公の施設の設置、管理及び廃止)

第二百四十四条の二 普通地方公共団体は、法律又はこれに基づく政令に特別の定めがあるものを除くほか、公の施設の設置及びその管理に関する事項は、条例でこれを定めなければならない。

- 2 普通地方公共団体は、条例で定める重要な公の施設のうち条例で定める特に重要なものについて、これを廃止し、又は条例で定める長期かつ独占的な利用をさせようとするときは、議会において出席議員の三分の二以上の者の同意を得なければならない。
- 3 普通地方公共団体は、公の施設の設置の目的を効果的に達成するため必要があると認めるときは、条例の定めるところにより、法人その他の団体であつて当該普通地方公共団体が指定するもの（以下本条及び第二百四十四条の四において「指定管理者」という。）に、当該公の施設の管理を行わせることができる。
- 4 前項の条例には、指定管理者の指定の手續、指定管理者が行う管理の基準及び業務の範囲その他必要な事項を定めるものとする。
- 5 指定管理者の指定は、期間を定めて行うものとする。
- 6 普通地方公共団体は、指定管理者の指定をしようとするときは、あらかじめ、当該普通地方公共団体の議会の議決を経なければならない。
- 7 指定管理者は、毎年度終了後、その管理する公の施設の管理の業務に関し事業報告書を作成し、当該公の施設を設置する普通地方公共団体に提出しなければならない。
- 8 普通地方公共団体は、適当と認めるときは、指定管理者にその管理する公の施設の利用に係る料金（次項において「利用料金」という。）を当該指定管理者の収入として収受させることができる。
- 9 前項の場合における利用料金は、公益上必要があると認める場合を除くほか、条例の定めるところにより、指定管理者が定めるものとする。この場合において、指定管理者は、あらかじめ当該利用料金について当該普通地方公共団体の承認を受けなければならない。
- 10 普通地方公共団体の長又は委員会は、指定管理者の管理する公の施設の管理の適正を期するため、指定管理者に対して、当該管理の業務又は経理の状況に関し報告を求め、実地について調査し、又は必要な指示をすることができる。
- 11 普通地方公共団体は、指定管理者が前項の指示に従わないときその他当該指定管理者による管理を継続することが適当でないと認めるときは、その指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部又は一部の停止を命ずることができる。

茅ヶ崎市食品衛生条例の一部を改正する条例について

1 提案の理由

神奈川県食品衛生法に基づく営業の施設基準等に関する条例の改正により食品衛生法の規定による許可を受けなければならないこととなった食品販売業について、届出を要しないこととするとともに、規定を整備するため提案する。

2 根拠法規

- (1) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第14条第1項
- (2) 食品衛生法施行令（昭和28年政令第229号）第8条第1項

3 条例の概要

- (1) 題名を茅ヶ崎市食品衛生検査施設の設備及び職員の配置の基準を定める条例に改めることとした。（題名関係）
- (2) 食品販売業を営む者の市長に対する届出は、要しないこととした。（旧第3条関係）
- (3) 規定を整備することとした。（第1条から第3条まで関係）
- (4) 所要の規定を整備することとした。（旧第4条から旧第8条まで、附則関係）
- (5) この条例は、公布の日から施行することとした。

茅ヶ崎市食品衛生条例の一部を改正する条例新旧対照表

改 正 後	改 正 前
<p style="text-align: center;"><u>茅ヶ崎市食品衛生検査施設の設備及び職員の配置の基準を定める条例</u></p> <p style="text-align: center;">(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、<u>食品衛生法施行令（昭和28年政令第229号）第8条第1項の規定に基づき、市が設置する食品衛生検査施設の設備及び職員の配置の基準を定めるものとする。</u></p> <p style="text-align: center;">(設備の基準)</p> <p>第2条 <u>食品衛生法（昭和22年法律第233号）第29条第2項の規定に基づき設置する食品衛生検査施設（以下「食品衛生検査施設」という。）の設備の基準は、次に掲げるとおりとする。ただし、同項の試験に関する事務の一部の実施が都道府県、他の地域保健法（昭和22年法律第101号）第5条第1項の政令で定める市若しくは特別区が設置する食品衛生検査施設又は登録検査機関への委託により、緊急時を含めて確保される場合は、当該事務の一部に係る設備については、この限りでない。</u></p> <p>(1) 理化学検査室、微生物検査室、動物飼育室、事務室等を設けること。</p> <p>(2) 純水装置、定温乾燥機、ディープフリーザー、電気炉、ガスクロマトグラフ、分光光度計、高圧滅菌器、乾熱滅菌器、恒温培養器、嫌気培養装置、恒温槽その他の検査又は試験のために必要な機械及び器具を備えること。</p> <p style="text-align: center;">(職員の配置の基準)</p> <p>第3条 <u>食品衛生検査施設に配置する職員の基準は、検査又は試験のために必要な職員を置くこととする。</u></p>	<p style="text-align: center;"><u>茅ヶ崎市食品衛生条例</u></p> <p style="text-align: center;">(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、<u>食品衛生法（昭和22年法律第233号。以下「法」という。）の施行に関し必要な事項を定めるとともに、その他食品衛生に関し必要な事項を定めるものとする。</u></p> <p style="text-align: center;">(食品衛生検査施設の設備等の基準)</p> <p>第2条 <u>食品衛生法施行令（昭和28年政令第229号。次項において「政令」という。）第8条第1項の規定により条例で定める食品衛生検査施設</u></p> <p>の設備の基準は、次に掲げるとおりとする。ただし、<u>法第29条の製品検査及び試験に関する事務の一部の実施が都道府県若しくは他の地域保健法（昭和22年法律第101号）第5条第1項の規定に基づく政令で定める市若しくは特別区が設置する食品衛生検査施設又は登録検査機関への委託により、緊急時を含めて確保される場合は、当該事務の一部に係る設備については、この限りでない。</u></p> <p>(1) 理化学検査室、微生物検査室、動物飼育室、事務室等を設けること。</p> <p>(2) 純水装置、定温乾燥機、ディープフリーザー、電気炉、ガスクロマトグラフ、分光光度計、高圧滅菌器、乾熱滅菌器、恒温培養器、嫌気培養装置、恒温槽その他の検査又は試験のために必要な機械及び器具を備えること。</p> <p>2 <u>政令第8条第1項の規定により条例で定める食品衛生検査施設の職員の配置の基準は、検査又は試験のために必要な職員を置くこととする。</u></p> <p style="text-align: center;">(食品営業の届出)</p> <p>第3条 <u>食品販売業（法第4条第7項に規定する営業を除く。）を営む者は、規則で定める事項を市長に届け出なければならない。</u></p> <p style="text-align: center;">(食品営業届出済証の交付等)</p> <p>第4条 <u>市長は、法第57条第1項及び前条の規定による届出があったときは、その届出を行った者に対し食品営業届出済証を交付するものとする。</u></p> <p>2 <u>前項の規定により食品営業届出済証の交付を受けた者は、食品営業届出済証を営業施設内の見やすい場所に掲示しておかななければならない。</u></p> <p>3 <u>食品営業届出済証の交付を受けた者は、食品</u></p>

営業届出済証を亡失し、汚損し、又は毀損したときは、速やかに、食品営業届出済証の再交付を市長に申請しなければならない。

(届出営業者の地位の承継等)

第5条 第3条の届出を行った者(以下「届出営業者」という。)について相続、合併又は分割(当該届出に係る営業の全部を承継させるものに限る。)があったときは、相続人(相続人が2人以上ある場合において、その全員の同意により営業を承継すべき相続人を選定したときは、その者)、合併後存続する法人若しくは合併により設立した法人又は分割により当該営業の全部を承継した法人は、その届出営業者の地位を承継する。

2 前項の規定により届出営業者の地位を承継した者は、速やかに、その旨を市長に届け出なければならない。

(食品営業に係る届出事項の変更の届出)

第6条 届出営業者は、規則で定める事項に変更が生じたときは、速やかに、その旨を市長に届け出なければならない。

(食品営業の廃止の届出)

第7条 届出営業者は、当該届出に係る営業を廃止したときは、速やかに、その旨を市長に届け出なければならない。

(委任)

第8条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

1 略

2 この条例の施行の日前に、食品衛生法に基づく営業の施設基準等に関する条例(平成12年神奈川県条例第8号。以下「県条例」という。)の規定により神奈川県知事にされた届出は、この条例の相当規定により市長にされたものとみなす。

3 県条例第4条第3項及び第5条第3項に規定する証票のうち、前項の規定によりこの条例の相当規定により市長にされたものとみなされる届出に係るものは、第4条第1項に規定する食品営業届出済証及び第9条第1項に規定する施設給食届出済証とみなす。

附 則
略

茅ヶ崎市食品衛生条例の一部を改正する条例参照条文

○地方自治法

第十四条 普通地方公共団体は、法令に違反しない限りにおいて第二条第二項の事務に関し、条例を制定することができる。

二 普通地方公共団体は、義務を課し、又は権利を制限するには、法令に特別の定めがある場合を除くほか、条例によらなければならない。

三 普通地方公共団体は、法令に特別の定めがあるものを除くほか、その条例中に、条例に違反した者に対し、二年以下の懲役若しくは禁錮、百万円以下の罰金、拘留、科料若しくは没収の刑又は五十万円以下の過料を科する旨の規定を設けることができる。

○地域保健法

第五条 保健所は、都道府県、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市、同法第二百五十二条の二十二第一項の中核市その他の政令で定める市又は特別区が、これを設置する。

② 都道府県は、前項の規定により保健所を設置する場合においては、保健医療に係る施策と社会福祉に係る施策との有機的な連携を図るため、医療法（昭和二十三年法律第二百五号）第三十条の四第二項第十四号に規定する区域及び介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第百十八条第二項第一号に規定する区域を参酌して、保健所の所管区域を設定しなければならない。

○食品衛生法

第二条 国、都道府県、地域保健法（昭和二十二年法律第一百号）第五条第一項の規定に基づく政令で定める市（以下「保健所を設置する市」という。）及び特別区は、教育活動及び広報活動を通じた食品衛生に関する正しい知識の普及、食品衛生に関する情報の収集、整理、分析及び提供、食品衛生に関する研究の推進、食品衛生に関する検査の能力の向上並びに食品衛生の向上にかかわる人材の養成及び資質の向上を図るために必要な措置を講じなければならない。

② 国、都道府県、保健所を設置する市及び特別区は、食品衛生に関する施策が総合的かつ迅速に実施されるよう、相互に連携を図らなければならない。

③ 国は、食品衛生に関する情報の収集、整理、分析及び提供並びに研究並びに輸入される食品、添加物、器具及び容器包装についての食品衛生に関する検査の実施を図るための体制を整備し、国際的な連携を確保するために必要な措置を講ずるとともに、都道府県、保健所を設置する市及び特別区（以下「都道府県等」という。）に対し前二項の責務が十分に果たされるように必要な技術的援助を与えるものとする。

第四条 この法律で食品とは、全ての飲食物をいう。ただし、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第百四十五号）に規定する医薬品、医薬部外品及び再生医療等製品は、これを含まない。

② この法律で添加物とは、食品の製造の過程において又は食品の加工若しくは保存の目的で、食品に添加、混和、浸潤その他の方法によつて使用する物をいう。

③ この法律で天然香料とは、動植物から得られた物又はその混合物で、食品の着香の目的で 사용되는添加物をいう。

④ この法律で器具とは、飲食器、割ぼう具その他食品又は添加物の採取、製造、加工、調理、貯蔵、運搬、陳列、授受又は摂取の用に供され、かつ、食品又は添加物に直接接触する機械、器具その他の物をいう。ただし、農業及び水産業における食品の採取の用に供される機械、器具その他の物は、これを含まない。

⑤ この法律で容器包装とは、食品又は添加物を入れ、又は包んでいる物で、食品又は添加物を授受する場合そのまま引き渡すものをいう。

⑥ この法律で食品衛生とは、食品、添加物、器具及び容器包装を対象とする飲食に関する衛生をいう。

⑦ この法律で営業とは、業として、食品若しくは添加物を採取し、製造し、輸入し、加工し、調理し、貯蔵し、運搬し、若しくは販売すること又は器具若しくは容器包装を製造し、輸入し、若しくは販売することをいう。ただし、農業及び水産業における食品の採取業は、これを含まない。

⑧ この法律で業者とは、営業を営む人又は法人をいう。

⑨ この法律で登録検査機関とは、第三十三条第一項の規定により厚生労働大臣の登録を受けた法人をいう。

第二十九条 国及び都道府県は、第二十五条第一項又は第二十六条第一項から第三項までの検査（以下「製品検査」という。）及び前条第一項の規定により収去した食品、添加物、器具又は容器包装の試験に関する事務を行わせるために、必要な検査施設を設けなければならない。

② 保健所を設置する市及び特別区は、前条第一項の規定により収去した食品、添加物、器具又は容器包装の試験に関する事務を行わせるために、必要な検査施設を設けなければならない。

③ 都道府県等の食品衛生検査施設に関し必要な事項は、政令で定める。

第五十四条 都道府県は、公衆衛生に与える影響が著しい営業（食鳥処理の事業を除く。）であつて、政令で定めるものの施設につき、厚生労働省令で定める基準を参酌して、条例で、公衆衛生の見地から必要な基準を定めなければならない。

第五十五条 前条に規定する営業を営もうとする者は、厚生労働省令で定めるところにより、都道府県知事の許可を受けなければならない。

② 前項の場合において、都道府県知事は、その営業の施設が前条の規定による基準に合うと認めるときは、許可をしなければならない。ただし、同条に規定する営業を営もうとする者が次の各号のいずれかに該当するときは、同項の許可を与えないことができる。

一 この法律又はこの法律に基づく処分に違反して刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して二年を経過しない者

二 第五十九条から第六十一条までの規定により許可を取り消され、その取消しの日から起算して二年を経過しない者

三 法人であつて、その業務を行う役員のうち前二号のいずれかに該当する者があるもの

③ 都道府県知事は、第一項の許可に五年を下らない有効期間その他の必要な条件を付けることができる。

第五十七条 営業（第五十四条に規定する営業、公衆衛生に与える影響が少ない営業で政令で定めるもの及び食鳥処理の事業を除く。）を営もうとする者は、厚生労働省令で定めるところにより、あらかじめ、その営業所の名称及び所在地その他厚生労働省令で定める事項を都道府県知事に届け出なければならない。

② 前条の規定は、前項の規定による届出をした者について準用する。この場合において、同条第一項中「前条第一項の許可を受けた者」とあるのは「次条第一項の規定による届出をした者」と、「許可業者」とあるのは「届出業者」と、同条第二項中「許可業者」とあるのは「届出業者」と読み替えるものとする。

○食品衛生法施行令

（食品衛生検査施設）

第八条 都道府県、保健所を設置する市又は特別区（以下この条において「都道府県等」という。）は、法第二十九条第一項又は第二項の規定に基づき当該都道府県等が設置する食品衛生検査施設の設備及び職員の配置について、条例で基準を定めなければならない。

2 都道府県等が前項の条例を定めるに当たっては、第一号に掲げる事項については厚生労働省令で定める基準に従い定めるものとし、第二号に掲げる事項については厚生労働省令で定める基準を参酌するものとする。

一 食品衛生検査施設の設備

二 食品衛生検査施設に配置する職員

3 第一項の食品衛生検査施設においては、厚生労働省令の定めるところにより、検査又は試験に関する事務を管理しなければならない。

○地域保健法施行令

(保健所を設置する市)

第一条 地域保健法（以下「法」という。）第五条第一項の政令で定める市は、次のとおりとする。

- 一 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市
- 二 地方自治法第二百五十二条の二十二第一項の中核市
- 三 小樽市、町田市、藤沢市、茅ヶ崎市及び四日市市

○食品衛生法に基づく営業の施設基準等に関する条例（平成12年神奈川県条例第8号）

(営業の施設基準)

第2条 食品衛生法施行令（昭和28年政令第229号。以下「政令」という。）第35条各号に掲げる営業（同条第2号及び第6号に掲げる営業を除く。）に共通する施設基準は別表第1、同条各号に掲げる営業ごとの施設基準は別表第2、食品衛生法（以下「法」という。）第13条第1項の規定に基づき定められた規格又は基準に適合する生食用食肉又はふぐを取り扱う営業に係る施設の基準にあつては別表第1及び別表第2に加え、別表第3のとおりとする。ただし、営業の形態、土地の状況等により衛生上支障がないと認められる場合は、この限りでない。

別表第2（第2条関係）

1 飲食店営業

(1) 自動車において調理をする場合にあつては、次に掲げる要件を満たすこと。

- ア 簡易な営業にあつては、1日の営業において約40リットルの水を供給し、かつ、廃水を保管することのできる貯水設備を有すること。
- イ 比較的大量の水を要しない営業にあつては、1日の営業において約80リットルの水を供給し、かつ、廃水を保管することのできる貯水設備を有すること。
- ウ 比較的大量の水を要する営業にあつては、1日の営業において約200リットルの水を供給し、かつ、廃水を保管することのできる貯水設備を有すること。

(2) 臨時的な行事に付随して仮設の店舗において簡易な調理をする場合にあつては、次のいずれかに該当すること。

ア 屋台型臨時営業（現地で加熱調理する食品又は調理工程が単純な食品を1品目提供する営業をいう。別表第4の4の項において同じ。）は、次に掲げる要件を満たすこと。

(ア) 屋根及び側壁を有し、清掃しやすく、全ての設備を収容することができるものであり、使用しない場合には衛生的に保管できる構造の施設であること。

(イ) 水栓及び蓋の付いた容量18リットル以上の飲用に適する水を供給する容器を備えること。

(ウ) 器具類の洗浄設備及び手洗い設備を備えること。また、手指を消毒するため、消毒剤を備えること。

(エ) 十分な容量の廃水容器を備えること。

(オ) 食品を衛生的に取り扱うために必要な機能を有する冷蔵設備を必要に応じて有すること。

(カ) 廃棄物（客が使用した食器類を含む。）を衛生的に保管するための蓋の付いた容器を備えること。

(キ) 食品、器具、容器包装等を衛生的に保管できる格納設備を備えること。

イ 簡易固定型臨時営業（非加熱の食肉、魚介類及び鶏卵、生クリーム並びにソフトクリーム以外の食品を1品目又は複数品目提供する営業をいう。）は、次に掲げる要件を満たすこと。

(ア) 施設は屋根、内壁及び床を有し、清掃しやすく、全ての設備を収容することができるものであり、かつ、耐水性及び耐久性を有し、じんあい、昆虫等の侵入を防止できる構造であること。

(イ) 施設内は、取り扱う食品の品目及び取扱量に応じた、十分な広さを有すること。

(ウ) 施設内は、十分な明るさを有する構造であること。

- (エ) 施設には、取り扱う食品に応じ40リットル以上又は80リットル以上の飲用に適する水を供給する給水タンク及びそれと同等の容量の廃水タンクを備えること。
- (オ) 施設内には、作業に適した十分な大きさの流水式洗浄設備及び従事者専用の流水式手洗い設備を使用に適した位置に設けること。また、手指を消毒するため、消毒剤を備えること。
- (カ) 食品を衛生的に取り扱うために必要な機能を有する冷蔵設備を必要に応じて有すること。
- (キ) 廃棄物（客が使用した食器類を含む。）を衛生的に保管するための蓋の付いた容器を備えること。
- (ク) 食品、器具、容器包装等を衛生的に保管できる格納設備を備えるとともに、必要に応じて洗浄消毒が可能な器具等を備えること。
- (ケ) 営業に必要な電力が供給される構造又は電源装置を食品衛生上支障ない箇所に備えること。ただし、営業に当たって電力を要しない場合はこの限りでない。

2

く 略

30

「報告第 28 号専決処分の報告について」の経過報告

事故発生日時 令和 5 年 8 月 17 日 午後 2 時 30 分頃
 事故発生場所 浜之郷 855 番地 8
 事故当事者 相手方 市内在住の男性
 当 方 茅ヶ崎市

経 過

令和 5 年 8 月 17 日 事故発生
 令和 5 年 8 月 17 日 環境事業センターより資産経営課へ事故発生の連絡を受ける。
 令和 5 年 8 月 17 日 事故発生を全国市長会（代理店 損害保険ジャパン株式会社）に報告。
 令和 5 年 10 月 2 日 専決処分をする。

示談内容

区 分	茅ヶ崎市	相 手 方
損 害 額		89,668 円
(算出内訳)		(修理費) 89,668 円
過失割合	100%	0%
賠 償 額	89,668 円	
(算出内訳)	(相手方の損害額) 89,668 円 × 100% = 89,668 円	

「報告第29号専決処分の報告について」の経過報告

事故発生日時 令和5年8月23日 午前10時20分頃
 事故発生場所 浜須賀中学校北側民家駐車場
 事故当事者 相手方 市内在住の男性
 当 方 茅ヶ崎市

経 過

令和5年 8月23日 事故発生
 令和5年 8月23日 浜須賀中学校教頭より事故発生の連絡を受ける。
 令和5年 10月31日 専決処分をする。

示談内容

区 分	茅ヶ崎市	相手方
損 害 額		191,169円
(算出内訳)		(修理費) 168,069円 (代車費用) 23,100円
過失割合	100%	0%
賠償額	191,169円	
(算出内訳)	(相手方の損害額) $191,169円 \times 100\%$ $= 191,169円$	